

508

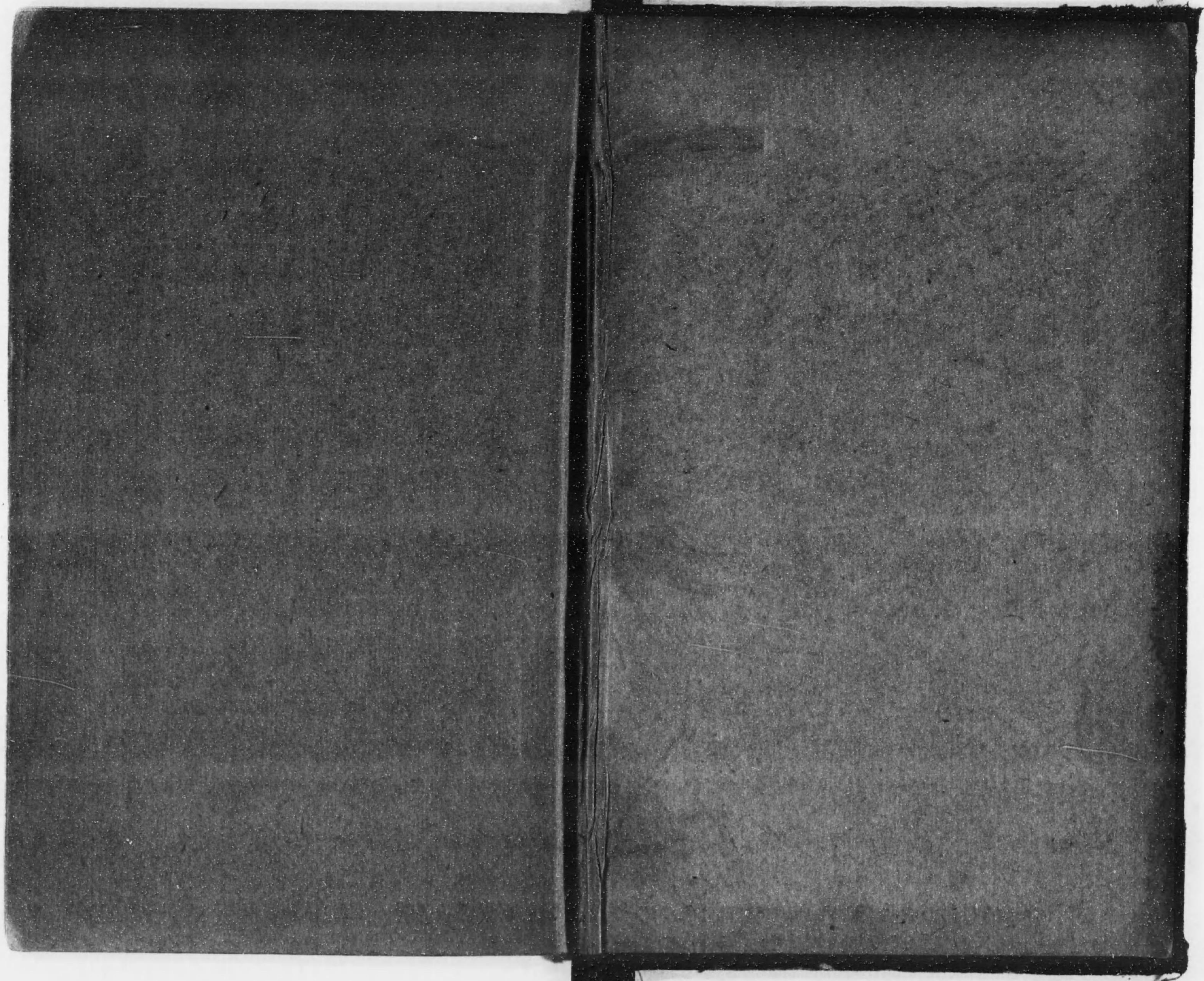
1



始









508-1

靜岡縣勢要覽

10  
縣

10.11.25



# 静岡縣勢要覽

## 目次

第一章 總說	一
第一節 地理	一
第二節 戶口	四
第三節 沿革	八
第二章 地方自治	一五
第一節 自治の沿革	一五
第二節 縣	一六
第三節 郡	一九

目次



第四節 市……………三二

第五節 町村……………二六

第六節 水利組合……………三六

第三章 財政……………三七

第一節 概況……………三七

第二節 收入及支出……………四一

第三節 財產及負債……………六六

第四節 諸稅及負擔……………七七

第四章 教育……………八九

第一節 概況……………八九

第二節 初等教育……………九一

第三節 師範教育……………一〇三

第四節 中等教育……………一〇七

第五節 實業教育……………一〇〇

第六節 專門教育……………一三三

第七節 特殊教育……………一三五

第八節 社會教育……………一三七

第九節 學校衛生……………一四六

第五章 產業……………一四九

第一節 概況……………一四九

第二節 農業……………一五〇

第三節 蠶絲業……………一八〇

第四節 林業……………一八九

第五節 畜產業……………二〇一

第六節 水產業……………二二二



第七節 鑛業.....二二〇

第八節 工業.....二二五

第九節 電氣事業.....二三四

第十節 商業.....二三九

第十一節 金融機關及會社.....二四二

第十二節 產業組合及農業倉庫.....二四六

第十三節 度量衡.....二五五

**第六章 土木及交通.....二五九**

第一節 概況.....二五九

第二節 道路.....二六〇

第三節 鐵道軌道.....二七一

第四節 河湖.....二七五

第五節 水利.....二八〇

第六節 砂防.....二八六

第七節 港灣.....二八七

**第七章 警察.....二九三**

第一節 概況.....二九三

第二節 行政警察.....三〇〇

第三節 工場.....三二六

第四節 司法警察.....三二二

**第八章 衛生.....三三五**

第一節 保健.....三三五

第二節 防疫.....三四二

第三節 醫藥.....三五〇



第九章 神社及宗教……………三五三

第一節 概況……………三五三

第二節 神社……………三五三

第三節 神道……………三五四

第四節 佛教……………三九五

第五節 基督教……………三五六

第六節 御陵墓……………三五六

第七節 國寶及特別保護建造物……………三五七

第十章 兵事……………三六一

第一節 概要……………三六一

第二節 陸海軍管轄……………三六一

第三節 徵兵及志願兵……………三六二

第四節 軍需工業動員……………三六三

第五節 在郷軍人會其の他の尙武團體……………三六四

第十一章 社會事業……………三六七

第一節 概説……………三六七

第二節 縣の社會事業……………三六八

第三節 郡市町村の社會事業……………三七五

第四節 私設社會事業……………三七九

第五節 民力涵養……………三八三

第六節 報徳社……………三九九

第十一章 史蹟及名勝……………四一九

第一節 史蹟及名勝……………四一九

第二節 公園……………四二〇



目次

第十三章 表彰……………四三五

第十四章 官公衛……………四五二

第十五章 新聞雜誌……………四六一

卷頭

第一章 (總說)

第二章 (地方自治)

第三章 (財政)

第四章 (教育)

第四節 市	▲靜岡縣全圖 龍華寺より三保の 松原及富士山を望 む	△現住人口及戸數 △本籍人口年齡別	靜岡縣廳 靜岡市立物産陳列館	縣會議事堂 靜岡市火葬場	靜岡市立病院 附同病院レント ゲン室
第五節 實業教育	△地方歳入及歳出 △租稅負擔 △中等學校一覽	靜岡師範學校	縣立靜岡工業學校	同校工場の一部	

圖表及寫眞

(△△圖表) (▲▲地圖)

圖表及寫眞



第五章 (産業)

第二節 農業 (茶ノ部)	△重要物産比較 静岡縣立農事試験場 △清水港よりの製茶輸出額 茶摘 蜜柑園 静岡縣原産種梨造所 天龍沿岸の林相 牛(ホルスタイン種) △水産業の盛衰 水産指導船富士丸(百五十八噸) 鹽乾乾燥場 △遠江織物同業組合 紡績工場 (富士瓦斯紡績株式會社小山工場) △重要物産の地位 有限燒津信用購買責任組合石油發動汽船の一部	ベタリア蠶虫飼育室 輸出茶の積込 (其の一) 輸出蜜柑果場 條桑育 天龍沿岸の木材集散地 豚 飼料蠶魚獲狀況 遠州織物工場 (濱松市附近) 同組合蠶魚獲狀況	ベタリア蠶虫配付 輸出茶積込 (其の二) 輸出蜜柑荷造 蔦市場(濱松市) 椎茸格場 煉乳製造所(其の一) 飼料蠶養場 樂器工場 (日本樂器株式會社) 有限富士梨業信用購買販賣組合事務所 同組合梨果搬出狀況
第三節 蠶絲業			下橋繰返検査 (濱松市遠江玉蔦同業組合検査所) 煉乳製造所(其の二)
第四節 林業			
第五節 畜産業			
第六節 水産業			
同			
同			
第八節 工業			
第十一節 商業			
第十二節 産業組合			

第六章 (土木及交通)

第二節 道路	東海道松並木 (岡部町附近) 富士川岩本一番出 芝川猪之頭發電所 清水港	舞坂辨天橋 大井川渡船 (島田附近) 深長川第一發電所 下田港	御成橋 沼津町 天龍川(池田附近) 燒津潮除堤防
第四節 河湖			
第五節 水利			
第七節 港灣			

第七章 (警察)

第二節 行政警察	駿府城跡 飛行場(磐田郡掛塚町福永飛行場) 白絲瀧(富士白絲村) 熱海温泉大湯沸騰	宇津谷峠 同飛行場(其の二) 田子の浦 修善寺温泉	
第一節 保健 (温泉の部)			

第八章 (衛生)

第九章 (神社宗教)

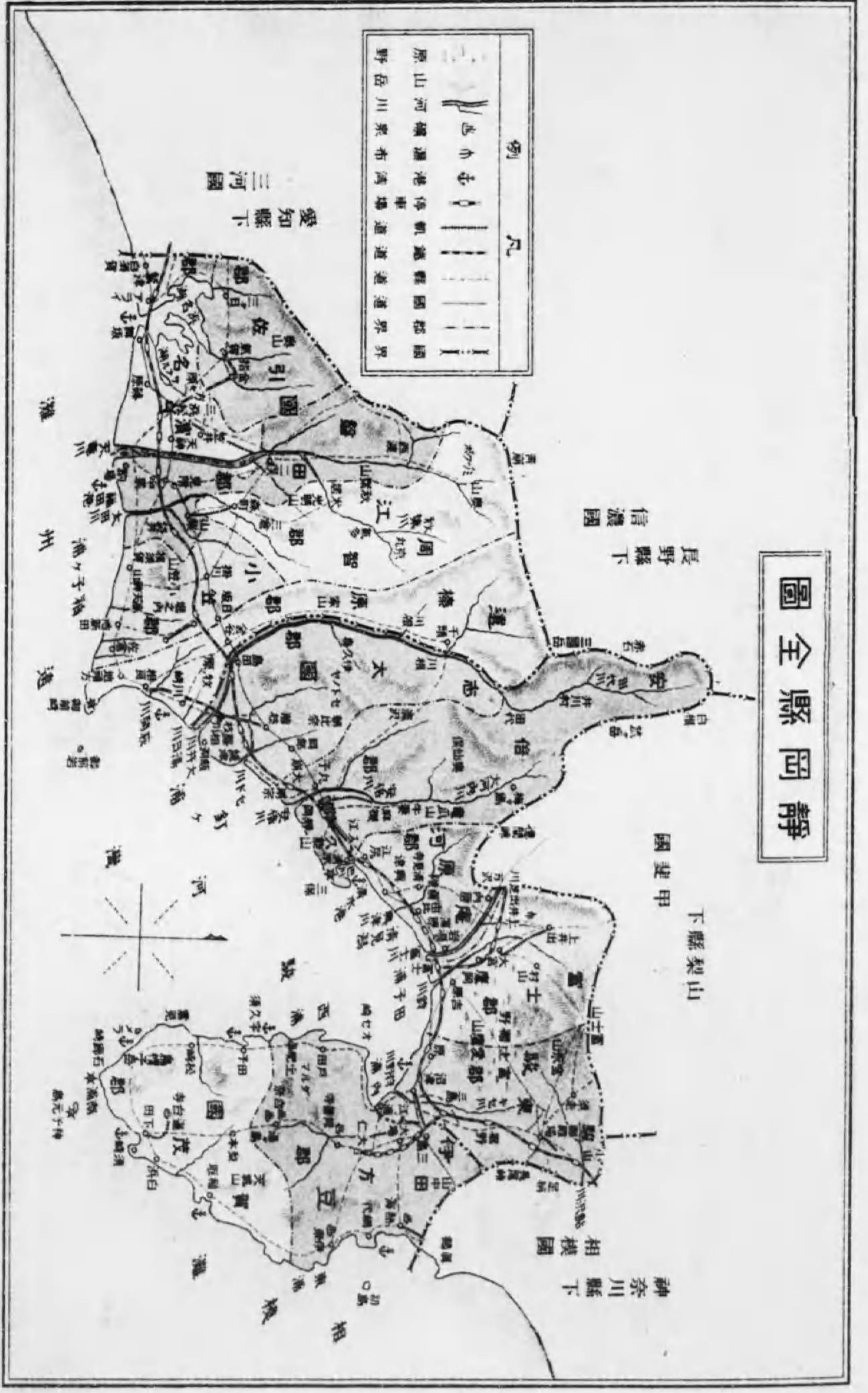
第十章 (社會事業)

官幣大社三島神社 臨濟寺(静岡市外) 國幣小社淺間神社 △民力油養ボスタ 縣立三保學院 國分寺跡(田方郡三島町)	官幣大社淺間神社 清見寺(庵原郡興津町) 國幣小社(周智郡小國神社一宮村)	別格官幣(安倍郡社東照宮(久能村) 官幣中社(引佐郡井伊谷宮(井伊谷村))	静岡市公設市場 反射爐(田方郡藍山村) 静岡託兒所 新居關跡 静岡ホーム
-------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------	------------------------------------------	--------------------------------------------------



目次終

靜岡縣全圖





# 静岡縣勢要覽

## 第一章 總說

### 第一節 地理

一位置 本縣は伊豆七島を除く、駿河、遠江の三箇國を管轄し、東經百二十七度二十八分より百三十九度九分に至り、北緯三十四度三十五分より三十五度三十一分の間に在り、所謂東海道の中部に在り。東箱根山を界して神奈川縣に隣り、西沃野を以て愛知縣に接し、北山岳連互して山梨、長野二縣に連り、南太平洋に面して遠州灘に臨み駿河灣を抱擁す。

廣表 地形東西に伸ひ、其の延長三十九里六町。南北に縮まり、其の延長二十九里十九町。最も狭き處僅に二里半に過ぎず。而して面積四百九十二方里なり。

地勢 伊豆は縣の東部に在りて大洋に斗出せる半島なり。富士火山系に屬する



天城山中央に聳えて、群小の峰巒國中に蟠屈し、低地は纔に河谷及海岸に散在するのみ。従つて耕耘の地乏しと雖、水産物豊富にして林業の收利亦大なり。而して温泉各地に湧出し、熱海、伊東、修善寺、長岡の如き其の名全國に著る。又到る處史蹟に富み其の傳ふべきもの尠からず。

駿河は縣の中部に位し、北に理想の象徴たる富士山あり巍々として千秋に聳え、南に汪洋たる駿河灣あり、靜浦、田子浦、清見瀨等其の沿岸に散點して長汀曲浦をなし、富士川、安倍川及遠江との國境をなす大井川之に注ぐ。又灣の奥部清水港は、天女の羽衣を以て有名なる三保の崎に抱かれ、靜穩にして水深く、大船巨船の碇泊に適す。又沿海一帶の地は蜜柑によく茶に適し漁獲の收利亦尠からず。

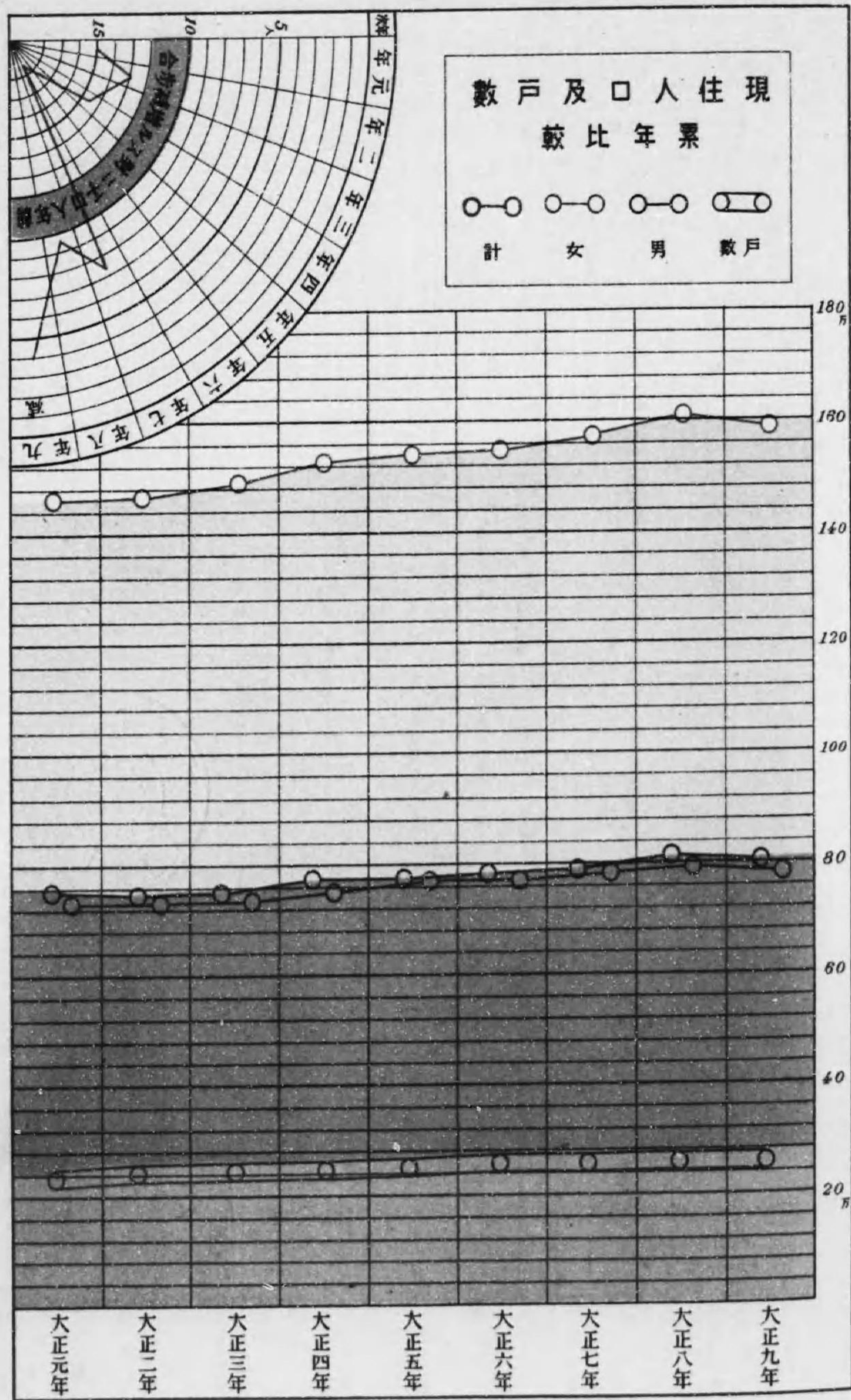
遠江は縣の西部を占め、北は山岳重疊して林産に富み、東に茶の産地たる牧野原あり。西に御料地たる三方ヶ原あり。天龍川は其の中央を流れ舟筏二十餘里にして遠州灘に注ぐ。而して遠州灘と駿河灣とを劃して御前崎遠く海中に突出す。又その西部なる濱名湖は、周縁二十三里に互りて烟波の風致を添ふ。河に沿ひ海に臨み平野多く、地味肥沃にして農耕早くより發達す。

氣候 黒潮の暖流南方の洋中を馳せ、沿海の一帶氣候溫和にして平均溫度十五度六分、盛夏の絶對最高溫度三十二度九分(大正九年)嚴冬の絶對最低溫度零下四度一分に過ぎず。夏期雨量多く全年を通して一千九百八十耗に達す。毎年夏秋の交颱風屢々各地を襲ひ、豪雨之に伴ひて、風水の慘害尠からざるものあり。

面積

伊豆國	駿河國	遠江國	合計
郡市名	郡市名	郡市名	郡市名
賀茂郡 田方郡	駿東郡 富士郡 庵原郡 安倍郡 志太郡 静岡市	榛原郡 小笠原郡 周智郡 磐田郡 濱名郡 引佐郡 濱松市	
面積	面積	面積	面積
四二・一一 六二・五九	四一・三一 三六・〇四 一七・七四 六一・九五 三三・四七 四三	六一・四二 二五・六七 四三・二〇 二八・四六 二五・九九 一一・〇五 一九六・三八	一九〇・九四
計	計	計	計
一〇四・七〇	一九〇・九四	四九二・〇二	





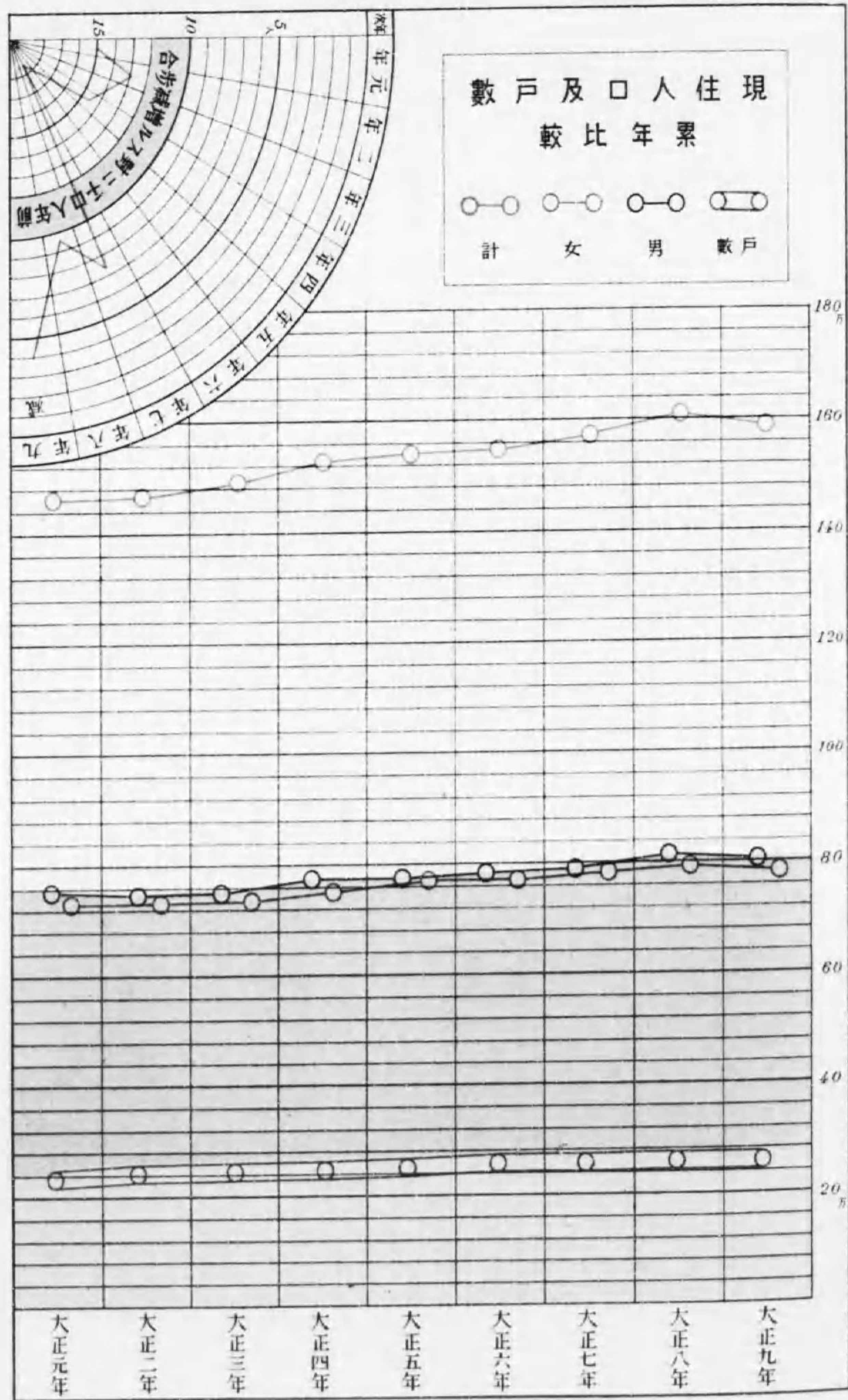
第二節 戸口

戸口に關する調査は本縣の一部に於て維新勿々行はれたることあり。即ち明治二年舊静岡藩吏杉享二は、府中奉行に説くに、統計殊に國勢調査の施政上に必要

官有地		民有地	
種目	面積	種目	面積
御料地	二一〇、三二一	田	六四、二八一
神社地	三六〇	畑	一〇、六八八
寺院地	四八一	山林	七〇、六八九
其ノ他國有地	四、四三六	原野	三五四、〇七八
合計	二一五、四九八	其他	四九九、六三六
		免租地	一一、三七二
		年租地	一、四〇九
		合計	一二、七八一
			五二二、四一七

静岡縣勢要覽  
官有地及民有地





戸口に關する調査は本縣の一部に於て維新勿々行はれたることあり。即ち明治二年舊静岡藩吏杉享二は、府中奉行に説くに、統計殊に國勢調査の施政上に必要

第二節 戸口

官有地		民有地	
種目	面積	種目	面積
御料地	二二〇、三三二	田	六四、一八一
神社地	三六〇	畑	一〇、六八八
寺院地	四八一	山林	七〇、六八九
其ノ他國有地	四、四三六	原野	三五四、〇七八
合計	二二五、四九八	其他	四九九、六三六
		免租地	一一、三七二
		年租地	一、四〇九
		合計	一二、七八一
			五一二、四一七

静岡縣勢要覽  
官有地及民有地



なることを以てせしかば、奉行其の建議を容れ、同藩の一部に之を試み、次て江尻、沼津、原等に施行せり。之か結果に至りては一局部に止まりし爲め特に見るべきものなかりしと雖、實に本邦國勢調査の濫觴と謂ふべし。

爾來交通の至便と文運の發達とに伴ひ、本縣人口の増加は實に著しきものあり。明治九年末人口九十六萬四百四人なりしもの大正九年十月一日施行に係る國勢調査に於ては百五十五萬三千八百七十七人に達し、實に一倍六に當り尙引續き増加の趨勢にあり。全國最近五箇年間に於ける平均増加歩合は、人口千に對し一〇人五〇にして、本縣は一二人二五を示し、増加率全國中第十一位を占む。又男女の割合均衡を保てるは本縣の一特色と謂ふべし。

大正九年末に於ける現住人口の狀況は、一戸當り平均五人九四、一方里平均三千二百四十四人六五に當り、本籍人口百に對し九十六人四六を示す。而して人口最も稠密なるは静岡市にして、一方里に對する換算人口十六萬七百六十三人を算し、濱松市之に亞く。郡部にありては濱名郡の一方里六千六百〇一人を第一とし、磐田、榛原、引佐、志太之に亞き、周智、賀茂、庵原の諸郡最も稀薄なるを見る。



職業別戸數を見るに、縣を通し最も多數を占むるは農業にして、全戸數の五割五分に達し商業戸數之に亞く。又外國人にして本縣に在住するもの百二十五人、内最も多きを英國人の四十七人、支那人の四十一人とす。本縣人にして、海外に在留するもの四千三百八十九人、内男三千百五十四人、女千二百三十五人にして、安倍郡三保村の八百三十一人を最多とす。

戸口

年次	現住戸數	現住人口		本籍人口	毎年増加歩合(千ニ付)	
		男	女		現住戸數	現住人口
明治四十四年末	三六、四六六	七三、八二〇	七三、三九九	一、四三三、〇九九	一一・八五	一四・三〇
大正元年末	三三、九七九	七三、三三九	七三、六五〇	一、四三〇、〇〇九	一四・二五	一五・〇三
同二年末	三四、六九八	七四、三三三	七三、六四八	一、四三〇、九八〇	一四・三三	一三・九九
同三年末	三四、〇三三	七五、五五八	七四、一五三	一、四三九、七一一	一四・四〇	一七・〇三
同四年末	三四、二二六	七六、八六一	七五、六八〇	一、四四二、五五二	一三・一三	一四・五六
同五年末	三五、〇六六	七七、九七五	七七、〇四七	一、四五七、四六三	一五・五三	一七・〇四
同六年末	三五、九八一	七八、九七五	七八、九三〇	一、五七五、八八七	一五・五九	一八・三三
同七年年末	三六、二九一	七九、八五七	七八、三〇三	一、六八七、〇五六	一六・七二	一〇・五三
同八年年末	三六、九六六	八〇、七四四	七八、三二〇	一、六八三、〇九〇	一三・八四	九・四五

同 九年年末	三六、八七四	八〇、五四六	七八、八二二	一、五九六、四七七	一、六五五、一〇五	一四・〇三 (一)	三・五三	一一・〇五
--------	--------	--------	--------	-----------	-----------	-----------	------	-------

備考 (一)ハ減ヲ示ス

現住人口及現住戸數 (大正九年十二月現在)

郡市名	現住人口		計	現住戸數	現一方里ニ對スル住人口
	男	女			
賀茂郡	三六、八五九	三九、七六一	七六、六四〇	一三、九三三	一、八六七
田方郡	六九、八〇三	六八、三三四	一三、一四七	三、〇〇〇	三、〇九五
駿東郡	六九、七七一	七一、三三六	一四、一〇七	三、七五七	三、四四六
富土郡	六〇、〇九五	六〇、四二二	一三、〇五〇	一九、七七七	三、三三三
廣原郡	四三、三三六	四三、二二三	八、七九九	一三、六二四	四、七七七
安倍郡	六一、〇六六	六〇、三三四	一二、三〇〇	一九、九七五	一、九九九
志原郡	七五、〇〇一	七四、四八二	一四、九八三	二二、一三三	四、七七三
小笠原郡	四八、〇一一	四六、九九九	九、五〇〇	一五、三三九	一、五三三
榛原郡	五八、八〇一	五八、一四三	一一、九四四	二〇、一九五	四、五三六
周智郡	二六、三〇八	三五、三三三	一一、〇四一	八、八三三	一、一九三
磐田郡	七二、三三七	七〇、六七七	一四、〇〇四	二四、六〇三	三、〇〇六
名田郡	八五、二五四	八六、三二〇	一七、一七四	二七、七九三	六、〇〇六
濱引郡	二五、九四八	二五、八二五	五、一七三	八、六三六	四、八四三



静岡縣勢要覽

郡市名	現住人口		現住戸數	一方里ニ對スル現住人口
	男	女		
靜岡市	三三,七三三	三三,四五六	一五,一五八	一,六〇,七六三
濱松市	三二,七五三	三二,五〇九	一三,三六二	一,〇七,三三〇
計	八〇〇,五四六	七九五,八九二	一,五九六,四七七	一,六〇,七六三

職業別戸數

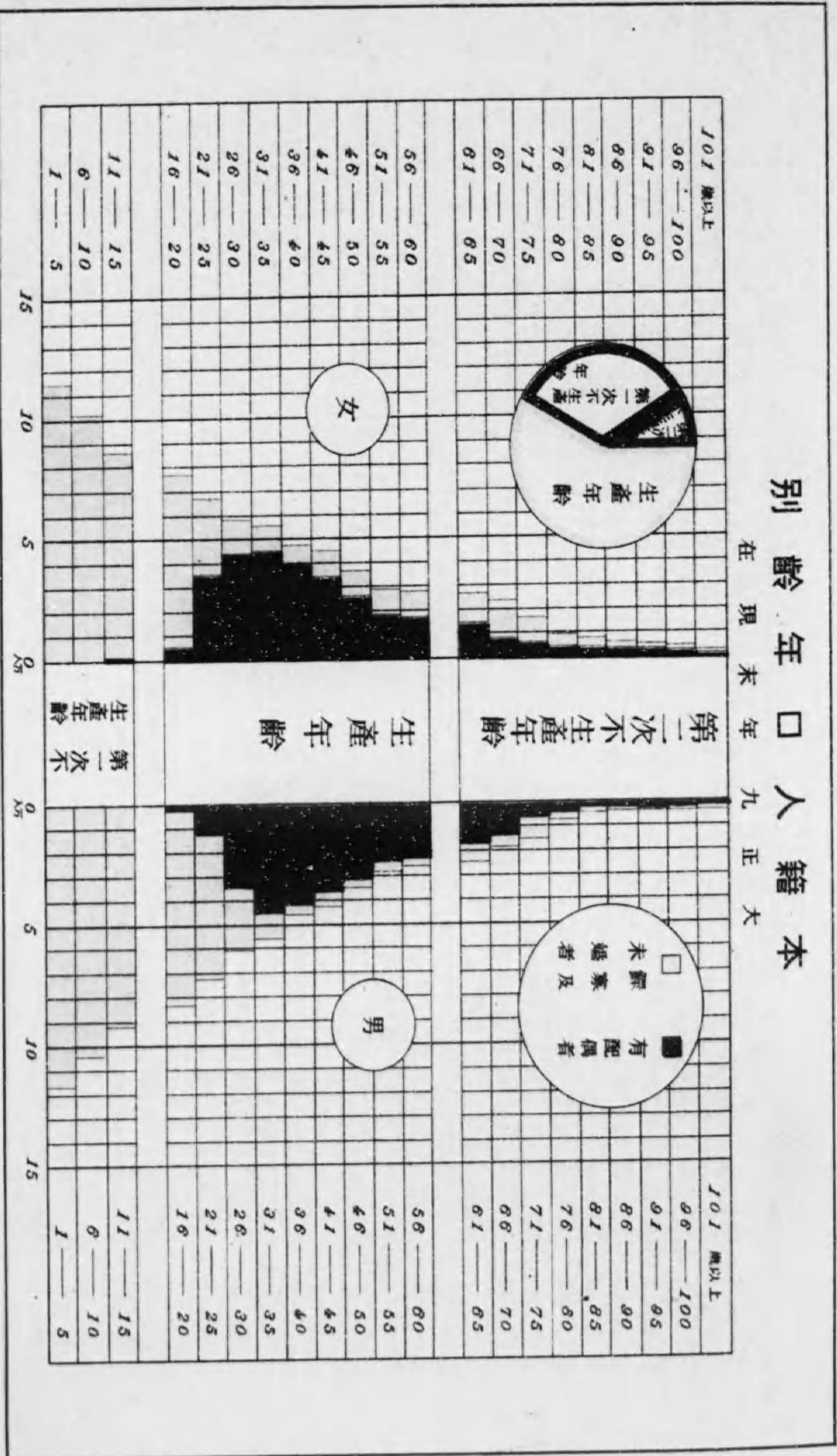
(大正九年十二月現在)

種別	農業	商業	工業	漁業	其ノ他	計	無職業	合計
現住戸數	一七,二五〇	四七,六七五	三九,六三三	二,四三四	三九,六九三	一三五,八二五	二,八五九	一六八,六八四
百ニツキ戸數	五五	一八	一一	七	一一	九九	一	一〇〇

第三節 沿革

國名の濫觴は山川湖海の地勢より起る。伊豆は所謂「出づ」にして、富士火山系の一脈遠く大洋中に斗出する地形より呼はれたる國名也。駿河は最初珠流河なり、志通波多川(安倍川)、不二河(富士川)、大堰川(大井川)の如き清流多きか故也。而して

別年齢人口 本籍





静岡縣勢要覽

郡市名	現住人口		現住戸数	一方里ニ對スル現住人口
	男	女		
静岡市	三三,七三三	三三,四五六	一五,一五八	一,六〇七・六
濱松市	三二,七五五	三二,五九九	一三,五三〇	一,〇七二・三〇
計	六六,四八八	六六,〇五五	二八,六八八	一,七三〇・九〇

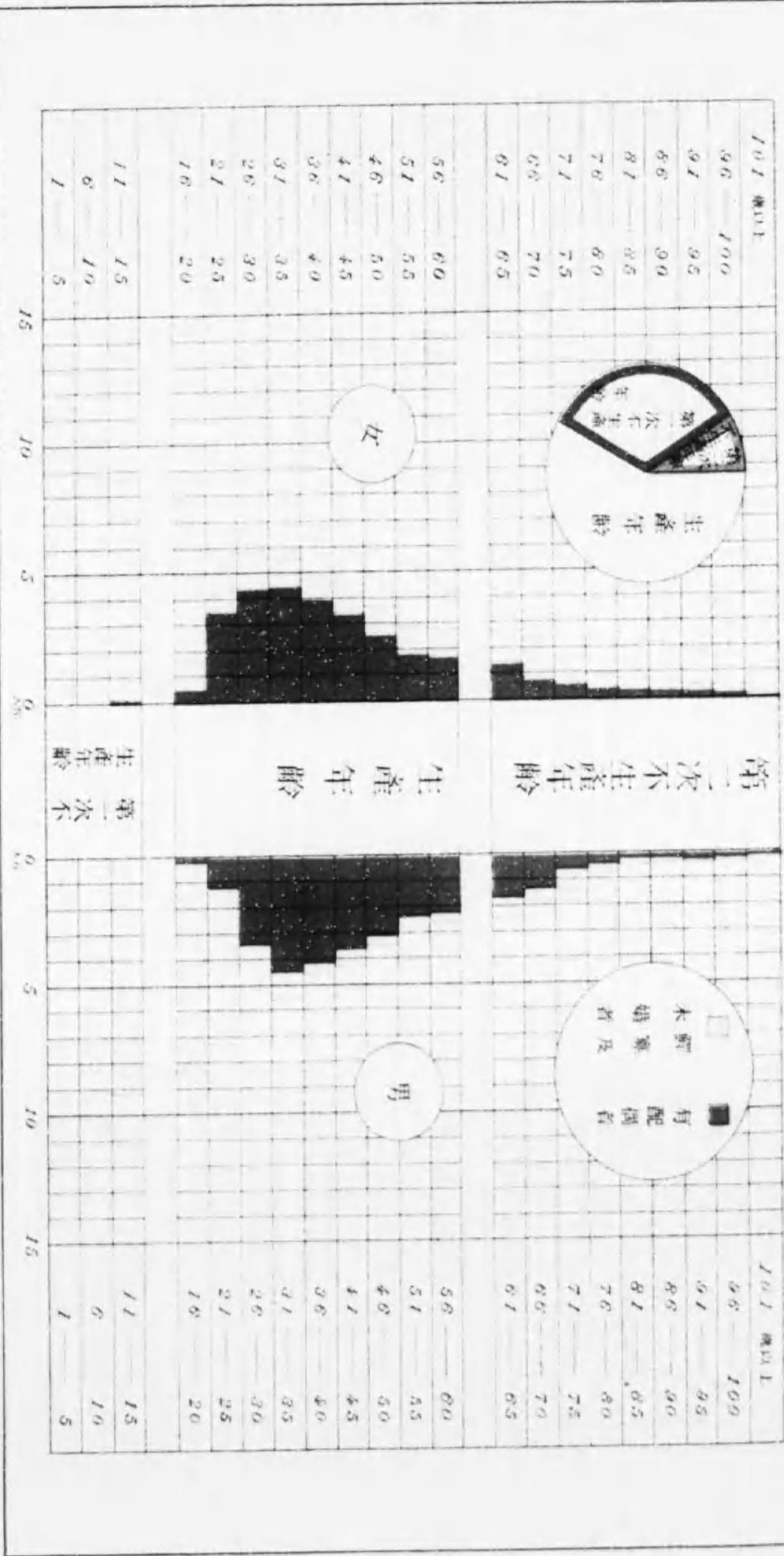
職業別戸数 (大正九年十二月現在)

種別	農	業	商	業	工	業	漁	業	其ノ他	計	無職業	合計
戸数	一七,七三三	四,一六五	二九,一六	二,四四四	二,九六三	二,六五八	二,五九九	一	二,六八七	一〇〇		
現住戸数	五	一八	二	四	二	九九						

第三節 沿革

國名の濫觴は山川湖海の地勢より起る。伊豆は所謂「出づ」にして、富士火山系の一脈遠く大洋中に斗出する地形より呼はれたる國名也。駿河は最初珠流河なり、志通波多川(安倍川)、不二河(富士川)、大堰川(大井川)の如き清流多き故也。而して

別 齡 年 口 人 籍 本





之等大川は駿馬の勢を以て大洋に注ぐ、國名の駿河はこれより出づ。又遠江なる濱名湖は古來近江の琵琶湖に對して遠淡海と呼ばれたり、轉して遂に國名となる。推古天皇の朝には、之等三國は六管轄に分たれ、遠淡海、久努、素賀、珠流河、庵原、伊豆の六國造によりて支配せられたり。而して天明天皇の和銅六年勅令に依り國名を二字となしたる際、珠流河は駿河に遠淡海は遠江に改めらる。其の後國造を廢して國司、郡司を置く。醍醐天皇の撰せられたる延喜式に出づる本縣の郡名は、左の二十三郡なり。

伊豆	君澤	田方	賀茂	那賀						
駿河	志太	益津	有度	庵原	富士	駿河				
遠江	濱名	敷地	引佐	龜玉	長上	磐田	山香	周智	山名	佐野
長下	榛原	城飼								

平安時代の末葉に至るまでは、國守、郡守の姓氏判然せず、漸く源賴朝幕府を鎌倉に置き、諸國に守護職を設けたる際に於て姓氏の顯れたる者あり。即ち伊豆は鎌倉時代に將軍相傳の地となり、北條氏の時代尙直轄の地たり、而して徳川氏



に移りてより、内藤信成を韭山に、戸田忠次を下田に封せしと雖、慶長六年幕府の直轄となし、三島の代官をして支配せしむ。而して三島代官所は寶曆年間韭山の地に移され、江川太郎左衛門代官の職に任せられ、以て大政奉還の時に至る。

駿河は鎌倉時代に於て、源廣綱、三浦義村相次て守護職となり、後醍醐天皇の朝に至り脇屋義助代つて之に任せられ、足利時代に於ては今川範國遠江を兼ねて守護職たり。後戰國時代の武田氏を経て徳川氏に移るや、徳川氏は因縁淺からざる故を以て、最初自ら統治に當り後には城代を置き、駿河を統ふるに特に意を用ゐたり。

遠江は最初安田義定封せられ、足利時代駿河の今川範國之に代るまで其の職を世襲し、今川氏亦數代を経て遂に戰國時代の千戈に亡ひ、武田氏之に代り、更に徳川氏天下に覇を唱へて宇内平穩に歸するや、近親を以て之に任せしめ其末葉に及ぶ。

上述の如くにして徳川氏の末葉に在りては、駿河に沼津、田中、小島の諸藩あり、遠江に相良、横須賀、濱松及掛川藩あり、又伊豆は江川代管し、其の他駿遠

二國には幕領、旗本の所領及豪家大澤氏の采地等甚だ錯雜を極めたりしか、十五代將軍徳川慶喜大政を奉還するや、明治元年新に官制を定め、地方を分ちて府、藩、縣の三治となすに及び伊豆に韭山縣を置き、又徳川龜之助(家達公)を駿遠に封して静岡藩と爲し、沼津外六藩の諸侯を悉く房總の地に移封し、獨り大澤基壽を遠江堀江の藩に封す。

後明治四年七月廢藩置縣の令出づるや、藩を廢して静岡縣及堀江縣を置きたるも、更に同年十一月兩縣を廢して、駿河に静岡縣、遠江に濱松縣を置き、又韭山縣を廢して伊豆全國を足柄縣の管下に屬せしめたりしか、九年に至り足柄濱松兩縣廢せられ、伊豆、遠江の二箇國は静岡縣に合併せられ、茲に三箇國始めて一管内に所屬するに至れり。而して明治十一年伊豆七島及八丈島を東京府の管轄に移して以て現在に及ぶ。



靜岡縣勢要覽

伊豆 荏山 (江川太郎左衛門) 荏山 縣 (江川太郎左衛門) 足柄 縣 (四年二月十四日)

沼津 藩 (水野出羽守) 元年六月二十九日

駿河 田中 藩 (本田紀伊守)

小島 藩 (瀧脇丹後守)

相良 藩 (田沼玄蕃頭)

橫須賀 藩 (西尾主計頭)

遠江 濱松 藩 (井上河內守)

掛川 藩 (太田總次郎)

堀江 藩 (大澤右京大夫) 堀江 縣 (大澤基壽) 堀江 縣 (四年七月十四日)

元年九月十八日

濱松 縣 (四年十一月十五日)

靜岡 縣 (九年四月十八日)

靜岡 縣 (九年八月二十一日)

歷代縣令及知事

就任年月

在官年月

大 迫 貞 清 明治九年四月四日  
奈 瓦 原 繁 明治十六年十二月  
關 口 隆 吉 明治十七年九月

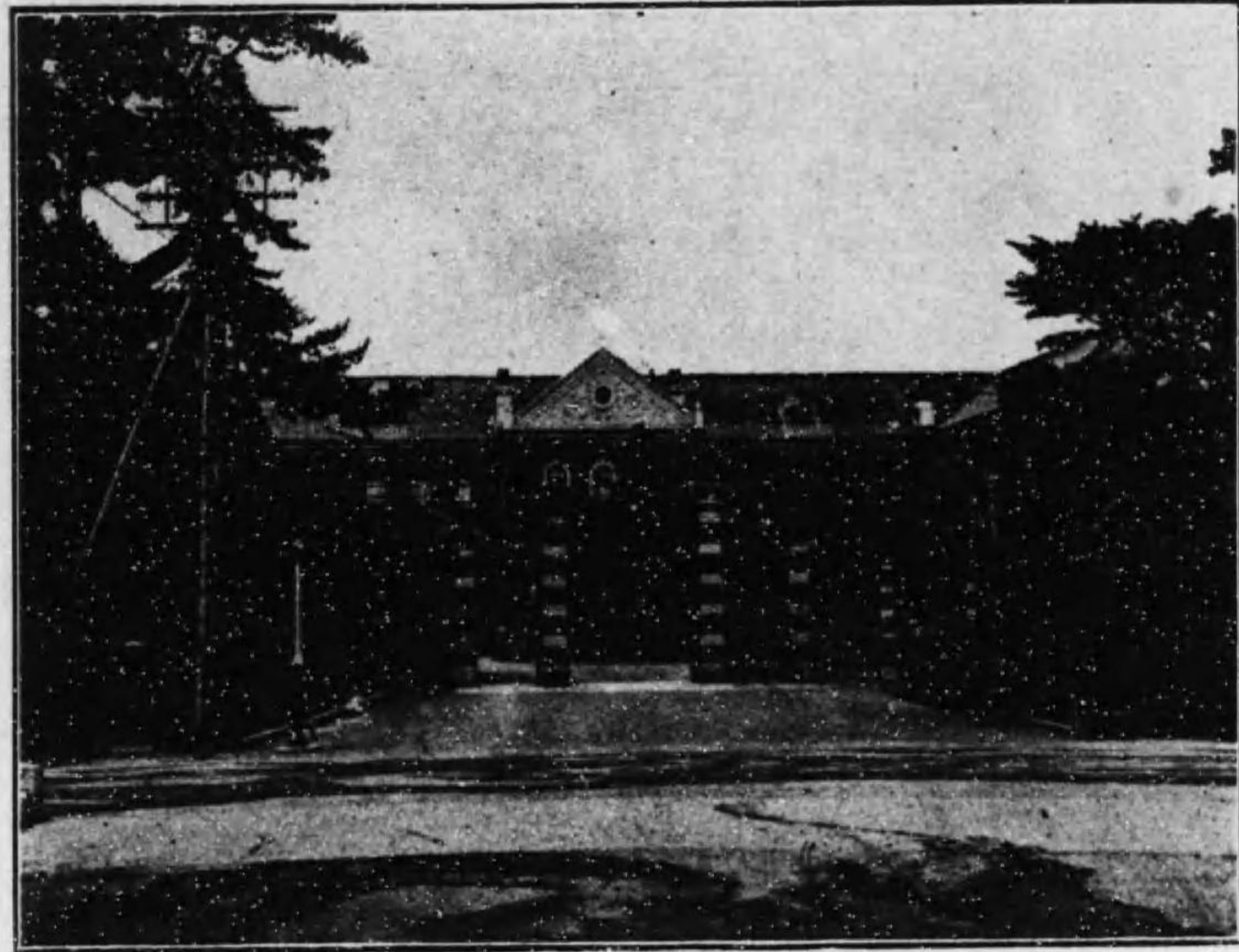
十 箇 年  
九 箇 月  
四 年 九 箇 月

時 任 爲 基  
小 松 原 英 太 郎  
千 家 尊 福  
加 藤 平 四 郎  
小 野 田 元 熙  
志 波 三 九 郎  
山 田 春 三  
龜 井 英 三 郎  
李 家 隆 介  
石 原 健 三  
松 井 茂  
笠 井 信 一  
湯 淺 倉 平  
安 河 內 麻 吉  
赤 池 濃  
關 屋 貞 三 郎  
道 岡 秀 彦

明治二十二年六月  
明治二十五年八月  
明治三十年四月  
明治三十一年七月  
明治三十二年八月  
明治三十三年十月  
明治三十五年二月  
明治三十七年一月  
明治三十八年十二月  
明治四十三年六月  
明治四十四年五月  
大正二年三月  
大正三年六月  
大正四年八月  
大正七年五月  
大正八年八月  
大正十年三月

三年三箇月  
四年九箇月  
一年四箇月  
一年二箇月  
一年三箇月  
一年五箇月  
二 箇 年  
二 箇 年  
四年七箇月  
一 箇 年  
一年十一箇月  
一年四箇月  
一年三箇月  
二年十箇月  
一年四箇月  
一年八箇月





靜岡縣廳



縣會議事堂



## 第二章 地方自治

### 第一節 自治の沿革

廢藩置縣の令は、地方制度を根本的に革新せるものなり。列藩割據の舊習を更めて、從來の莊屋、名主及年寄等は、明治五年四月之を改めて戸長副戸長と稱し、郡町村を區域として、府縣の下に大小區を設け、大區に區長、小區に戸長、副戸長を置き、中央集權の制を建てしか、時勢の趨向と政務の實際とは、此の現状を以て満足するを許さず、他日立憲制を行ふの準備として、地方自治の端を開き、民衆をして公共の事務を處理せしむることの可なるを認め、其の基本として明治十一年太政官布告第十七號を以て郡區町村編成法發布せらるるに及び、從來の大區を廢して新に郡制を定め、伊豆國を賀茂、那賀、君澤、田方。駿河國を駿東、富士、庵原、有渡、安倍、志太、益津。遠江國を榛原、佐野、城東、周智、豊田、山名、磐田、長上、敷地、濱名、引佐、龜玉の二十七郡と爲し、之に十三郡役所



を設けて郡長を置き、又同年布告第十八號府縣會規則に依り、翌十二年初めて縣會を静岡市に開き、次て明治十三年區町村會法の發布に依り、町村に町村會を置きたるか、明治二十一年に至り市制町村制の制定せらるるや、静岡宿外百二十三町を静岡市と改めて市制を布き、其の他の町村一千八百九十五に對しては、克く獨立自治に堪ゆるの資力を有せしむるか爲廢置分合を行ひ、之を三百三十五町村と爲し、翌年四月一日より町村制を施行することとなれり。其の後明治二十九年法律第四十七號を以て、郡區域を更めて十三郡と爲し、同年九月一日より郡制を施行し、又明治三十年四月一日より縣に府縣制を施行し、地方自治の基礎茲に全く確立するに至れり。

## 第二節 縣

本縣は二市十三郡を包轄し、縣廳を静岡市追手町に置く。縣の官吏吏員等は、知事、内務部長、警察部長の外、理事官五、警視四、技師八、視學二、屬六十八警部四十、技手二十七、等國庫支辨に屬するもの、外、縣費支辨に屬するものに

道業主事一、道路技師一、土木技師五、産業主事一、産業技師二十一、測候技師二、警察醫十二、感化院長一、警部補四十七、道路書記十、道路技手四十八、土木書記九、土木技手四十、産業技手百二、産業主事補二十六、測候技手四、同書記二、屠畜検査技手十一、感化院教諭一、同書記一、同媒姆一、縣吏員貳百十四、巡查九百四十及び囑託員傭員等あり。是等縣費支辨に屬するもの、大正十年度諸給與豫算額は、最近漸次待遇の向上を圖りたる結果、俸給百一萬四千九百八十六圓、給料十九萬千八百二十圓、手當二萬九百五十一圓、旅費二十六萬七千三百八十七圓、賄料二萬一千五百九十三圓、勉勵手當六萬四千三百五十三圓、合計百五十八萬千九百圓にして、實に歳出總額の一割八分餘に當る。

縣會議員定數四拾四、外に名譽職參事會員七、同補充員七あり。縣會は毎年一回通常會を招集する外、最近五箇年間に於て臨時會を招集せる事五回に上れり。縣會議員選舉有權者數は、大正九年十二月現在八萬千八百八十七にして、之を市郡に分別すれば、静岡市二千三百六十三、濱松市千八百九十四、郡七萬六千九百三すなり。



本縣は地勢東西に延び、北に山を背ひ、南に海を控へ、大小貳百餘の河川概ね急流にして、一朝豪雨到れば忽ち汎濫するの狀に在るを以て、治水費に多きを要するのみならず、亦道路橋梁の維持改良に少からざる經費を投せざるへからず、之れを府縣制實施以來大正八年度に至る二十一箇年間の決算に依るも、支出總額四千三百三十萬餘圓中、土木費實に千八百七十二萬餘圓を占め、總額の四割三分餘に達し、其の結果縣費總額の比較的多大なるに拘らず、産業、教育等各般の施設經營に伴ふ經費は他の府縣に比し必ずしも多きに上らず。而して現に事業中に屬する主なる縣施設は、富士川、太田川、瀬戸川の改良、箱根、金谷、宇津谷峠坂路の改修、富士、安倍、大井、天龍の四大川並に濱名湖の架橋、清水港の修築等の土木費に屬するもの七種にして其の事業費合計千九百十五萬九千三百九十九圓を始め、高等學校、高等工業學校創設に關する寄附金、縣立中學校創設等教育費に屬するもの四種、基本林造成、樹苗養成、伊東漁港の修築等勸業費に屬するもの四種あり。又た縣費を以て管理する營造物の主なるものは、道路、橋梁、河川、港灣の外、師範學校三、中學校七、高等女學校一、農業學校四、工業學校二、感化

院一、警察病院三なり。その他縣費支辨事業の機關としては、蠶業取締所一、原蠶種製造所一、農事試驗場一、水産試驗場一、工業試驗場二、測候所二等とす。大正八年法律第六十號に依り、本縣衆議院議員選舉區は、第一區より第十區に分る。第一區静岡市一人、第二區濱松市一人、第三區安倍郡一人、第四區富士郡庵原縣一人、第五區駿東郡一人、第六區志太郡一人、第七區榛原郡小笠郡二人、第八區周智郡磐田郡一人、第九區濱名郡引佐郡二人、第十區賀茂郡田方郡二人、通計定數十三人にして、其の選舉有權者數は大正九年十二月現在八萬九千六百六十、内静岡市二千七百五十一、二千市千九百八十一、郡八萬四千四百二十八なり。

### 第三節 郡

明治二十九年法律第四十七號を以て、従前の伊豆四郡、駿河七郡、遠江十二郡を廢合して、伊豆二郡、駿河五郡、遠江六郡とし、同年九月一日より郡制を施行す。郡役所には郡長の下に郡書記八名乃至十五名、郡視學各一名あり、其の他地方土木職員並地方産業職員ありて、郡に屬する自治の事務に當る、其の定員は總計



郡書記百四十六名、郡視學十三名、土木技手十三名、土木書記六名、道路技手二十一名、道路書記七名、産業技手十四名、産業主事補四名なり。

郡會議員の定数は郡の大小に依り、一樣ならざるも、十七名乃至三十八名、總數三百九十五名に及ぶ。其の選舉有權者は大正八年七萬三千七百二十にして、略、縣會議員選舉有權者の數に均し。

郡は縣市町村等と異り、自治團體として獨立せるは比較的最近のことなるのみならず、兩者の間に介在するか爲め、其の事業も亦充分の發達を見るに至らず、大正八年度歲計總額は漸く三十三萬五千圓に過ぎざりしか、其の後道路法の實施吏員職員の新設、優遇並物價騰貴等の爲遽に増大し、大正十年度は特別會計を合し百二萬七千八百十四圓に達す。而して郡の事業として最も主要なるは、郡道三百二十里の經營にして、其の維持修繕並改築の爲郡費額の約四割を要す。其の他富士、庵原、榛原の三郡を除く各郡に於ては、農學校、農林學校又は高等女學校を經營して、地方に適切なる教育の普及を圖り、濱名郡に於ては農事試驗場を設置して、蔬菜園藝の改良發達に資せんとし又田方、富士、庵原、安倍、志太、磐

田、引佐の各郡に於ては、郡財政百年の計を定むると共に、部内一般に造林施業の範を示さん爲、郡有林の造成を圖りつゝあり。尙特殊の施設として見るべきものには、田方郡に於て俊髦有爲にして學資乏しき者の爲に獎學貸費の制を設け、富士、庵原、安倍等の各郡に於て小學校正教員の充足を圖らんか爲、師範學校在學生徒に對する學資補助の途を啓き、小笠郡に於て看護婦の養成を爲し來れるものあり。其の他准教員の養成、各種殖産興業に關する補助獎勵の施設等摟指するに遑あらず、何れも地方の爲有益なる結果を收めつゝありと雖、今や郡制廢止に關する法律の實施に依り、近く郡制の廢止と共に、是等の事業も亦縣町村等に其の歸屬を移し、若は廢止するの已む無きに至らむとす。

#### 第四節 市

##### 一 静岡市

明治二年府中(又駿府とも云ふ)を改めて静岡と稱し、廢藩置縣後第四大区五小區に劃せられ、郡區町村編成法の發布に依り有渡、安倍郡の所管に屬せしか、市制



の制定と共に二十二年四月一日より市制を施行せらる。當時の町數百二十四、戸數七千六百六十四、人口三萬七千六百八十一を算せしか、爾來時勢の進歩に伴ひ漸次市勢發展し、明治四十一年十月には安倍郡豊田村南安東の一部を、又明治四十二年二月には同郡南賤シラ機村の内安西あんざい、井の宮、安西内新田、安西外新田を編入して地域の擴張を行ひ、大正九年未現在に於ては戸數一萬五千五百五十八、人口六萬九千二百二十八を包容するも、今や市の地域狹少を告げ、市勢發展の餘地殆ど之れ無き爲、隣接町村の編入に付機運の促進を期しつゝあり。

本市は輸出茶業の中心地にして、又静岡漆器の製造に従事する者多し。

市吏員は、市長の外、助役、収入役、技師各一名、主事四名、書記三十四名、技手四名、書記補十三名、技手補二名、計六十一名を置き、常設委員には、學務委員十名、病院委員三名、土木委員十一名、勸業委員八名電氣事業委員七名あり。議決機關たる市會議員は、定數三十六名(名譽職參事會員六名)にして、其の選舉有權者三千百三十六名あり。

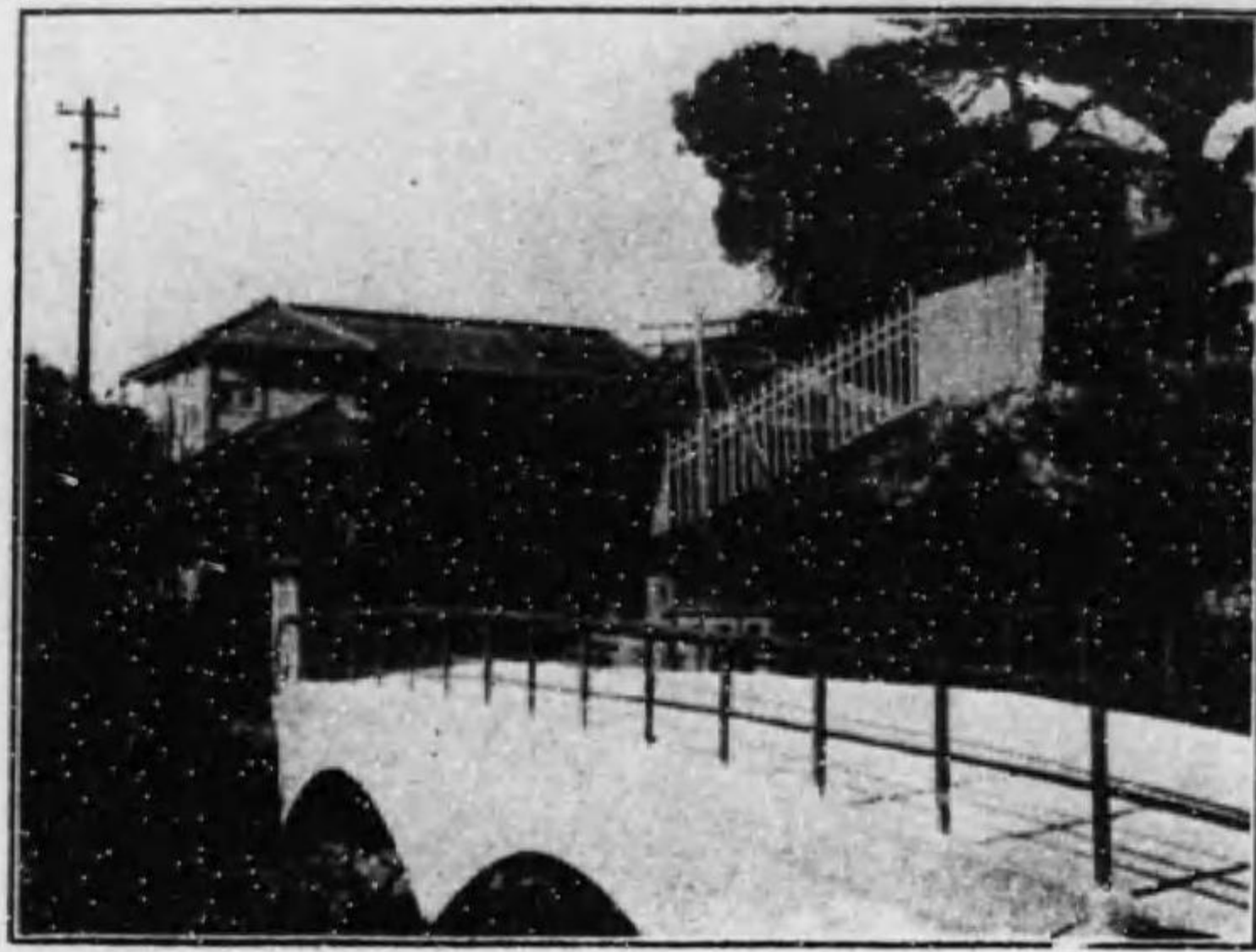
而して現に市の經營に係る營造物及事業中主要なるものを擧ぐれば

イ、電氣事業 部長の外に書記十一名、技手五名、書記補十三名、技手補五名、電工六十二名ありて之か經營に當る。素と本事業は、明治四十三年度中金十三萬七千九百六十四圓を以て、静岡電燈株式會社を買收(四十四年三月一日開始)したるものにして、其の電力供給區域は、市内全般の外大里、安東、豊田(南安東)、賤機(籠上)、松富、傳馬町新田、與一右衛門新田に亘る。而して會社經營の時代に在りては、電燈料金十燭、半夜九十五錢、終夜一圓十錢なりしを、市營と同時に八十八錢とし、明治四十四年九月四日市製紙との間に電氣供給契約成るや、更に之を五十錢に低下したるか、大正八年追加契約に係る受給電力料の高價なると多額の配電擴張費を要するに依り、九年七月より従量電燈及電動力の使用料に於て引上くる處ありたれ共猶私營料金に比すれば頗る低廉に屬し又點火燈數は買收當時に在りては七千七百三十六燈に過ぎず、七年後の豫定見込數亦約一萬燈を出てさうしか、實際に於ては配電擴張と相俟つて年次増加する所あり、九年度末實に點火燈數六萬三千六百八十六、動力供給二千馬力に達せり。其の收支決算は事業收入金五十三萬九千二百七十五圓七十錢を以て、經營諸費

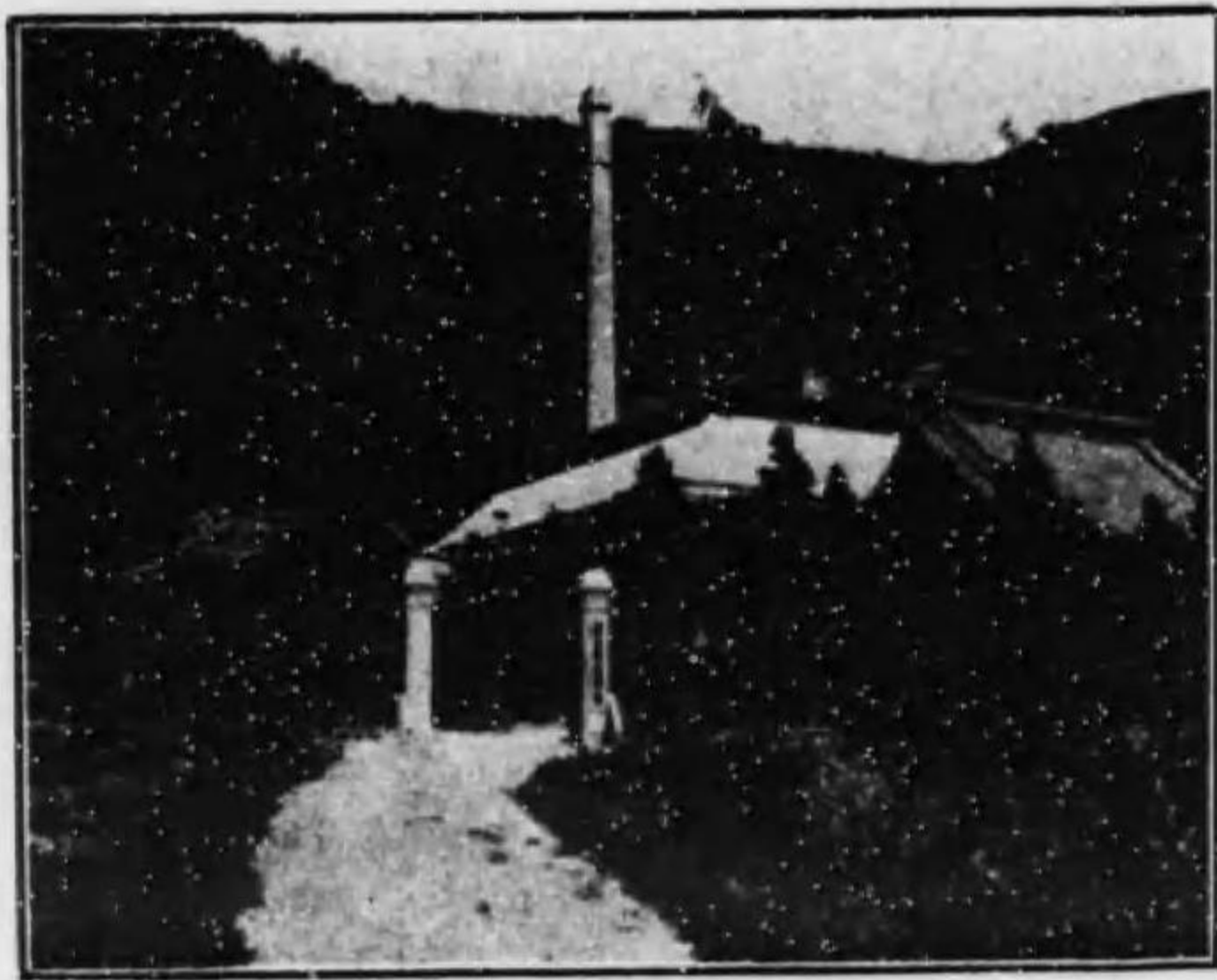


三十四萬六千二十四圓八十六錢を支辨するの外、六萬三千八百圓を一般會計の財源に繰入れ、二萬二千圓を減損消却準備金に積立て、猶翌年度繰入金となるべきもの金十萬七千四百五十圓八十四錢を存するの状況にして、經營良好且つ順調の域に在り。

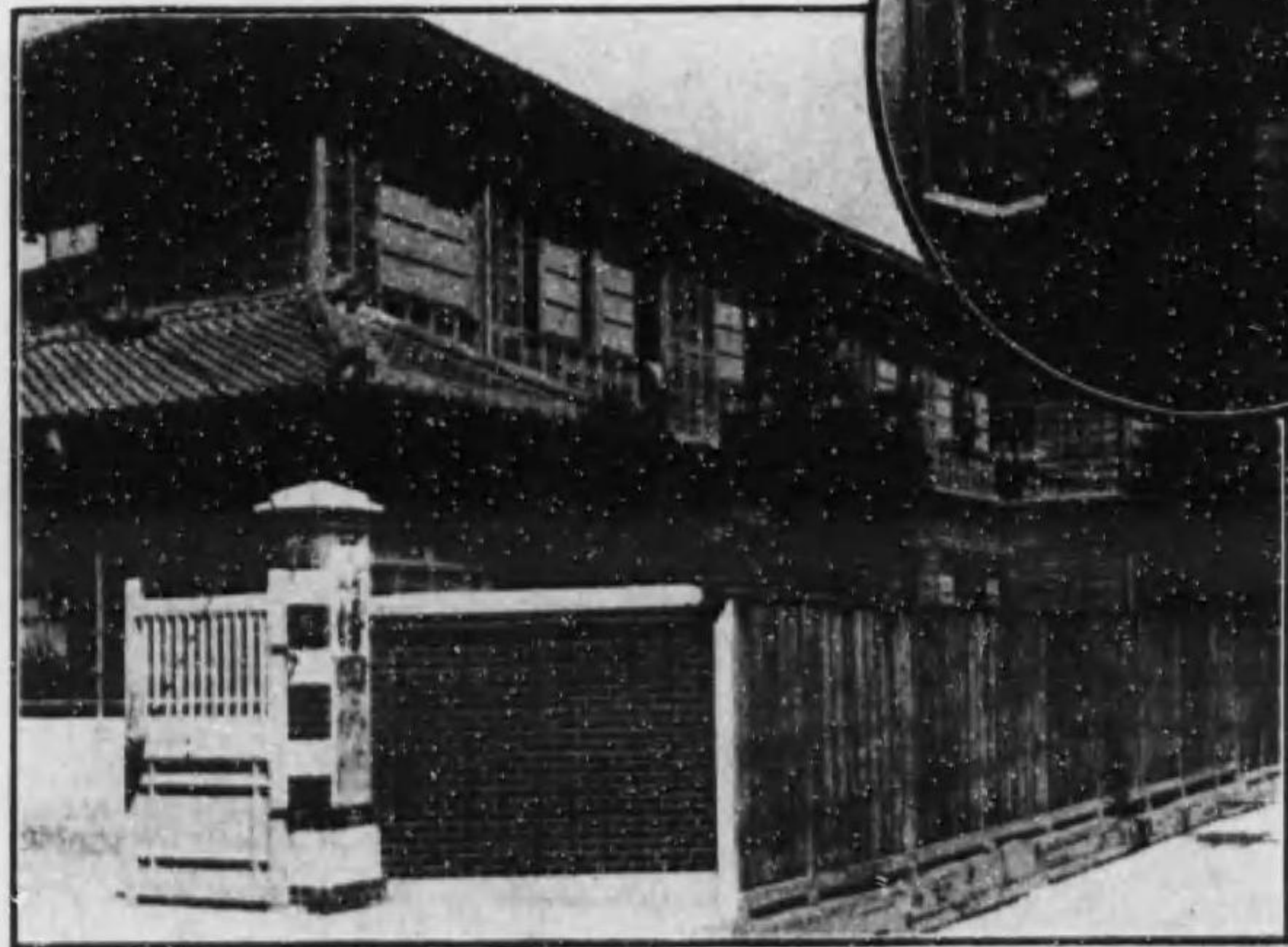
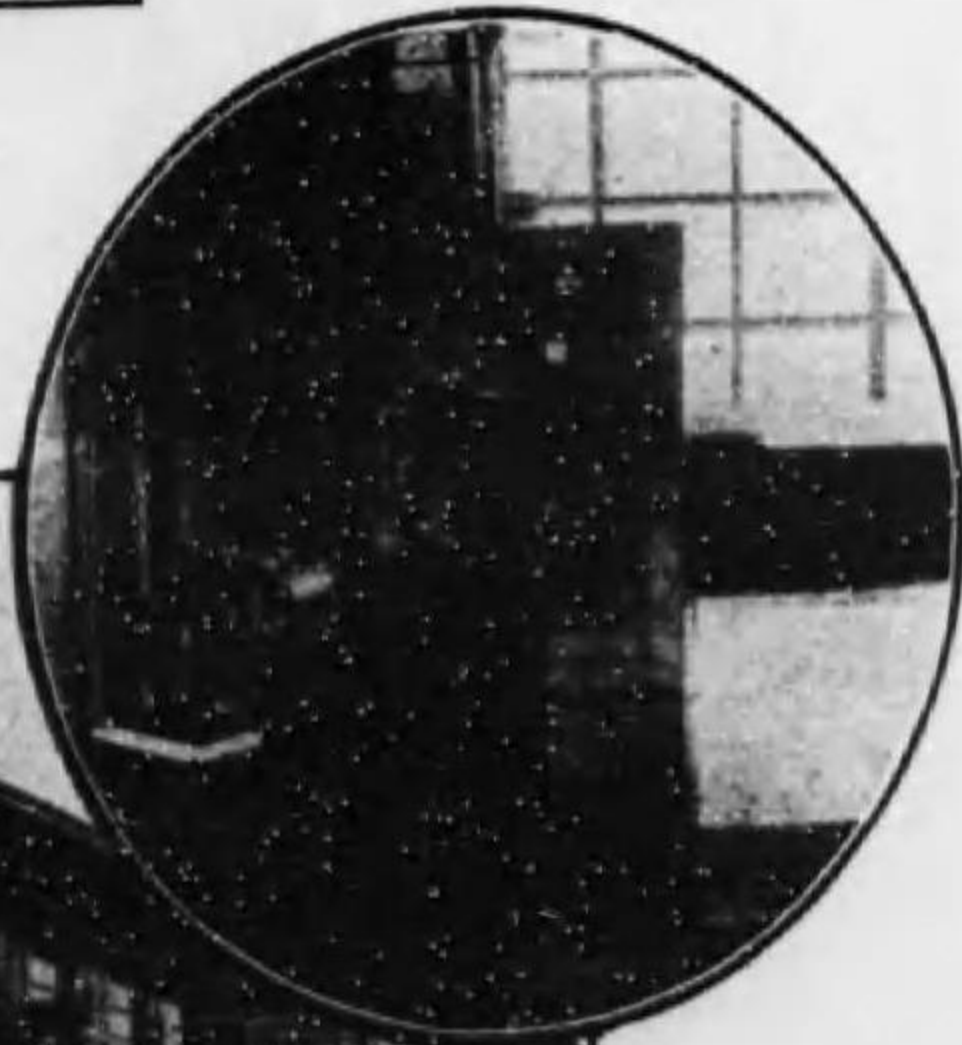
ロ、市立病院 市内屋形町に在り。市制施行前有渡、安倍兩郡札の辻町外三百十二箇宿に於て共同經營し來りたるを、明治二十二年市營に移したるものなり。現職員には院長の外に、副院長一名、醫員四名、調劑員四名、事務員三名、看護人十三名を置き、大正九年度実績を見るに普通患者六千二百六十六、濟生會患者五、施療患者四十九にして、診療延日數五萬七千五百六十五日を算し、之か爲に要する經費五萬貳千三百五圓五十九錢に上ると雖、事業收入亦五萬八百六十圓七十七錢に達するを以て、一般財源を以て補足を要する處極めて少なし。ハ、物産陳列館 明治三十八年の開設に係り、館長一名、事務員三名、看守人四名を置き、經費八千餘圓を要す。其の大正九年度成績は、觀覽人員九萬三千五十二名、賣上九千五百五十二點、同價額八千五圓七十錢なり。



静岡市立物産陳列館



静岡市火葬場



市立静岡病院  
同病院レントゲン室



二、其の他商業學校、傳染病院、火葬場、公設市場、救護所、託兒所、公園等を經營す。

## 二濱松市

濱松市は、西遠に於ける百貨集散の中樞地たるのみならず、縣の重要物産たる遠州織物の本場にして織物業最も盛んなり。古來曳馬の郷又濱松の莊と稱し、明治元年府中藩に屬し、同四年濱松縣の所管に移りしか後静岡縣に合せられ、明治二十二年町村制の實施と共に濱松町と稱し、三十四箇大字より成り、戸數二千六百、人口一萬三千餘に過ぎざりしも、其の後明治三十七年濱名郡白脇村の龍禪寺寺島、八幡地を編入し、四十一年同郡淺場村の伊場、淺田、東鴨江、海老塚を編入し、四十四年七月一日を以て市制を施行す。其の當時に於ける戸數六千五百餘人口三萬五千餘なり。次て濱名郡富塚村の兩追分、濱松澤、和地山、和合、天神町村馬込及曳馬村船越一色、高林、野口、八幡、上池川、下池川を編入し、更に本年四月一日天神町村を合併し、市制施行以來未だ十年を出てさるに、戸口倍蕪し、大正十年四月一日調査に依れば、戸數一萬二千七百七十、人口七萬三百二十



一、市費亦七十四萬六千餘圓に膨脹して、其の發展急速なりと雖、之に伴ふ各般の施設を爲すに遑あらずして、未だ充分なる都市的經營を見るに至らず。市の事業として特に擧ぐべきものは、商業學校、高等女學校、圖書館、火葬場及屠畜場等なり。

市吏員は、市長の外に、助役一名、收入役一名、主事四名、書記二十名、技手三名、書記補二十一名、技手補二名、計五十三名を置き、常設委員には土木委員十二名、衛生委員八名、勸業委員八名、商業學校商議委員八名、女學校評議委員八名及學務委員十名あり。市會議員の定數三十名(名譽職參事會員六名)にして、其の選舉有權者二千百五十一を算す。

### 第五節 町 村

縣下十三郡に於ける町村數は、町四十二、村二百九十六、計三百三十八にして内役場事務の組合を爲すものあるを以て、町村役場現在數は三百三十一なり。吏員には町村長名譽職三百二十名、有給十一名、助役名譽職二百十七名、有給百七

十三名、收入役三百二十二名、書記千百二十一名の外に、書記補、技手等若干名を置く。最近其の待遇も亦大に向上し、町村長年額二千圓、助役千二百圓、收入役九百圓を受くるものあり。町村會は多きは二十四名少きは八名の議員より成り、議員定數總計四千六百十五、其の選舉權を有するもの十四萬五千八百八十三あり。地方自治の振興は、自治制施行以來官民共に力を致したる所にして、漸次其の運用に慣れ、精神の一般に理解せらるゝと共に基礎定まり、自治の成績を擧ぐるに至りたるも、多數町村中には時に紛争を醸して自治の實を壞り、事務紊亂して地方共同の福利を進むるに由無き狀況にあるもの無きに非ざるは甚だ遺憾のこと、謂ふべし。其の共同輯睦村民相率ゐて、克く公共の事に竭したる結果、事業の經營其の宜しきを得事務の整理亦優良なるものに、磐田郡敷地村及濱名郡吉野村あり、共に模範村にして内務大臣より表彰せられたり。前者には村長伊藤泰治あり、後者には村長北村電三郎あり、何れも多年公職に在りて村治の改良に盡力する所尠からず。

本縣の町村公營事業にして、格別の特色あるものを擧ぐれば。



イ、町村有林野の經營附部落有財産統一。地方制度施行に當り、町村の一部一區をして、財産營造物を所有せしむるは策の得たるものに非ざるを以て、之を町村に統一することは固り希望すべきことなりと雖、濫に法の力を以て之を強行するよりも、寧ろ徐ろに部民の自覺反省に依りて、其の實現を圖るの方針を可とし暫く一部一區に獨立の法人格を認めたるも、其の結果に鑑みるに、管理概ね粗笨に流れて利用の途を講せず、處理蕪雜を極めて弊害伴生するの狀況なりし爲、漸く部落有財産統一及利用の必要唱導せらるゝに至るや、縣は即ち明治三十八年公有山野整理並施業規則を發布し、次て四十一年改正森林法の施行に伴ひ營林監督規程を設け、四十三年更に造林獎勵金下付規程を定め、國庫獎勵金と相俟て、公有林野の整理並造林施業の促進を期する所あり、同年先づ田方郡多賀村に於て、部落有林野全部の統一成りて其の範を示ししかば、縣下各所の町村亦之に倣ふもの多きに至れり。然れども入會共有其の他の關係複雑にして、舊慣情習の纏綿せるもの亦少からず、町村に於ても容易に整理の實を擧げ難きものありたるに依り、縣は大正三年度より公有林野整理吏員を特置し、

又八年度より國庫補助を受けて統一入會整理及共同使用廢止に對する獎勵金下付の制度を啓き、之か促進を圖ることゝなれり。明治四十三年以來統一整理を遂けたるは、八十三箇町村(富士郡八箇村賀茂郡一箇村田方郡四箇村は一部統一土地四萬九千三百一町五反歩、金員十八萬五千九百二圓にして、内二十三箇町村に在りては、施業計畫確立し、其の町村直營造林面積七千八百八十二町歩、官行造林提供豫定地四千町歩なるか、之に從來の町村有にして、施業計畫確立し經營實行しつゝあるものを合するときは、實に八十二箇町村一萬七千四百四町歩に及ぶ。尤も大正三年以來杉赤枯病の蔓延甚しく、殊に歐洲戰亂の爲勞銀暴騰人夫拂底の爲、樹種の變更植栽の繰延を餘義なくせられたる狀況に在りしも、施業計畫既に定まりたる町村に於ては、概ね豫定事業の實行に努め、毎年十町歩内外の造林を遂行しつゝありて、統一に因る成績特に優良なるものは富士郡白糸村及賀茂郡上河津村とす。

## 部落有財産統一整理

(大正十年七月末現在)



郡市名	統			一			離			權		
	町村數	林野	田畑其他	計	金員	町村數	林野	田畑其他	計	金員		
賀茂郡	一五	二、〇四〇	九、六〇〇	二、一三六	三九、八〇〇	一五	一、二九九	二七、一〇〇	一、一四七	三、五〇〇		
田方郡	二二	二、三九七	一七、一〇〇	二、三五〇	—	九	一、九六九	一六、〇〇〇	二、〇〇〇	—		
駿東郡	二二	三、九三三	二、四〇〇	三、九三六	八〇〇	四	—	—	—	—		
富士郡	八	一、五七六	三、九〇〇	一、五八五	七、一〇〇	—	—	—	—	—		
庵原郡	八	一、四七六	三、三〇〇	一、四八〇	五九五	四	—	—	—	—		
安倍郡	一三	六、九一八	三、三〇〇	六、九一四	四七、一一二	〇	—	—	—	—		
志太郡	七	六、五五七	五、三〇〇	七、〇八三	一三、〇九九	四	四、三九九	六、三〇〇	四、九三三	三三、〇〇〇		
榛原郡	四	二、二一六	一、三〇〇	二、三三八	五、四六五	三	一、一九七	—	三、〇〇〇	—		
小笠原郡	五	二、六三三	一、五七〇	二、七八九	—	二	一、六六七	—	—	—		
計	八三	四、三六八	二四、二二〇	四、五八〇	一五三、一八三	五二	八、九七六	一三三、一〇〇	八、七二二	三三、七〇〇		

備考

一、周智、磐田、濱名、引佐四郡、静岡、濱松兩市にはなし

二、統一離権の反別金員を合すれば統一前の部落有財産高となる但離権欄の町村數は統一欄の町村數の内書とす

口、石花菜採取 賀茂郡白濱村及稻取町の漁業權享有に伴ふ石花菜採取は、毎歲多額の利益を收め、白濱村に在りては、從來の利益金積立の收入と、事業收益とに依りて、全く村税の賦課を要せざるのみならず、相當基本財産の蓄積を

行ひ、且村民に對し毎年數萬圓の配當を行ふ。又稻取町に於ても、從來貳萬圓内外を一般歲計の財源に充て得たり。

ハ、酒及煙草專賣 濱名郡村櫛村の酒專賣は、嘉永七年地震海嘯の爲大災害を蒙りたる時、代官之を憂ひて村柄引直の爲嚴重なる儉約法を樹て、酒の賣買を禁止したるか、爾來歲月を経るに従ひ漸く其の禁緩み、却て盛に酒の貸借を行ひ、民俗紊れて一村復ひ衰弊せんとするより、萬延元年有志相謀りて、一は節酒勤儉の美風を養ひ、一は幾分の收利を得て村方の費用に充つる爲、酒を村方專賣とし、會所賣を創設したるに權與す。其の後人民惣代之か管理に當ること三十餘年、賣上年額概ね二千五百圓内外に上り、純益二百餘圓は之を役場費教育費、協議費等公共的經費に支出し、村内風紀自ら改まり、酒の消費額亦年を逐うて減退を見たり。明治三十四年以來消防組に之を請負はしめ、毎年五六百圓の利益を收めつゝあり。

又同郡吉野村に於ては、明治四十三年より酒及煙草の委託販賣を始め、受託者をして賣上收益の多寡に係らす、酒に付ては專賣料金年額八十圓、煙草に付て



は年額二十圓を村に提供せしめ居れるか、村内他に之か販賣を業とするもの無く、一般亦毫も異議を唱へず、風紀の矯正經濟の改良に付善く所期の効果を收めつゝあり。

二、漁場貸付 田方郡網代村に於ては、其の享有に係る漁場の貸付に依り、地租附加税(大正十年年度税額六十七圓)を除くの外、村税を賦課せずして裕に一般歳計の經理を爲すを得るのみならず、貸付料金の一部は之を村民に割賦配當す。同郡宇佐美村に於ても亦漁業權の貸付に依り多額の收入を擧ぐ。其の他の町村の一部にして漁業權を享有し、相當の収益を見つゝあるもの亦少なからず。

水、水道 田方郡熱海町の上水道は、明治四十二年度總工費九萬七千四百五十六圓を以て布設したるものにして、貯水池と供水地域とは平均二百尺の差あるか故に、大厦高樓にも消火水を飛騰せしめ得へし。

小笠郡掛川町に於ては、大正八年度末より總工費十九萬七千四百餘圓を以て起工し、大正十年六月竣成して給水を開始したるか、其の成績良好なり。

へ、住宅 小笠郡西方村に於ては、三萬圓を以て堀之内街衢に小住宅九棟二十

戸を建設して、勤勞生活者間に於ける住宅拂底の緩和策を講したり。

町村中其の一部の事務を共同處辨する爲め組合を設けたるもの少なからず其の數百八十を算したる事ありしか道路法施行に因り道路橋梁に關する組合解除の結果大に減少せり。

町村一部事務組合調

(大正十年八月現在)

郡	役場事務	水利事務	教育事務	共有地管理事務	植林事務	傳染病豫防事務	計
賀茂郡							1
田方郡							1
駿東郡							1
富士郡							1
庵原郡							1
安倍郡							1
志太郡							1
榛原郡							1
小笠郡							1
周智郡							1
磐田郡							1
計	10	10	10	10	10	10	70



役場事務	水利事務	教育事務	共有地管理	植林事務	傳染病	計
七	五	三	一	一	二	八
七	五	三	一	一	二	八

外に道路法施行に因り解除すへき道路橋梁事務組合にして其の手續未了のものあれ共之を掲げず

### 第六節 水利組合

水利組合は、水害防禦に關する事業の爲設置するもの九、灌漑に關する事業の爲設置するもの七、合計十六箇組合あり。水害豫防組合の内には、安倍川水害豫防組合の如く、水防を主とするものあり。巴川水害豫防組合の如く、明治四十年度より大正元年度に亘り、總工費二十三萬八千七百圓を以て、目的たる河身(安倍郡有渡村楠地先より庵原郡江尻町稚兒橋に至る新川延長一里十五町三十四間)改修の事業を遂げて、従前排水不良の爲、水腐無價値の耕地をして、最近反價千圓に上らしめたる程の効果を收め、今や殘工事として堤防石垣の維持修理等を爲すに

止まるものあり。磐田郡(太田川)水害豫防組合、周智郡太田川水害豫防組合及小笠郡(逆野谷川)水害豫防組合の如き、縣の施行する水害防禦工事に對する地元負擔の爲に成立したるものあり。而して普通水利組合は、何れも用水灌漑を目的とし其の設置古く、中には従前の土功組合たりし沿革を有するものあり。

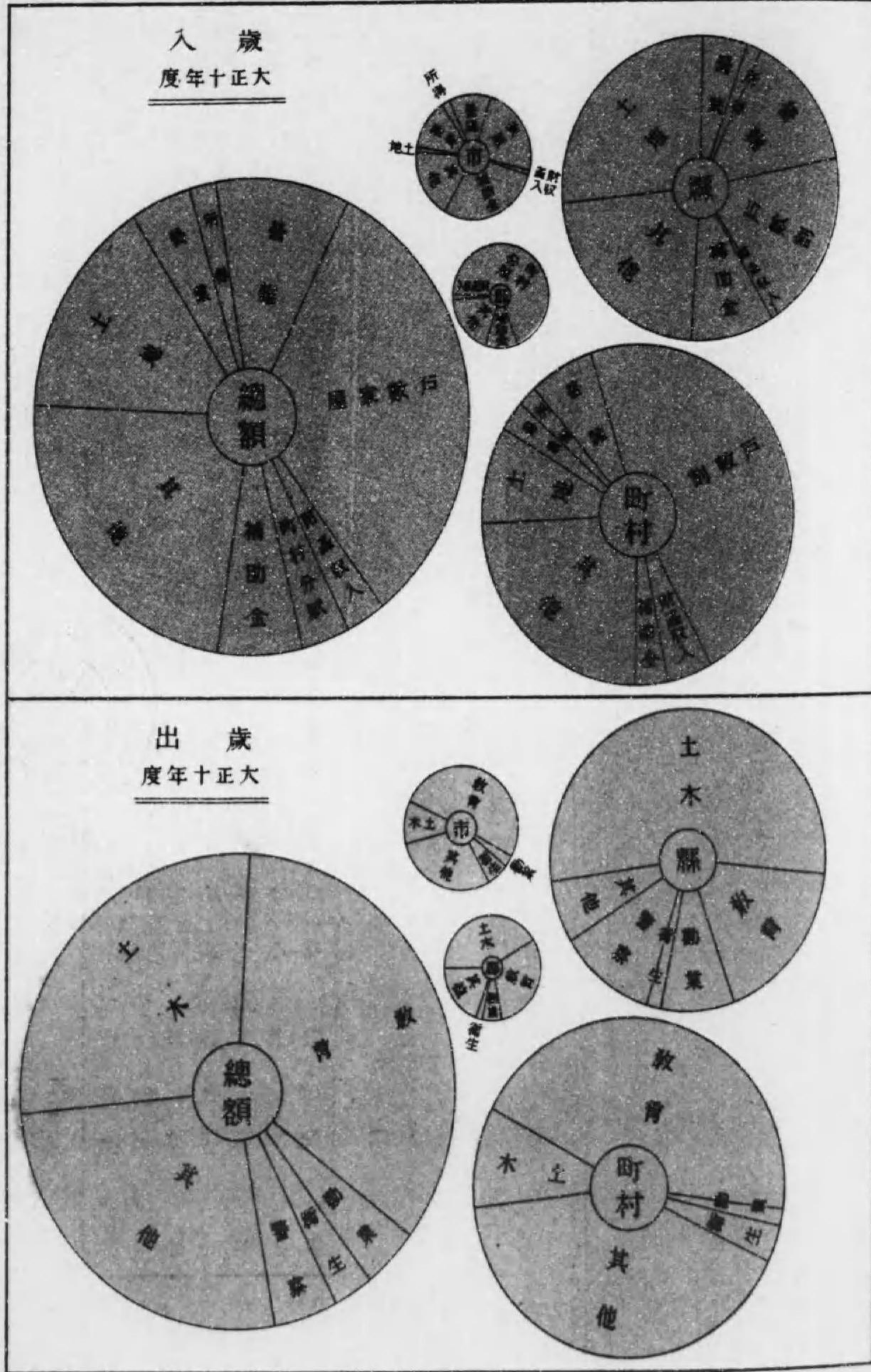
### 水利組合調

(大正十年八月現在)

名	稱	設	置	管	理	者
安倍川水害豫防組合	明	治	三	十	七	二年 安倍川 安倍郡 長
巴川水害豫防組合	明	治	三	十	七	二年 太田川 太田郡 長
瀬戸川水害豫防組合	明	治	四	十	四	二年 太田川 太田郡 長
朝比奈川水害豫防組合	大	正	六	六	四年 太田川 太田郡 長	
菊川水害豫防組合	大	正	六	六	四年 太田川 太田郡 長	
牛淵川水害豫防組合	大	正	六	六	四年 太田川 太田郡 長	
小笠郡逆野谷川水害豫防組合	大	正	十	十	五年 周智郡 周智郡 長	
周智郡太田川水害豫防組合	大	正	十	十	五年 周智郡 周智郡 長	
磐田郡太田川水害豫防組合	大	正	十	十	五年 磐田郡 磐田郡 長	
長泉村外一ヶ村普通水利組合	明	治	三	十	五	二年 駿東郡 長泉村 長
長泉村外二ヶ村普通水利組合	明	治	三	十	五	二年 駿東郡 長泉村 長



地 方 入 歳 及 出 歳 比 例

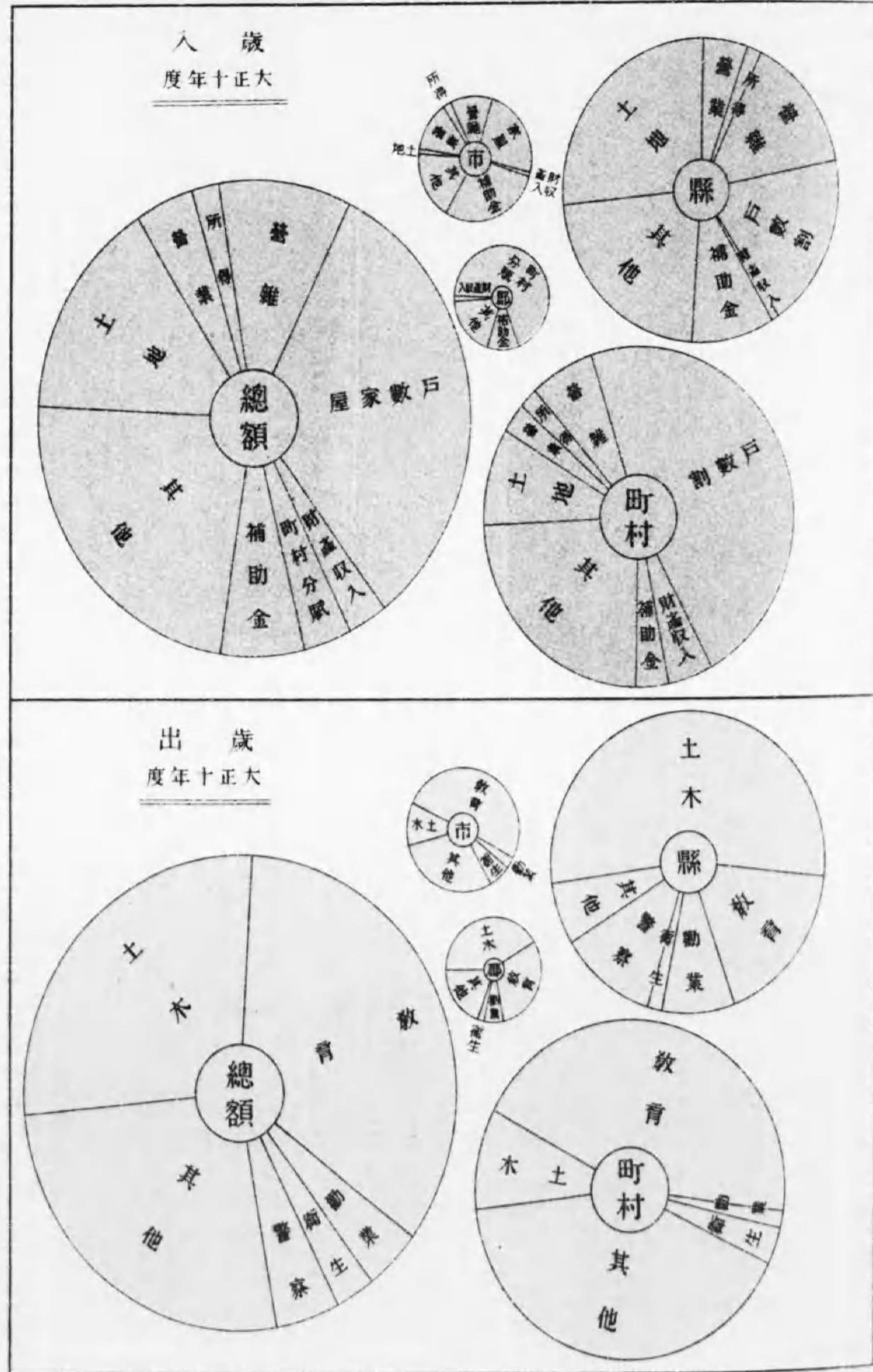


利普 組通 行水	名	稱	設	置	管 理 者
豊田村外二ヶ村用水普通水利組合	豊田村外二ヶ村用水普通水利組合	明治三十二年	安倍郡山梨町長		
徳山村地名普通水利組合	徳山村地名普通水利組合	明治三十二年	志太郡山梨町長		
中井用水普通水利組合	中井用水普通水利組合	(從) 前治三十二年	周智郡山梨町長		
大井用水普通水利組合	大井用水普通水利組合	明治三十二年	周智郡久野西村長		
社山疏水普通水利組合	社山疏水普通水利組合	(從) 前治三十二年	磐田郡長		

静岡縣勢要覽



地 方 入 歳 及 出 歳 比 例



名 稱	設 置	管 理 者
豊田村外二ヶ村用水普通水利組合	明治三十二年	安倍郡長
徳山村地名普通水利組合	明治三十二年	志太郡長
中井用水普通水利組合	(明治三十四年)	周智郡山梨町長
大井用水普通水利組合	(明治三十四年)	周智郡久努西村長
社山疏水普通水利組合	(從前ノ三土功組)	磐田郡長

静岡県勢要覽



### 第三章 財政

#### 第一節 概況

明治十一年七月太政官布告第十九號地方稅規則の實施は、我國地方財政史上に一新時期を劃したるものなり。此の新制の施行に依り、從來一體を爲したる府縣及區町村の財政を分割して二と爲すと共に、府縣及區町村の收入並支出すべき科目を一定して地方財政の基礎を確立することを得たり。而して其の當時に於ける縣費及町村費の總額は、僅に七十二萬一千八百三十圓に過ぎざりしか、以來世運の進歩に伴ひ地方團體の施設經營を要するもの多きに至りたる爲比年膨脹を加へ、次て明治二十二年に至りて静岡の市制を施行し、又二十九年よりは從來全く一の行政區劃たるに過ぎざりし郡を基礎として、府縣と町村との間に中級の財政主體を組成して、事業の施行に當らしむることとなりてより、各種の地方的施設相亞て起り、明治四十年に至りては縣、郡、市町村費を併せ五百十一萬三千八百四



十一圓に上り、更に最近に於ては物價騰貴に基く諸經費の増加と教育、土木、産業等大戰後の時勢の要求に伴ふ各般の事業の勃興とに依り、急激なる増嵩を示し、大正十年度の歳出總額は二千百十六萬九千四百二十五圓に達し、之を明治四十年度に比較するときは五倍餘、大正元年度の總額七百六十二萬二千六百一十一圓に比較するも尙殆と三倍に近き増加を示せり。而して歳出中最も多額なるは教育費七百一萬四千七百一十一圓にして總額の三分の一を占め、之に次くは土木費五百八十九萬八千六百十圓にして二割八分に當る。其の他勸業費八十四萬四千二百二十六圓、衛生費六十一萬九千五百三十圓等は其の主なる費目なり。又歳入に在りては戸數割同附加税及家屋税の收入最も多くして六百六十六萬四千六百六十四圓に上り、之に次きて地租割同附加税三百二十五萬四千三百五十二圓、縣稅營業稅雜種稅同附加税二百七萬四千五百四十四圓、國稅營業稅附加税九十萬六千四百六十二圓、所得稅附加税三十九萬七百九十四圓にして、其の他を併せ租稅收入の總額一千三百四十六萬二千七百九十六圓なり。之に郡費の町村分賦額七十萬八千九百六十一圓を加ふるときは、實に歳入總額の三分の二を占む。其の他補助金百三十萬八千四

百四十圓及財産收入五十七萬一千四百六十九圓等は收入の主要なる課目なり。本縣に於ける地方費を全國平均額と比較すれば左の如し。

地方費比較 (大正九年度豫算)

(單位圓)

町 郡 縣 計	戸數一ニ對スル歳出		人口一ニ對スル歳出	
	本縣	全國平均	本縣	全國平均
縣	二〇・三三八	二〇・二二八	三・三六三	三・六六一
郡	二・〇三一	四・〇六二	五三四	七〇二
町	四〇・四四〇	三八・九六三	六・六四一	六・七六一
村	六六・八四四	七五・八三六	一一・〇五三	一三・七〇〇

備考 計は市費をも加算したるものなり

地方費歳入比例

(大正十年度)

科 目	縣		郡		市		町		村		總額	
	金額	比例	金額	比例	金額	比例	金額	比例	金額	比例	金額	比例
歳入	八、三六、八〇〇	100	一、〇三、五三三	100	一、四五一、九一五	100	一〇、三六五、三三九	100	一〇、二二一、六四四	100	三、二五四、三五三	100
土地	二、二六三、〇一一	二七	—	—	二九、一二七	二	九三、二三四	九	—	—	—	—



科目	縣		郡		市		町		村		總額	
	金額	比例	金額	比例	金額	比例	金額	比例	金額	比例	金額	比例
營業稅	四七、八一五	二五			一八五、八八四	一三	三〇三、四六三	三	九〇六、四六三	三	一、〇〇〇、〇〇〇	三
所得稅	二六、五五七	二			五四、二三四	四	三〇九、九八三	二	三九、七九四	二	九〇六、四六三	二
營業雜稅	一、二六、四六七	一四			一九二、五三四	一三	七〇九、五三四	五	二〇七、四三四	七	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇
戶數稅	一、五五、七三三	一八			三六一、六〇〇	二五	四、七八七、八二一	六	六、六六四、一六四	六	一、〇〇〇、〇〇〇	六
家屋稅	四〇、九二八	一			六、一七二	一	五、六、四一〇	一	五、七、四六九	一	一、〇〇〇、〇〇〇	一
財產收入			七、九六〇								七、九六〇	
町村分賦額			七〇八、六六一		四一、八六七		三三、五三三		七〇八、九六二		一、三、八、四四〇	
補助金	八三、三五六	九	一〇三、六八四	六	四一、八六七	三	三三、五三三	三	一、三、八、四四〇	三	一、三、八、四四〇	三
其他	一、九五六、九五三	二四	二〇四、七四六	一〇	二、五〇〇、四五八	三九	二、五〇四、〇八五	三五	五、二九〇、二八九	三五	一、九五六、九五三	二四
總額	一、九五六、九五三		一、〇三、三五二		一、〇三、三五二		一、〇三、三五二		一、〇三、三五二		一、九五六、九五三	

地方費歲出比例

(大正十年度)

科目	縣		郡		市		町		村		總額	
	金額	比例	金額	比例	金額	比例	金額	比例	金額	比例	金額	比例
歲出	八、三三六、八〇〇	一〇〇	一、〇三、三五二	一〇〇	一、〇三、三五二	一〇〇	一、〇三、三五二	一〇〇	一、〇三、三五二	一〇〇	八、三三六、八〇〇	一〇〇
土木費	四、三三三、一三八	五三	四三三、一四四	四二	一、九八、三八九	一三	八七三、九三九	八	五、八九、六二〇	二八	四、三三三、一三八	五三
教育費	一、四三三、六五一	一七	一〇三、六六九	一〇	六九五、八八〇	六	四、五七三、五二一	四	七、〇一四、七一一	三三	一、四三三、六五一	一七
勸業費	七三九、四四四	九	九四、一二七	九	四、六五六	四	一五、九九九	一	八四四、三三六	一	七三九、四四四	九
衛生費	一四三、九二一	二	一、八九三	一	一、〇、三三	一	三、四、五八五	三	六、二九、五三〇	三	一四三、九二一	二
警察費	九九九、三三九	一三							九九七、三三九	一	九九九、三三九	一三
其他	六二〇、二二七	七	一九三、五二八	一八	四三三、八九九	一九	四、五五八、五〇五	四四	五、七九五、〇〇九	四一	六二〇、二二七	七
總額	八、三三六、八〇〇		一、〇三、三五二		一、〇三、三五二		一、〇三、三五二		一、〇三、三五二		八、三三六、八〇〇	

第二節 收入及支出

一 縣

地方稅規則の制定に依り從來同一經濟に屬したる縣と町村との財政を分離せし當初に於ける縣の收入及支出は總額三十二萬餘圓に過ぎず。殊に其の經費の大半は郡區吏員給料旅費並戸長以下給料及戸長職務取扱費等の事務費に屬し、縣固有の事業費は僅に六萬六千餘圓を計上するに過ぎざりしか、爾來教育、土木、産業、警察、衛生等の事業の振興に伴ひ年と共に財政の膨脹を來し、大正十年度に於ては歲出豫算總額八百三十二萬六千八百二十圓の多きに上れり。縣歲出中最も多額を占むるは土木費にして四百三十九萬二千三百三十八圓に上りて總額の半を超え、教育費百四十四萬三千六百五十一圓、警察費九十九萬七千三百三十九圓、勸業費七十二萬九千四百四十四圓、郡役所費十九萬五千七百七十七圓、衛生費十四萬三千九百二十一圓等之に亞く。土木費の斯の如く多額に上れるは、一は本縣地勢の然



らしむる所にして從來と雖大略同様の状態なりしものなるか、一は近時河川の改修國道府縣道の改良、港灣の修築等土木に關する各種の縣事業の興れるもの多きに因らすんはあらず。又歳入は税外諸收入二百八十二萬一千七百六十一圓に對し租稅收入五百五十萬五千五十九圓にして、總額の六割六分を占む。各種の租稅中近年稅額増加の割合最も大なるは國稅營業稅附加稅及戶數割なり。前者は産業の發展と社會状態の變遷とに因ること多かるへしと雖、後者に就きては其の主たる事由は寧ろ課率増加に基く負擔の加重なり。

縣財政膨脹ノ狀況

收支 科目	年度					
	明治十二年度	明治二十年度	明治三十年度	明治四十年度	明治四十五年度	大正十年度
地租	一六四、八六八	二六三、九六七	三六、〇八一	八七四、一〇一	八六八、七七一	二、六二〇、〇一一
營業稅	二九、〇〇五	七八、〇八六	五七、八五六	九八、〇〇六	一三二、五三三	二七、〇六七
營業稅附加稅	五二、三六六	四、〇四四	一一、〇八八	三三、四三四	五、三三三	九四八、八四四
營業稅附加稅			一五、〇一三	六、九〇〇	六九、三九七	四、七、八二五
砂鑛區稅附加稅				一、四一八	二、二二二	六、三七五
所得稅附加稅					三九、三九九	一、三、五五五
賣藥營業稅附加稅						一、三、五五五
常						

部	入					
	臨時部	臨時部	臨時部	臨時部	臨時部	臨時部
取引所營業稅附加稅						
戶數割						
財產收入						
國庫補助金						
前年度繰越金						
寄附金						
財產賣拂代金						
縣會計繰入金						
特別會計繰入金						
教育費寄附金						
積立金						
負債						
合計	三三、九七七	二二、六二七	二一八、四三九	二八三、六七四	六三、四九二	二、一六二、四七一
合計	三三、九七七	二二、六二七	二一八、四三九	二八三、六七四	六三、四九二	二、一六二、四七一
警察廳合修繕費	三九、七〇九	九、九三三	一〇、七二九	二、五〇〇	三、〇五九	九、五六一
警察廳合修繕費	三九、七〇九	九、九三三	一〇、七二九	二、五〇〇	三、〇五九	九、五六一
土木費	一、九〇三	四、六〇〇	一〇、六五三	四、四〇〇	六、八八九	一、二四七、六八八







科目	年度				
	明治十二年度	明治二十年度	明治三十年度	明治四十年度	明治四十五年度 大正元年度
教育費	10,800	26,623	6,329	17,191	12,433
教育費本年度支出額				6,548	27,287
寄附金				17,895	7,411
教育費補助費			2,800	829	10,000
郡廳舎建築費			279		7,910
縣廳舎建築費			3,583		7,411
地方改良補助費					10,100
慈善救済資金補充費					6,500
賑恤資金補充費					6,500
勸業補助費					11,000
勸業費本年度支出額					7,000
勸業補助費					3,761
神職會補助費					14,838
縣有資金繰入利息					1,200
戶長役場補助費					6,666
慈善救済事業補助費					700
合計	7,633	51,142	34,621	74,349	94,875

科目	年度				
	明治十二年度	明治二十年度	明治三十年度	明治四十年度	明治四十五年度 大正元年度
府縣道橋梁改築費					17,700
本年度職員充額					10,500
公立學校修築費					5,650
加納修築費					5,650
港灣修築費					5,650
納付金本年度支出額					5,650
合計	7,633	51,142	34,621	74,349	94,875

備考

一、本表中明治十二年度、明治二十年度及大正十年度は豫算額に依り明治三十年度及明治四十年度（明治四十五年）は決算額に依る。

二、本表中内容と計又は合計と些少の差あるは各費目に於て圓以下を切捨てたる結果に由る。

以上は一般經濟に關する説明なるか、其の他縣には罹災救助基金會計外二十種の特別會計あり。各特別の目的を有する資金の造成を計ると共に是等の特別會計に於て特殊の事業を經營するもの少なからず。即ち罹災救助基金會計に於ては法律に基く救助を爲すの外郡市町村に於て罹災救助の方法を設け資金を積立つるものに對しては郡市町村の貯蓄したる金額の二分の一以内の補助を爲すこととし、慈善救済資金會計に於ては三保學院を經營し及び社會事業に對する補助を行ふ。大正十年度に於ける感化院費は九千五百三十五圓にして社會事業補助費は七千圓



なり。其の他教育資金會計に於ては大正十年度に於て市町村小學校設備費貸付費十萬三千圓、小學校教員疾病療治料二千五百圓、普通教育獎勵費八千八百圓を計上し、小學校教員加俸資金會計に於ては小學校教員加俸費九萬五千九百七十七圓、小學校教員住宅費補助一萬圓を支出す。又低利資金特別會計は縣有各種基金を運用して市町村水利組合、耕地整理組合、産業組合、漁業組合等に對し低利資金の融通を得せしめん爲大正六年度に於て設定したるものにして、現に各種基金の運用に依りて貸付を爲したるもの市町村に對し三十五萬一千餘圓其他に對し七萬二千餘圓合計四十二萬三千圓に及へり。静岡縣低利資金規程並大正十年度各種特別會計歳入歳出左の如し。

静岡縣低利資金規程 (大正七年縣令第四號)

- 第一條 法令ニ依リ管理方法ニ別段ノ制限アルモノヲ除クノ外縣有各種資金ハ之ヲ低利資金ニ繰入ル、コトヲ得
- 第二條 低利資金ハ公共團體ノ耕地整理組合、森林組合、畜産組合、産業組合、漁業組合ノ事業費運轉資金又ハ舊債償還費ニ貸出スモノトス
- 第三條 低利資金貸出ノ利率ハ縣有資金ノ普通預金利率以上トス

第四條 各種資金ノ繰入額ニ對シテハ普通預金利率ニ依リ算出シタル利子ヲ支拂フモノトス

第五條 低利資金ノ歳入歳出ハ之ヲ特別會計トス

第六條 低利資金ノ貸出ニ關シ知事ニ於テ必要アリト認ムル場合ニ於テハ相當ノ擔保ヲ提供セシメ又ハ貸付若ハ償還ニ關シ條件ヲ付スル事ヲ得

第七條 前各條ノ規定ニ依ルノ外第一條ノ各種資金ハ縣參事會ノ議決ヲ經テ確實ナル銀行ヲシテ代理貸付ヲ爲サシメ又ハ低利貸出ヲ爲スコトヲ條件トシテ確實ナル銀行ニ預金ト爲シ若ハ農工債券ニ應募スルコトヲ得  
前項ノ預金ニ對シテハ擔保ヲ徵セサルモノトス

特別會計收支一覽

(大正十年度)

種別	歳入	歳出
罹災救助基金	九九、七五八	九九、七五八
慈善救濟資金	六九、八六三	六九、八六三
賑恤救濟資金	四、〇六一	四、〇六一
救濟船賦金	七〇九	七〇九
富士川通船賦金	二二九	二二九
安倍川橋梁基金	二二九	二二九



種別	歳入	歳出
御成橋修繕費基金	一一二	一一二
衛生費	六七六	六七六
小學校教員恩給基金	二〇、五〇六	二〇、五〇六
小學校教員恩給基金	一七五、五四八	一七五、五四八
教育費	一一五、四三五	一一五、四三五
小學校教員加俸資金	一〇六、九八四	一〇六、九八四
縣立學校基本財産	二六、四六三	二六、四六三
勸業費	二、〇三一	二、〇三一
軍人授護費	三、一七八	三、一七八
基本財産造成費	一〇、四六六	一〇、四六六
低利資金	一四一、三八二	一四一、三八二
伊東漁港修築資金	九、六六三	九、六六三
高等工業學校創設寄附金積立金	四八、三三四	四八、三三四
高等學校創立寄附金積立金	四三、〇〇〇	四三、〇〇〇
公立學校職員年功加俸資金	三二、九七〇	三二、九七〇

二郡

從來郡は中等學校を經營するの外多くは自ら事業を行はず、各種團體等に補助して之を行ふを常とし、從て郡費も多きに上らず、明治二十九年郡制施行當初に

在りては僅かに三千七百一圓、大正元年度に於ても十三郡の決算額合計十八萬餘圓に過ぎず。而してその四分の一は各種の補助費たる状況なりしか、大正九年度道路法の施行以來各郡相競うて郡道の經營に當ることとなりし爲郡財政頓に膨大し、大正十年度に於ては總額百萬圓を超過するに至れり。各郡中豫算額の最も大なるは磐田郡の十二萬八千六百一十一圓にして、最も小なるは庵原郡の三萬七千九百圓なり。

郡財政膨脹の状況

科	目	年度			
		明治三十五年	明治四十年	明治四十五年	大正十年
收	経産收入	三、一六四	七、三三九	五、〇八八	七、九六六
	雑収入	八、〇〇六	一五、六四四	二、五七七	八、〇〇〇
支	町村計	六二、五九九	七二、六七六	一一七、〇三三	七〇、九六六
	臨時部	七三、六三三	九五、六九七	一五〇、六三八	八〇、五三三
時寄	縣補附助金	四、〇一七	八、四一一	五、七五九	七、三三四
	國庫補助金	六、〇〇〇	九、五〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、一六四
臨時	繰越補助金	一、六〇〇	二、九〇〇	三、〇三三	三、〇〇〇
	繰越補助金	八、二三五	一五、九七九	二〇、四七七	三〇、八七七







收支科 目	年				
	明治三十五年	明治四十年	明治四十五年	大正元年	大正十年
寄附金	11,000	10,000	10,000	10,000	10,000
郡有財産積戻金	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
縣農事試験場	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
借地寄附金	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
天城山工事補助費	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
本年度支出額	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
教育費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
雑費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
警備費補助費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
郡時報社補助費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
兵會補助費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
神職會補助費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
救濟事業補助費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
建物購入費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
雑入金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合計	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000

三市

静岡市及濱松市の財政も亦學校費、道路、下水費、衛生病院費等の爲近年著し

く膨脹したれども、兩市共に將來都市的經營を要する事業多きを以て今後は更に一層多事を加ふるものあるへし。

静岡市財政膨脹の状況

收支科 目	年				
	明治三十五年	明治四十年	明治四十五年	大正元年	大正十年
地租附加税	8,700	11,100	11,100	11,100	11,100
國稅營業稅附加税	7,900	11,100	11,100	11,100	11,100
所得稅附加税	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
賣藥營業稅附加税	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
縣稅營業稅附加税	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
縣稅戶數割附加税	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
縣稅雜種稅附加税	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
特別稅家屋稅	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
特別稅觀覽稅	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
其他	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
財產收入	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
使用料及手数料	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
國庫下渡金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合計	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000



支出科目	入		合計	出	
	補助金	公債		支	出
交付金	1,393,000		1,393,000		
補助金	2,000,000		2,000,000		
公債	1,281,000		1,281,000		
其他	1,000,000		1,000,000		
合計	4,674,000		4,674,000		
役所			1,686,000		1,686,000
會館			1,000,000		1,000,000
土木			1,000,000		1,000,000
教育			1,000,000		1,000,000
衛生			1,000,000		1,000,000
勸業			1,000,000		1,000,000
救濟			1,000,000		1,000,000
警備			1,000,000		1,000,000
財政			1,000,000		1,000,000
諸公債			1,000,000		1,000,000
合計			13,700,000		13,700,000

濱松市財政膨脹ノ狀況

年度	合計	其ノ他諸費
明治二十二年	27,667	11,770
明治三十年	17,487	2,376
明治四十年	13,660	11,120
明治四十五年	27,011	19,551
大正十年	75,171	49,034

收支科目	收	
	市	縣
地租附加稅	77,446	
國稅營業稅附加稅	3,025	
所得稅附加稅	11,142	
賣藥營業稅附加稅	1,656	
縣稅營業稅附加稅	16,072	
縣稅雜種稅附加稅	35,551	
特別稅家屋稅		11,204
特別稅觀覽稅		1,555
其他		11,204
財產收入		11,204
使用料及手数料		1,555
國庫下渡金		1,555
合計	144,886	41,886



出		入	
支	合	支	合
役所費	一六、七一八	交入金	六、五八七
會議費	六一五	補助金	三、一六〇
土木費	七、二九九	繰越金	九、九九〇
衛生費	六一、九三一	寄附金	六〇〇
勸業費	三、九九〇	公債	七〇、五〇〇
救護費	一七二	其他收入	二五、五二一
警備費	四、六二七	計	一九七、五六三
財産費	一三四	計	一九七、五六三
諸税	三八〇	計	一九七、五六三
公債	五八、一三二	計	一九七、五六三
計	一五六、三九四	計	一九七、五六三
其ノ他諸費	二、三九四	計	一九七、五六三
合	一五六、三九四	計	一九七、五六三

尙静岡市に於ては特別經濟を以て電氣事業を經營し、其の收入は事業費を償ふて餘あり。近年は一般經濟の有力なる一財源を爲しつゝあり、大正十年度に於ける一般經濟繰入額は七萬八百圓なり。

静岡市電氣事業收支狀況

入	支	收	
		支	合
電氣事業收入	一八七、八四一	電氣事業收入	一八七、八四一
前年度繰越金	一、一五六	前年度繰越金	一、一五六
雜入金	一〇、一九〇	雜入金	一〇、一九〇
積入金	六、〇〇〇	積入金	六、〇〇〇
一般會計繰入金	一〇〇	一般會計繰入金	一〇〇
計	一九七、五六一	計	一九七、五六一
電氣事業費	一八七、八四一	電氣事業費	一八七、八四一
前年度繰越金	一、一五六	前年度繰越金	一、一五六
雜費	一〇、一九〇	雜費	一〇、一九〇
積費	六、〇〇〇	積費	六、〇〇〇
一般會計費	一〇〇	一般會計費	一〇〇
計	一九七、五六一	計	一九七、五六一



支	支					合	支	科目	年
	電	積	雜	記	公				
出	備	一	公	公	公	合	支	目	度
計	費	般	債	債	債	計	代	目	度
計	入	會	計	計	計	計	代	目	度
計	金	計	入	入	入	計	代	目	度
計	費	入	入	入	入	計	代	目	度
一九九六〇	七、〇〇〇	四九、九三七	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	二一七、三八七	一、〇〇〇	明治正四十五年	度決算
六一〇、九二五	一、一六五一	三二、三六九	六、〇〇〇	七〇、八〇〇	三九、一八七	六一〇、九二五	一、〇〇〇	大正十年	度豫算

四 町 村

明治十二年町村財政の初めて獨立したる當初に於ける町村費は總計四十萬圓に満たざる少額なりしか、爾來自治の基礎鞏固を加ふると共に事業も亦漸次勃興し大正十年度縣下三百三十八町村の豫算總額は一千三十六萬五千三百三十九圓を算するに至れり。町村收支の狀況は戸口の多寡事業の振否等に依り固より一様なら

されとも、其の最も大なるものありては駿東郡沼津町の如く二十四萬五百二十二圓に上るものあり、又最も小なるものありては小笠郡三保村の如く三千三百八十六圓に過ぎざるものあり。而して町村財政に於て特に注目すべきは、其の支出にありては教育費の負擔甚だ重く、平均して歳出總額の四割四分を占め他の諸費目に比較して一頭地を抜けると、縣郡の財政に於て重要な地位を占むる勸業費の極めて少額なることに於て、又収入にありては總額の約七割を占むる租稅收入中其の六割七分は實に戸數割附加稅たることなり。財産收入の比較的多額なることも亦本縣町村財政の一特色にして近年漸次増嵩の傾向著しきものあり。其の内譯の主なるものは町村基本財産收入二十五萬千二百一十一圓特別基本財産九萬九千三百六十九圓並専用漁業權收入十萬五千六百七十圓なり。

町村財政膨脹ノ狀況

町 村	收 支		町 村	收 支	
	目	年		目	年
地 租 附 加 稅	稅	明治十二年	稅	稅	明治十二年
		度決算			度決算
		三六〇、六九六			三六〇、六九六
		二七四、七二八			二七四、七二八
		二八、四四六			二八、四四六
		二、四一〇			二、四一〇
地 租 附 加 稅	稅	明治二十年	稅	稅	明治二十年
		度決算			度決算
		六六、七六六			六六、七六六
		三〇、七六七			三〇、七六七
		一、〇八八、〇六一			一、〇八八、〇六一
		三、四三三			三、四三三
地 租 附 加 稅	稅	明治三十年	稅	稅	明治三十年
		度決算			度決算
		二、五二〇、三九五			二、五二〇、三九五
		四、〇〇〇			四、〇〇〇
		二、五二〇、三九五			二、五二〇、三九五
		四、〇〇〇			四、〇〇〇
地 租 附 加 稅	稅	明治四十年	稅	稅	明治四十年
		度決算			度決算
		七、三六六、九五四			七、三六六、九五四
		九、六三三、二二四			九、六三三、二二四
		七、三六六、九五四			七、三六六、九五四
		九、六三三、二二四			九、六三三、二二四



收支科目	年度				
	明治十二年	明治二十年	明治三十年	明治四十年	大正十年
國稅營業稅附加稅	95,553	136,699	333,768	1,011,245	4,777,811
所得稅附加稅			4,763	49,386	3,918,683
營業稅附加稅				93	3,918,683
賣藥營業稅附加稅					110,111
縣稅戶數附加稅	91	8,851	33,599	47,000	110,111
縣稅營業稅附加稅					110,111
縣稅雜種稅附加稅					110,111
特別稅段別別					110,111
特別稅戶別別					110,111
特別稅家屋別					110,111
特別稅電柱別					110,111
特別稅水車別					110,111
特別稅步一別					110,111
特別稅人口別					110,111
特別稅漁業採藻業稅					110,111
特別稅溫泉稅					110,111
其他稅					110,111
夫役現品					110,111
財產收入					110,111
使用材料及手数料					110,111

支	年度				
	明治十二年	明治二十年	明治三十年	明治四十年	大正十年
役會場	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
土木費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
衛生費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
勸業費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
救護費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
警備費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
財產費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
公債費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
其他費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
合計	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000



科	目	入		科	目	出		
		豫算	額			豫算	額	
組 合 費	組別割賦費		一八〇、三六五	管 理 費	管理費		一二、五七五	
	地價別割賦費		一六九、一八一		會費			六、五四三
	地價別割賦費		七、五五三		事費			二九、五三七
	地價別割賦費		三、六三一		警備費			二二、三三二
	夫役割賦費		六三七		警備及積蓄費			二二、三三二
	財產割賦費		五〇二		諸稅及積蓄費			五五〇
	使用補助料數		三四		組合費取扱			四、八一二
	縣補助金		三三、一〇一		選舉費			三八八
	雜收附助金		一六〇		雜支費			二〇〇
	前年度繰越金		三、四五七		公債費			一八、五九八
前年度繰越金		一一、三八七	波濤費			八〇		
員納付金		二二	創立費			七〇二		
組員納付金		一一八、四〇〇	土木費			五七、六〇〇		
合計			三、一七六	合計			三、一七六	

水害豫防組合收支狀況

(大正十年度)

合	豫	支	科	目	年	
					度	度
合	計	費	目	度	明治十二年	三九四、六一
					明治二十年	三八、三九
					明治三十年	一、二二、九三八
					明治四十年	三、〇三、四七七
					明治四十年 大正元年	四、二〇、三八〇
大正十年	一〇、三、三九九					

五 水利組合

水利組合の大正十年度に於ける收支狀況左の如し。

普通水利組合收支狀況

(大正十年度)

科	目	入		科	目	出		
		豫算	額			豫算	額	
組 合 費	組別割賦費		七〇七	管 理 費	管理費		五九五	
	地價別割賦費		四七八		會費			五七九
	地價別割賦費		二二九		選舉費			八五五
	地價別割賦費		七八二		諸稅及積蓄費			一七二
	財產割賦費		一八七		雜支及備蓄費			一〇
前年度繰越金		一、五〇〇	合計			一、二四五		







區別	種類	金額	面額	管理方法
富士川通船賦金	現金	二,101		銀行預金
安倍川橋梁基金	現金	三,六八九		同
御成橋修繕費基金	現金	一八一		同
衛生資金	現金	九,八九四		銀行預金
	農工債券	一八一	一,800	縣金庫藏置
市町村立小學校教員恩給基金	現金	六四		大藏省預金
	公債		二九,二〇〇	甲種登錄
	國庫債券		七,三五〇	中央金庫保管
	國庫證券		三〇,九〇〇	縣金庫藏置
教育資金	現金	一八九,五九五		銀行預金
	資金貸付金			銀行預金
市町村立小學校教員加俸費	現金	一三,〇五六		銀行預金
計		二六四,三五六		

區別	種類	金額	面額	管理方法
縣立學校基本財産	現金	三三,四八九		銀行預金
勸業資金	現金	二六,九一四		銀行預金
	債務公債	二六,九一四	二五六	乙種登錄
軍人授護資金	現金	一一,二〇〇		銀行預金
	農工債券	一一,二〇〇	三三,〇〇〇	縣金庫藏置
基本林造成資金	現金	三〇,四七六		銀行預金
伊東漁港修築資金	現金	八八,五四八		同
救濟資金	現金	一〇,八七九		同
低利資金	現金	一,〇〇〇		同
農工銀行株券	現金		三〇〇,〇〇〇	縣金庫藏置
資金貸付金	現金	四一五,二一六		
	債券	四四一,八九五	八〇,一〇〇	
公債證券			八〇,一〇〇	



區別	種類	金額	額面	管理方法
總計	興業債	1,100,000	1,100,000	貸付中
	鐵道債	1,380,000	1,380,000	同
	國庫債	77,500	77,500	同
	舊庫公債	500,000	500,000	同
	國庫債	20,600	20,600	同
	農工銀行株券	103,800	103,800	同
	農工銀行株券	2,000,000	2,000,000	貸付中
總計		8,700,000		

二、土地

地目	段別又ハ坪數	管理方法
田	4,412歩	貸付中
畑	3,712歩	同
宅	1,346坪	同
原	4,344歩	同
山	2,586坪	同
池	2,788歩	同
新開地(埋立)	4,707坪	貸付中
沼	2,788歩	同
林	2,586坪	同
野	2,788歩	同
地	2,788歩	同
實測面積	2,788歩	同
蓋帳面積	2,788歩	同

尚右ノ外四千三百十四町三段十七步ノ地上權ヲ設定シ前記山林ト共ニ造林實行中ニシテ既ニ植栽ヲ了セルモノ二千七十七町步餘ニ及ヒ今後二十五年ノ後ニハ年額約八十萬圓ノ收益ヲ得ヘキ見込

三、建物

建物種類	坪數
縣廳舍及各解其他建物	三、四六坪

郡有財産は大正九年度現在に於て收益財産と然らざるものとを併せ總額七十一萬九千三百三十圓あり。就中田方、富士、安倍、庵原、志太、磐田の各郡有造林を其の主要なるものとす。

郡有財産一覽

(大正九年度末現在)

郡別	種別	土地		建物		造林		有價證券(額面)	其他諸物品價額	現金	計
		段別	價額	坪數	價額	段別	價額				
賀茂郡	田	四、四六	四、四六	三、七	三、七	—	—	—	—	—	六、六六八
田方郡	田	—	—	一、四七	一、四七	—	—	—	—	—	一、四七
駿東郡	田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
富士郡	田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
庵原郡	田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
安倍郡	田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
總計											七十一萬九千三百三十圓



郡別	土地		建物		造林		有價證券 (額面)		其他諸物 品價額		現金	計
	段別	價額	坪數	價額	段別	價額	額面	品價額	現金			
志太郡	一五九、七六	三〇、三三三	三三三坪	二八、三三三	一三三・三三	一九、七〇〇	—	九、八〇〇	—	二、〇〇〇	—	八〇、一三六
榛原郡	・三〇	三、〇〇〇	一六六坪	六、三三三	—	—	—	二、一〇〇	—	—	—	二、一〇〇
小笠原郡	・三〇	三、〇〇〇	一六六坪	六、三三三	—	—	—	二、一〇〇	—	—	—	二、一〇〇
周智郡	・三〇	三、〇〇〇	一六六坪	六、三三三	—	—	—	二、一〇〇	—	—	—	二、一〇〇
磐田郡	・三〇	三、〇〇〇	一六六坪	六、三三三	—	—	—	二、一〇〇	—	—	—	二、一〇〇
濱名郡	・三〇	三、〇〇〇	一六六坪	六、三三三	—	—	—	二、一〇〇	—	—	—	二、一〇〇
引佐郡	・三〇	三、〇〇〇	一六六坪	六、三三三	—	—	—	二、一〇〇	—	—	—	二、一〇〇
總計	一六七、七四	九四、三三九	六、一六六	三六、七三三	一三三・三三	一九、七〇〇	—	一〇、九〇〇	—	二、〇〇〇	—	一〇、九〇〇

市町村有基本財産は大正九年度末調査に依れば、一般經濟の爲めに設備するもの土地建物立木有價證券現金等を合せ千八十一萬五千二百三十九圓特定の目的の爲に設備するもの合計百八十五萬七千三百八十二圓、總計千六十七萬二千六百二十一圓なり。其の最も主要なる財産を爲すものは町村有林野四萬八千八百三十町歩にして、未だ多くの収益を見るに至らざるも町村にて之か利用造成を怠らざるに於ては、將來郡村財政を裨補すること尠少ならざるに至るへし。

市町村有基本財産一覽

其一 市町村經濟全概ノ爲ニ設備スルモノ

(大正九年度末現在)

郡市名	市	村	町	敷	價土	價立	價建	諸公債證	價諸株券	現金	其他財產	計
賀茂郡	—	—	—	三三	一、〇九五、八九九	—	—	六二、〇〇〇	三六、六五五	三〇、八三三	—	一、〇八五、四三三
田方郡	—	—	—	三三	三、三三三、三三三	—	—	四九、九〇〇	七三、三三三	八五、一九九	—	三、九〇〇、〇〇〇
駿東郡	—	—	—	三三	一、三三三、五六五	—	—	四、三三七	四〇、五六三	五三、五七一	—	一、三三三、五六五
富士郡	—	—	—	三三	三、三三三、三三三	—	—	二、五六五	七九、八〇九	四一、〇〇〇	—	三、三三三、三三三
庵原郡	—	—	—	三三	二、七五九、六一一	—	—	一、五七〇	一〇、五九五	四一、〇〇〇	—	二、七五九、六一一
安倍郡	—	—	—	三三	七、六三三、五九九	—	—	五、〇〇〇	二六、七〇〇	九〇、〇〇〇	—	七、六三三、五九九
志太郡	—	—	—	三三	三、三三三、三三三	—	—	五、〇〇〇	四九、六三三	八三、六三三	—	三、三三三、三三三
榛原郡	—	—	—	三三	三、三三三、三三三	—	—	三、一五六	四九、六三三	八三、六三三	—	三、三三三、三三三
小笠原郡	—	—	—	三三	三、三三三、三三三	—	—	三、一五六	四九、六三三	八三、六三三	—	三、三三三、三三三
周智郡	—	—	—	三三	三、三三三、三三三	—	—	三、一五六	四九、六三三	八三、六三三	—	三、三三三、三三三
磐田郡	—	—	—	三三	三、三三三、三三三	—	—	三、一五六	四九、六三三	八三、六三三	—	三、三三三、三三三
濱名郡	—	—	—	三三	三、三三三、三三三	—	—	三、一五六	四九、六三三	八三、六三三	—	三、三三三、三三三
引佐郡	—	—	—	三三	三、三三三、三三三	—	—	三、一五六	四九、六三三	八三、六三三	—	三、三三三、三三三
濱名市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
静岡市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
總計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—



静岡縣勢要覽

七四

郡市名	村市	町	數	價土	額地	價立	額木	價建	額物	書諸	價公	額債	價諸	額株	現	金	產其	他財	額	計
總計	三三	一	一七五	七、二〇、七二	一、七五、四四二	六六、八二三	一、〇〇、九六六	六、五三八	二八、四六六	二二、四六七	一、五〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	一、三六九、〇七二	三、九一七	五二九、三五五	一〇、八五、二五八	一八二、九七八	

其二 特定ノ目的ノ爲ニ準備スルモノ

郡市名	町村數	價土	額地	價立	額木	價建	額物	價穀	額物	書諸	價公	額債	價諸	額株	現	金	產其	他財	額	計
賀茂郡	三三	二一、六六四	六、九四一	一〇、〇五三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
田方郡	二九	二四、〇六一	三、〇六六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
駿東郡	二六	二一、九七二	一〇、六七六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
富士郡	二七	三三、六四四	九、七三〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
庵原郡	一五	一四、七四四	二、六六七	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
安倍郡	三三	一三、〇四五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
志太郡	二六	一四、一九二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
榛原郡	一四	二七、四〇七	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
小笠原郡	四	八、八八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
周智郡	一四	一一、九四五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
磐田郡	三九	一三、四八八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
磐名郡	三八	五、六〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
引佐郡	一〇	一三、〇九二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

郡市名	村市	町	數	價土	額地	價立	額木	價建	額物	書諸	價公	額債	價諸	額株	現	金	產其	他財	額	計
靜岡市	三九	四六、九〇三	一〇〇、九六六	六、五三八	二二、八六〇	三、三、九一九	八八二、〇三三	一四、八三六	一、八三、〇五四											
濱松市	三九	一三、五〇〇	一〇〇、九六六	六、五三八	二二、八六〇	三、三、九一九	八八二、〇三三	一四、八三六	一、八三、〇五四											
總計	三九	四六、九〇三	一〇〇、九六六	六、五三八	二二、八六〇	三、三、九一九	八八二、〇三三	一四、八三六	一、八三、〇五四											

二 負債

本縣は近年風水害等の災を受くること比較的少なかし爲地方團體に於て巨額の起債を爲すを要するか如きこと無かりしも、市町村に於て學校建築土木其の他公營事業等の爲當該年度の支辨に堪えずして借入を爲すもの少なからず。大正九年度末地方債現在額は總額百九十二萬五千七百七十五圓六十一錢八厘にして其の内譯左表の如し。

縣債は災害土木費の爲にせる二十九萬七千圓を縣罹災救助基本より借入れたるの外は、凡て政府低利資金の融通に係るものにして、其の利子は年四朱八厘とし市町村債は教育費の爲にせるもの最も多く、又之を借入先に依りて區別すれば縣教育資金二十一萬三千餘圓、縣低利資金三十三萬餘圓、日本勸業銀行六十二萬三



千餘圓、簡易保險積立金四萬九千餘圓、其の他の普通銀行十八萬千餘圓とす。

縣債目的別一覽

(大正九年末現在)

災害土木費	三九六、五〇〇 <sub>円</sub>
町村災害土木費貸付資金	九八、五〇〇
町村公營住宅費貸付資金	三〇、〇〇〇
計	五二五、〇〇〇

市町村債一覽

(大正九年末現在)

郡市名	別	市町村債	町村組合債	水利組合債	計
賀茂郡	郡	九、七〇〇、〇〇〇			九、七〇〇、〇〇〇
田方郡	郡	三〇九、八三九、六八三			三〇九、八三九、六八三
駿東郡	郡	八九、四九九、六七〇			八九、四九九、六七〇
富士郡	郡	七〇〇、九三三、一一〇	九、六〇〇、〇〇〇		七〇〇、九三三、一一〇
安原郡	郡	三六、三三六、〇〇〇			三六、三三六、〇〇〇
志太郡	郡	三六、〇〇〇、〇〇〇			三六、〇〇〇、〇〇〇
榛原郡	郡	三六、三三六、〇〇〇			三六、三三六、〇〇〇
計		二、〇七六、二二〇			二、〇七六、二二〇

郡市名	別	市町村債	町村組合債	水利組合債	計
小笠原郡	郡	三三三、八三三、七六〇			三三三、八三三、七六〇
智田郡	郡	一三、九〇〇、〇〇〇			一三、九〇〇、〇〇〇
名田郡	郡	一一八、四一八、八九九	一〇、九三三、三三〇		一二九、三五二、二二九
佐名郡	郡	一四、五〇〇、〇〇〇			一四、五〇〇、〇〇〇
引松郡	郡	八六、六〇〇、〇〇〇			八六、六〇〇、〇〇〇
静岡市	市	八〇、三二二、八二〇			八〇、三二二、八二〇
濱松市	市	三三三、八〇〇、〇〇〇			三三三、八〇〇、〇〇〇
計		一、〇四一、七六三、七六〇	一〇、九三三、三三〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、一五二、六九七、〇九〇

第四節 諸税及負擔

地方團體の財源は、近年地方費の急激なる膨脹に伴ひ漸く窮乏を訴へんとするものあり。大正十年度に於ては、縣は雜種税、遊興税、電柱税等を新設し、静岡市及濱松市に於ては觀覽税を設け、其の他の町村に於ても段別割其の他特別税を設定して収入の増加を圖りたるも、未だ財政の急需に應ずるに足らず、各種の縣税及市町村税の課率は孰れも皆年々を逐うて増加し、大正九年に於ては法律第三十七號を以て地方税の制限を擴張し財源の緩和を計りたるに拘らず尙制限外課税を



爲すの已むなきもの少なからず。即ち之を大正八年度に比較するに大正十年度地租割戸數割等の縣稅課率は二倍を超過し、市稅、家屋稅は大正八年度賦課戸數一戸平均靜岡市九錢濱松市十一錢に對し大正十年度に於ては一戸十四錢を、又町村稅戸數割附加稅は大正八年居一戸平均十圓八十五錢八厘、大正九年度十九圓八十九錢八厘、大正十年度二十圓八十錢二厘を賦課するの狀況に在り。

縣稅課率一覽

(大正十年度)

稅目	課率	
	地	宅
地租	宅地租壹圓二付五十五錢三厘八毛	其他ノ地租一圓二付一圓三十五錢二厘
營業稅	營業稅一圓二付四十七錢二厘	營業稅課率複雜ニ付省略
所得稅	所得稅一圓二付五錢八厘六毛	試掘鑛區稅一圓二付三錢
礦業稅	探掘鑛區稅一圓二付七錢	鑛產稅一圓二付十錢
砂鑛區稅	砂鑛區稅一圓二付十錢	

縣稅課率累年比較

戶數	賣藥營業稅附加稅	取引所營業稅附加稅
賣藥營業稅附加稅	賣藥營業稅一圓二付三錢	取引所營業稅附加稅一圓二付十錢
戶數	一戸平均五圓八十四錢七厘	

市稅課率

(大正十年度)

稅目	市											
	靜岡市	濱松市	大正元	大正二	大正三	大正四	大正五	大正六	大正七	大正八	大正九	大正十
地租附加稅	宅地租一圓二付	宅地租一圓二付	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇
其他	其他ノ地租一圓二付	其他ノ地租一圓二付	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
國稅營業稅附加稅	本稅一圓二付	本稅一圓二付	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
所得稅附加稅	本稅一圓二付	本稅一圓二付	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
地租附加稅	二十八錢	二十六錢	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇
其他	六十六錢	四十七錢	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
國稅營業稅附加稅	同	同	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
所得稅附加稅	同	同	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
地租附加稅	三十五錢	八十二錢五厘	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇
其他	八十二錢五厘	五十八錢七厘	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
國稅營業稅附加稅	二十一錢		一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
所得稅附加稅			一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇



稅目	靜岡市	濱松市
賣藥營業稅附加稅	本稅一圓二付	同
取引所營業稅附加稅	本稅一圓二付	同
縣稅營業稅附加稅	本稅一圓二付	同
縣稅雜種稅附加稅	本稅一圓二付	同
特別稅家屋稅	賦課戶數一戶二付	同
特別稅觀覽稅	入場料四十錢以上五十錢以下ノモノ一人一回	同
	同八十錢以下ノモノ一人一回	同
	同一圓五十錢以下ノモノ一人一回	同
	同二圓以下ノモノ一人一回	同
	同三圓以下ノモノ一人一回	同
	同三圓ヲ超ルモノ一人一回	同
特別稅觀覽稅	賦課戶數一戶二付	同
入場料四十錢以上五十錢以下ノモノ一人一回	十四錢	同
同八十錢以下ノモノ一人一回	二錢	同
同一圓五十錢以下ノモノ一人一回	四錢	同
同二圓以下ノモノ一人一回	五錢	同
同三圓以下ノモノ一人一回	十錢	同
同三圓ヲ超ルモノ一人一回	二十錢	同
入場料六十錢以上ノモノ一人	一錢	同
同一圓以上ノモノ一人	二錢	同
同二圓以上ノモノ一人	五錢	同
同三圓以上ノモノ一人	十錢	同
其遊電與柱他稅稅	同	同
五錢	九十五錢	同
九十五錢	九十五錢	同
十四錢	十四錢	同

町村稅課率

(大正十年度)

稅目	最高	最低	平均
地租附加稅	宅地租一圓二付	四十九錢	二十五錢八厘
其他	其ノ他地租一圓二付	一圓二十錢	六十錢三厘
國稅營業稅附加稅	本稅一圓二付	八十八錢	四十二錢五厘
所得稅附加稅	本稅一圓二付	三十錢	十四錢一厘

稅目	最高	最低	平均
礦業稅附加稅	本稅一圓二付	三十錢	三十錢
探掘礦區稅	本稅一圓二付	七錢	七錢
砂礦區稅附加稅	本稅一圓二付	五十錢	五十錢
賣藥營業稅附加稅	本稅一圓二付	五錢	五錢
戶數割附加稅	戶數一戶二付	四十三圓七十八錢	二十圓八十錢二厘
縣稅營業稅附加稅	本稅一圓二付	一圓	八十錢二厘
縣稅雜種稅附加稅	本稅一圓二付	二圓	八十錢
一段歩二付	一圓二十三錢七厘	三十錢	四十二錢七厘
一段歩二付	八十三錢四厘	同	二十六錢五厘
一段歩二付	百三十八圓十錢	同	四圓三十六錢五厘
一段歩二付	六十錢	同	十錢九厘
一段歩二付	四十錢	同	十錢三厘
一段歩二付	四十三錢五厘	同	二十九錢三厘
電柱一本二付	一圓	同	一圓
一頭二付	一圓	同	一圓
一頭二付	一圓	同	一圓
一頭二付	八十錢	同	八十錢
一頭二付	五十錢	同	五十錢
一臺二付	二圓	同	二圓
一馬力二付	一圓	同	一圓
一基二付	一圓	同	一圓
一基二付	二圓	同	二圓



税目	最高		最低		平均	
	高	最	低	平	均	均
水車割 水力器械	十二圓	同	十二圓	同	十二圓	同
公稱馬力一馬力迄	同	同	同	同	同	同
同三馬力馬迄	同	同	同	同	同	同
同五馬力迄	三十圓	同	三十圓	同	三十圓	同
以上一馬力毎ニ	五圓	同	五圓	同	五圓	同
採掘業者一人ニ付	一圓	同	一圓	同	一圓	同
別記ノ通						

(別記)

温泉税

一、湯源一ヶ所ニ付 九十九度以上

温度百度迄

課率六圓

但シ百度ヲ超ユルモノハ五度ヲ増ス毎ニ課率三圓ヲ加フ

二、湯槽一個ニ付

イ、劇場、寄席、貸席遊技場、料理店、飲食店

課率三圓

但シ三十立方尺ヲ超ユルモノハ五立方尺ヲ増ス毎ニ課率三十錢ヲ加フ

容積三十立方尺迄

ロ、自用温泉貸別荘、工場事務所

課率二圓二十五錢

但シ三十立方尺ヲ超ユルモノハ五立方尺ヲ増ス毎ニ課率二十二錢五厘ヲ加フ

容積三十立方尺迄

ハ、温泉宿、旅人宿、湯屋

課率三十錢

但シ三十立方尺ヲ超ユルモノハ五立方尺ヲ増ス毎ニ課率三錢ヲ加フ

容積三十立方尺迄

縣稅市町村稅納稅の成績は左表の如し

縣稅納稅成績

年 度	賦課額	納期内納稅額	同上納入歩合	納期後納稅額	同上歩合	缺損額	同上歩合
大正元年度	一、九三、三六八	一、八九、四七二	・九八八	一七、四一五	・〇七〇	三、六三三	・〇〇一八
同 二年度	一、九九、二四二	一、九七、五〇四	・九八七	一八、七八六	・〇七四	四、八九七	・〇〇三三
同 三年度	二、三〇、八五五	二、一六、九四八	・九八九	一九、三四三	・〇八六	三、九五一	・〇〇一七
同 四年度	一、九五、一三五	一、九三、四六八	・九九八	一七、八五四	・〇〇九	三、五五八	・〇〇一八
同 五年度	一、九二、一四六	一、八九、七九七	・九九八	一六、二八八	・〇〇八	三、三二八	・〇〇一七
同 六年度	二、三六、〇〇二	二、二一、三七三	・九九九	一三、二二一	・〇〇三	一、六〇〇	・〇〇〇九
同 七年度	二、二三、八五二	二、一〇、〇八五	・九九九	八、五三四	・〇〇〇	一、二一九	・〇〇〇〇



年 度	賦課額	納期内納税額	全上納入歩合	納期後賦税額	全上歩合	缺損額	同上歩合
大正八年度	三、二七、六六四	三、一〇、五八〇	九九九	九七、四	九九〇	一、八八四	九九〇
同 九年度	四、六七、三三八	四、六〇、四三三	九九三	七、〇	九九〇	七、三六八	九九〇

町村税納期内完納町村數

郡 名	町村數	納 期 内 完 納 町 村 數							
		元年度	二年度	三年度	四年度	五年度	七年度	八年度	
賀茂郡	三	三	三	三	三	三	三	三	
田方郡	三	三	三	三	三	三	三	三	
駿東郡	三	三	三	三	三	三	三	三	
富士郡	三	三	三	三	三	三	三	三	
庵原郡	三	三	三	三	三	三	三	三	
安倍郡	三	三	三	三	三	三	三	三	
志太郡	三	三	三	三	三	三	三	三	
榛原郡	三	三	三	三	三	三	三	三	
小笠郡	三	三	三	三	三	三	三	三	
周智郡	三	三	三	三	三	三	三	三	
磐田郡	三	三	三	三	三	三	三	三	
濱名郡	三	三	三	三	三	三	三	三	
引佐郡	三	三	三	三	三	三	三	三	
計	三	三	三	三	三	三	三	三	

上述の如きを以て縣民の負擔も亦累年重きを加へ、今大正元年度に於ける國稅縣稅及市町村稅一人當負擔額を標準とすれば、大正九年度に於ける指數は國稅一五六、縣稅二三六、市町村稅二四九是等通計すれば二〇八、又地方稅のみに就ては二四二を示すに至れり。此の間固より一面に於ては一般の富力も亦著しく増大せるものあり、例せば本縣生産統計の示す所に依れば大正元年一人當八十圓四十二錢九厘(指數一〇〇)、大正五年八十五圓九十三錢五厘(指數一〇六)、大正八年二百五十六圓八十五錢七厘(指數三一四)、大正九年二百二十二圓四十四錢八厘(指數二六四)を算するに至れるも、今や漸く負擔の重きを加ふるに伴ひ地方財政の調理を適切ならしめて以て負擔の公平を期するの要益多きに至れり。

諸稅負擔調

其ノ一、國稅、縣稅、市町村稅額累年比較



年 度	別 國	縣		市町村稅(夫役現品ヲ含ム)		合 計
		稅	縣	稅	市町村稅	
大正元年度		三,一九四,五四六	一,九六二,四六四	二,七六〇,一五一	七,九七二,一三三	
同二年度		三,一九四,九二二	二,二九,五六一	二,七三三,〇五三	八,〇五六,五六六	
同三年度		三,一〇三,六二六	二,三三八,三三七	二,七三三,一八二	八,三三四,三五五	
同四年度		三,〇六,九五四	二,〇九六,五二九	二,七六四,六九六	七,九三二,一六九	
同五年度		三,一九八,六三〇	二,〇七三,三四八	二,八七九,四三三	八,一五六,三三三	
同六年度		三,六〇三,八〇九	二,〇〇九,九五九	三,一五三,八三〇	八,九六九,五九八	
同七年度		四,二一九,三〇〇	二,三〇〇,二二二	三,六三〇,一七三	一〇,〇六九,八五〇	
同八年度		四,九七九,六二七	三,六六四,二九三	五,三七九,一〇〇	一〇,〇三三,〇〇〇	
同九年度		五,三六一,二〇五	五,二七五,九二〇	七,三四〇,八五五	一七,八九四,九七	
同十年度			五,五〇九,〇五九	七,九五九,〇二二		

其ノ二、諸稅負擔一人當果年比較

年 度	負 擔	國		縣		市町村稅	
		總額ニ對スル	國	稅	縣	稅	市町村稅
大正元年度	一戶負擔	三,〇一七	一三,三六	二,八八	一,三三四	一,八九	
同二年度	一戶負擔	三,一九六	一三,二六四	二,六〇	一,三四四	一,八四七	
同三年度	一戶負擔	三,〇一六	一三,二二八	二,一八八	一,三六三	一,八四八	
同四年度	一戶負擔	三,一四六	一三,三九三	二,一〇	一,三六四	一,八七	

年 度	別 國	縣		市町村稅	
		稅	縣	稅	市町村稅
同五年度		三,四六八	二,七三九	一,三三九	一,八六六
同六年度		三,五七六	二,二八七	一,四〇	一,三三六
同七年度		三,八,五三九	二,六五三	一,〇五	一,三,八七
同八年度		三,三,九三六	三,一〇八	二,二八七	一,〇,〇三六
同九年度		三,六,六五	三,三七一	三,三三	二,六,九六
同十年度			三,〇二九	三,四八	三,九,七七

其ノ三、生産額ニ對スル公課歩合果年比較

年 度	別 國	生 産 額	公 課 額	生産額百圓ニ對スル公課額		同	
				國	縣	稅	市町村稅
大正元年度		二七,四三七,四一八	七,九七一,一三	六,七〇	二,七〇	一,六〇	
同二年度		二七,一八八,九九七	八,〇五六,五二六	六,〇〇	二,六〇	一,七〇	
同三年度		二六,九六三,八九二	八,三三四,三五五	七,七九	二,九九	一,七〇	
同四年度		二六,八六六,八二六	七,九三五,一九	六,七八	二,六三	一,七九	
同五年度		二六,九四三,〇三	八,一五〇,三三	六,一三〇	二,〇〇〇	一,五〇	
同六年度		二六,二五五,三三五	八,九九九,五九八	四,五九〇	一,八四〇	一,一七〇	
同七年度		二六,八九一,〇〇	一〇,〇六九,八五四	三,四三〇	一,四三〇	〇,八九〇	
同八年度		二六,四九八,〇三三	一〇,〇三三,〇〇〇	三,四三〇	一,二二〇	〇,八九〇	
同九年度		二六,三九四,一九	一七,八四九,七	五,二六〇	一,五八〇	一,五八〇	



租 稅 負 擔 一 人 當

年 度	種 別	縣 費 (一 人 當)	生 產 高 (一 人 當)
大正元年度		一、八五〇	八〇、四二九
大正五年度		一、五四五	八五、九三五
大正七年度		一、七一六	一八四、五五二
大正九年度		三、三六三	二一二、四四八

計	稅 村 町 市 當 人 一	稅 縣 當 人 一	稅 國 當 人 一	種 別 年 度
5,422	1,890	1,344	2,188	度 年 元 正 大
5,266	1,861	1,339	2,066	度 年 五 正 大
6,345	2,287	1,405	2,653	度 年 七 正 大
11,207	4,534	3,303	3,370	度 年 九 正 大



## 第四章 教育

### 第一節 概況

本縣は東西交通の要地にして、文運開進の度比較的高く、維新以前既に教育施設の見るべきものあり。幕學昌平黌の管掌に屬する明新館の如き、安政の頃より常に三百名以上の生徒を收容して明治維新に及び、その他掛川、横須賀等の各藩に藩學あり。元文明和の頃、賀茂眞淵翁濱松より出て、其學風郷黨の間に薰染し、明治維新に至りて報國隊の志士となりて彰る。又伊豆韭山の代官江川坦庵は、砲術築城の大家にして來り學ぶもの多かりき。明治元年徳川家達駿遠二州に封せらるゝや、沼津に兵學寮を創設し、掛川に其支寮を設けたり。其他幕府の儒者にして來て各地に私塾を開き、藩士の子弟其の他を教養するものあり、静岡の芹澤、浦野、奥村、羽田の四塾の如き是なり、又報徳の宣傳實行に努力したる岡田佐平治の冀北學舎の如き私塾も創立せられたり。



明治五年學制發布以來、小學校、師範學校、中學校等漸次普及するに至り、最近の調査に依れば小學校四百八十七校、師範學校三校、中學校七校、高等女學校二十一校、農業學校十二校、工業學校二校、商業學校四校、實業補習學校四百七十七校を算ふ。而して初等教育に就ては、實質形式共に略整備せるもの、如しと雖、其内容の充實を期すると共に、訓練並體育の方面に向ては今後益努力を要するものあり。師範教育は三師範學校より、年々約二百四十名の卒業生を出しつゝあるも、尙教員の不足を訴ふるの状あり。中等教育も漸次發達普及し、殊に女子中等教育の如きは、學校數に於ても生徒數に於ても全國有數の位置にあるも、文運の發展に伴ひ中等學校は年々入學志願者の數を増加し、收容力の不足を訴ふる聲高し。實業教育は本縣教育上の一特色とも見るべく、就中農業學校は其の數に於て全國二三の府縣を除き、他に匹敵するものを見ざる有様なり。

學校總覽

(大正十年四月末日)

種別	校數	教員數	生徒數		計數	經常費
			男	女		
小學校	487	577	1,166	1,166	2,332	1,166
師範學校	3	13	0	0	13	0
中學校	7	13	0	0	13	0
高等女學校	21	13	0	0	13	0
農業學校	12	13	0	0	13	0
工業學校	2	13	0	0	13	0
商業學校	4	13	0	0	13	0
實業補習學校	477	13	0	0	13	0
附屬	0	0	0	0	0	0
合計	1,003	1,003	1,166	1,166	2,332	1,166

種別	校數	教員數	男	女	計數	經常費
師範學校	3	13	0	0	13	0
中學校	7	13	0	0	13	0
高等女學校	21	13	0	0	13	0
實科高等女學校	1	13	0	0	13	0
農業學校	12	13	0	0	13	0
工業學校	2	13	0	0	13	0
商業學校	4	13	0	0	13	0
職業學校	1	13	0	0	13	0
補習學校	4	13	0	0	13	0
盲啞學校	2	13	0	0	13	0
各種學校	477	13	0	0	13	0
幼稚園	0	0	0	0	0	0
合計	1,003	1,003	1,166	1,166	2,332	1,166

第二節 初等教育

一 小學校

沿革 維新以後、政府は國家發展の源泉は國民教育にありとし、範を歐米諸國



に採り、各種の學校を設けて一般子弟の就學を獎勵したるか、明治五年八月に至り太政官布告を以て學制の頒布を見るに至れり。之實に明治新教育の萌芽にして、其の大要は、全國を八大學區に分ち、一大學區を三十二中學區に分ち、更に一中學區を二百十小學區に分ち、各區に大中小學校各一校を設置することとし、又督學局學區取締等の制度を設け、學校の設立、保護、就學、勸誘及督勵等を司らしむることゝ爲せるものとす。本縣は、即ち第二大學區十一、十二、十三、十四、十五、十六、伊豆の七中學區に屬し、爾來學校の設立に努力せる結果、明治十年公立小學校六百九十六校、教員數一千八百七十一人、生徒數六萬五千七百七十人に達したれとも、十九年小學校令發布せらるゝや、校數を減少して教育力を集中し、内容の改善進歩に努むるの方針に出でたるを以て、二十年には小學校は減して三百三校となり、教員數一千九百四十人、生徒數九萬四千二百八十一人に増加せり。日清戰爭後國民教育の必要一般に理解せられ、漸次就學の歩合を増加し、生徒數十五萬八千四百九十四人に達し、就學歩合八十二人五三となり。更に明治三十七八年戰役の結果、國民一般に普通教育の國家盛衰に至大の關係あるを認て、義務

教育年限の延長を要求するに至り、四十年三月遂に義務教育六箇年に延長せられたり。爾來教育の内容充實し、設備亦整ひ、就學兒童に於ては女兒の歩合著しく進歩し、又教員の學力補充計畫の進行と共に、漸次教育充實の域に達せんとす。就學 學齡兒童數は逐年増加し、大正九年度に於ては男十一萬四千九百九十三人、女十一萬一千三十九人、計二十二萬五千二百三十二人に達す。此の内不就學者は男六百九十九人、女八百七十九人、計千五百七十八人にして、就學歩合は男九十九人四六女九十九人三八平均九九人四二に當る。出席歩合は七年度に於て尋常科男九六人、女九七人、計九七人高等科男九六人、女九七人、計九七人に達す。高等小學校の入學者又年を逐ふて多きを加へ、十年六月に於ては尋常小學校兒童數二十二萬八千四十八人に對し、高等小學校生徒數は二萬九千七百一人にして尋常科卒業者の大部分は高等小學校に入學する狀況なり。尙現下の狀勢は、毎年高等小學校の教科を併設する學校數増加しつつありて、其の町村若は通學區域内に低度の實業學校等の設置せらるゝものを除き、殆ど全部高等小學校の設置を見るに至らんとす。



**教員配置及其の修養** 小學校に於ける學級數及教員數は、左表の如く四千九百八十五學級にして、男教員三千五百七十三人、女教員一千三百六十人、合計四千九百三十三名なり。本年五月の調査によれば、師範學校卒業者は、本科一部男一千五十人女二百五十八人、本科二部男五百九十六人女二百四人、合計二千八百八人にして小學校本科正教員は男千九百三人、女四百六十八人、合計二千三百七十一人、尋常科正教員男九百六十六人、女三百四十五人合計千三百一十一人總計三千六百八十二人なり。されは學級數百に對し、正教員歩合は七四人強、師範學校卒業者の學級數に對する歩合は四二人強なり。而して准教員及代用教員の數比較的多きも、此の内には中等程度の學校卒業者以上の學歷を有する者三百八十人あり。

近時一般に小學校教員の研究的氣分横溢し、各學校に於ては個別的學級的又は團體的方法により研究發表等を行ふ風を醸成し、近く駿東、富士、庵原、志太、小笠、濱名等の各郡にありては、規程を設け資金を置きて、教員の研究調査の獎勵に努むることとし、又縣に於ては、先年來教育獎勵費中より經費を支出し一般

小學校教員の研究調査を旌表し、又は中小學校教員を縣外學事視察に派遣せるか何れも相當の効果を收めつゝあるものゝ如し。尙教育の内容改善の根底として、現在教員の智徳修養に資するため、夙に縣及び郡、市教育會に於ては各種の講習會を開催するものあり。即ち縣に於ては、主として中小學校教員の爲めに、時勢に適切なる事項に就き、又郡、市教育會及其の支部は、地方的色彩の濃厚なる事項等を選びて講習し、縣教育會は、例年教員檢定受験者の便宜を計りて須要なる學科につき開講する等の如し。

學級數に對する教員配當

(大正十年四月十五日現在)

郡市名	學級數		小本正		尋常正		準代教員		計	
	尋常	高等	男	女	男	女	男	女	男	女
賀茂郡	三三	七〇	一八	二八	一	一	一	一	一	一
田方郡	三六	七〇	一七	二五	一	一	一	一	一	一
駿東郡	三六	七〇	一七	二五	一	一	一	一	一	一
富士郡	三六	七〇	一七	二五	一	一	一	一	一	一
庵原郡	三六	七〇	一七	二五	一	一	一	一	一	一
安倍郡	三六	七〇	一七	二五	一	一	一	一	一	一
倍原郡	三六	七〇	一七	二五	一	一	一	一	一	一
計	三三〇	七〇〇	一七〇	二五〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇



郡市名	學級數		小本正		尋正		準代教員		計	
	尋常	高等	男	女	男	女	男	女	男	女
志太郡	三九三	六	一七〇	四	一	二	七四	三	一七〇	四
榛原郡	二四九	七	一三〇	二	一	一	四四	一	一三〇	二
小笠郡	三三九	五	一八	三	一	三	二〇	一	一八	三
周智郡	一四六	九	五	一	一	一	二二	一	五	一
磐田郡	四三三	八	一六	元	一	一	四七	一	一六	元
濱名郡	四三七	六	二六	元	一	一	三六	一	二六	元
引佐郡	一五六	四	八	二	一	一	一六	一	八	二
静岡市	一五〇	三	七	二	一	一	一四	一	七	二
松本市	一五二	三	七	二	一	一	一四	一	七	二
計	四二八三	七〇	一、九七三	四八	九六	三	七〇四	一、二五二	三、七〇三	四、九六三

學事監督 教授訓練は教育事業の主要なる部分なるを以て、夙に巡回訓導を置き、て之か指導に任じたりしか、明治三十年頃に至り各郡に郡費を以て郡視學を置き、學事の監督指導を掌らしめたり。三十二年官制改正に依り視學官縣視學設置せられ、翌年各郡に郡視學を置くに至り、學事の監督並指導の機關備はり、縣下教育の狀況著しく其の面目を改めたり。

小學校教員は、自己の職責に顧み、自主的研究の精神隆んなるも、教科内容の進歩と教育事務の複雑となりたる結果、常に研究修養に對し刺戟を與ふると共に誘掖指導の必要あるを以て大正十年より静岡師範學校に教諭一名を増置して體操視察員を命し、又女子師範學校家事裁縫科擔任の教諭に該科の視察員を命し、共に教育教授の實際に就きて批評指導等をなさしめ、又大正九年より毎年一回縣下小學校長會議を開催して教育上の諸問題を討議せしめつゝあり。其の他各郡市に於ては時々學校長會各教科協議會打合會等を開き、教育の向上進歩に腐心しつゝあり。

獎勵 明治三十七年より教育資金の一部を以て、優良小學校同教員及び學事關係者の表彰を行ひ、又學校基本財産蓄積の目的を以てする植樹獎勵及貧困兒童の就學出席の獎勵等を行ひ來れり。其の他大正四年に於て教育品展覽會を開きて、簡易器械の製作蒐集を獎勵し、又近年教育會の開催せる教員學力補充講習會及全國一坪農業獎勵會に補助金を交付し、事業を助成せしめ青年團、補習學校の優秀なるものを旌表する等、諸般の助長獎勵に力を盡しつゝあり。



教員の待遇に付ては特に留意したる爲、大正八年度小學校教員俸給一學級平均額市町村決議額は、最高三十五圓最低十八圓、平均二十四圓五十六錢、大正九年度最高三十六圓、最低二十圓四十錢、平均二十八圓二十八錢なりしも、大正十年に於ては最高六十圓最低四十四圓七十三錢平均五十圓四十一錢となり。而して正教員平均俸給は五拾三圓六十三錢にして、同小學校教員(正教員準代用教員)俸給平均額は四十六圓三十九錢なり。

設備 學校設備の完否は、教育の盛衰に至大の關係あるものなるも、當初は人智未だ啓けず民度亦低く且設備規則等の設なかりしを以て、只寺院民屋に多少の改修を加へ、之を校舍に充て、兒童を收容したるに過ぎず、從て採光通風等不完全の所多く不便尠からざりき。明治十年の頃より改築又は新築漸く起り、洋風の校舍竝廊下等増加せしと雖、其の規模小にして採光通風充分ならざるもの多く、運動場の如きも一般に狹隘に失し、兒童をして活潑に運動せしむる地積を有するもの少なかりしなり。二十年頃より専ら校舍の實用的建築、机、腰掛及び教授用器械器具の整頓に留意し、漸次之か改善に努め、三十三年より縣は教育資金を貸與

して設備の完成を獎勵し、又文部大臣の定めたる設備準則を勵行したる結果、現在に於ては改築新築をなせるもの多きに至れり。尤も教科上に關しては大正六年頃より専ら體操理科の設備を獎勵し、現今之か完成に近づきつゝあり。

小學校數年次比較

年次	校數	教員數	兒童數
明治十五年	六八	三三九	八六、〇一一
同十八年	七〇八	三、六八三	九三、四四五
同十九年	二七七	一、四〇九	七、五七六
同二十年	二〇一	一、七三三	八四、八四三
同二十五年	五八三	一、八七九	九三、六八八
同三十年	五七九	二、〇〇九	一一三、四七七
同三十五年	五八六	二、七二六	一五、五八八
同四十年	五八六	二、七五八	一六、六三七
大正元年	五〇三	四、三六五	二一〇、一一〇
同五年	四九九	四、六四八	三三九、〇七六
同六年	四九四	四、八三三	三六、〇〇〇
同七年	四九三	四、八九五	三三、四一〇
同八年	四八八	四、九二七	四三、六三八



年次	校數	教員數	兒童數
同九年	489	5,255	377,390
同十年	487	5,377	368,806

學齡兒童

(大正十年三月末日現在)

郡市名	學齡兒童		就學兒童		不就學兒童		未夕就學期ニ達セサル兒童		就學步合	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
賀茂郡	7,411	7,268	6,431	6,300	48	48	95	90	99.4	99.4
田方郡	13,669	13,373	11,803	11,493	31	31	183	183	99.8	99.8
駿東郡	13,971	13,776	11,945	11,826	54	58	190	190	99.7	99.7
富士郡	11,790	11,698	10,185	10,033	37	40	156	156	99.6	99.6
庵原郡	8,333	8,469	7,349	7,261	44	49	105	105	99.5	99.5
安倍郡	11,620	11,293	9,916	9,770	35	37	166	166	99.6	99.6
志太郡	14,433	13,753	12,443	11,855	44	49	195	185	99.5	99.5
榛原郡	8,870	8,591	7,600	7,477	35	37	138	138	99.6	99.6
小笠郡	11,333	11,441	10,842	10,933	21	21	115	115	99.6	99.6
周智郡	5,136	5,895	4,427	5,111	31	31	148	148	99.6	99.6
磐田郡	14,277	13,299	12,355	11,444	35	34	165	165	99.5	99.5
合計	167,471	167,565	147,827	147,011	63	62	251	251	99.5	99.5

小學校

(大正十年三月現在)

郡市名	校數		學級數		教員數		尋常科兒童		高等科兒童		經費
	尋常	高等	尋常	高等	男	女	男	女	男	女	
賀茂郡	10	15	334	43	255	277	5,644	5,466	1,185	56	257,706
田方郡	10	15	379	43	475	435	10,310	10,013	1,794	1,078	384,736
駿東郡	17	17	399	40	399	400	10,426	9,977	1,187	3,078	383,213
富士郡	8	9	344	43	344	368	9,015	8,810	1,703	3,537	382,988
合計	45	56	1,456	169	1,456	1,528	34,394	34,266	6,873	8,259	1,417,647
大正九年	46	56	1,456	169	1,456	1,528	34,394	34,266	6,873	8,259	1,417,647
同八年	46	56	1,456	169	1,456	1,528	34,394	34,266	6,873	8,259	1,417,647
同五年	46	56	1,456	169	1,456	1,528	34,394	34,266	6,873	8,259	1,417,647
明治四十四年	46	56	1,456	169	1,456	1,528	34,394	34,266	6,873	8,259	1,417,647
同十五年	46	56	1,456	169	1,456	1,528	34,394	34,266	6,873	8,259	1,417,647
同四十年	46	56	1,456	169	1,456	1,528	34,394	34,266	6,873	8,259	1,417,647



郡市名	校		計	學級數		教員數	尋常科兒童		高等科兒童		經費
	尋常	高等		尋常	高等		男	女	男	女	
庵原郡	三	一	二	三三〇	三	二五九	六三六	六四〇	一、二五	六五五	一、八二二
安倍郡	九	一	一〇	三三三	四	三〇七	八六八	八六三	一、四四	五九三	三、〇三三
志太郡	三	一	四	三三三	五	四〇	一〇、八三三	一〇、三六三	一、八七	七二二	三、五六六
榛原郡	一	一	二	三三三	三	三三	六、七三三	六、六〇一	一、三三	一、一八一	三、〇九〇
小笠郡	九	一	一〇	三三三	三	三三	八、三三	七、九六	一、五〇	七五〇	三、五〇〇
周智郡	三	一	四	三三三	三	三三	三、七九	三、五四七	六二	三六四	一、六七九
磐田郡	三	一	四	三三三	三	三三	一〇、七六	九、九八一	二、二二	八六六	三、〇一八
濱名郡	三	一	四	三三三	三	三三	三、七九	三、六〇〇	二、四四	九六九	三、四二二
引佐郡	三	一	四	三三三	三	三三	三、九八一	三、八〇〇	六六〇	四一六	一、〇七六
静岡市	八	一	九	三三三	三	三三	四、七三	四、四九	七三	三三	三、四九
濱松市	八	一	九	三三三	三	三三	三、六八	三、五八五	七三	三三	三、四九
計	一八一	一〇	一九一	四、九二	四、二二	六、二二	二、五、九三	二、五、一七	一、三、八	九、五三	四、七、二八
大正九年	一八三	一〇	一九三	四、九〇	四、〇九	六、〇	二、二、八九	二、二、五二	一、三、三	七、七三	三、二、〇
同八年	一九五	一〇	二〇五	四、九	四、〇九	六、〇	二、二、八九	二、二、五二	一、三、三	七、七三	三、二、〇
同五年	三三九	一〇	三四九	四、九	四、〇九	六、〇	二、二、八九	二、二、五二	一、三、三	七、七三	三、二、〇
明治四十年	三三六	一〇	三四六	四、九	四、〇九	六、〇	二、二、八九	二、二、五二	一、三、三	七、七三	三、二、〇
同四十年	三三二	一〇	三四二	四、九	四、〇九	六、〇	二、二、八九	二、二、五二	一、三、三	七、七三	三、二、〇

二 幼稚園

幼稚園は、明治十八年静岡幼稚園の設立せられたるを始とし、二十三年田方郡三島町及敷知郡濱松町(濱松市)に、二十五年志太郡藤枝町及小笠郡掛川町に開園を見、二十八年駿東郡沼津町、三十年磐田郡見付町に設立せらるゝ等、時代の進運に伴ひ社會組織の複雑を來すと共に、其の必要に迫られて各地に設立せられ、其の數大正十年に於ては公立十二、私立十計二十二を算し、保姆七十二人ありて、二千二百人の園兒を收容し、之か經常費三萬六千餘圓を投しつゝあり。されと設備内容共に革新を要するもの多く、殊に保姆の養成及指導に就ては特別の方法を講ずるの要あり。

第三節 師範教育

明治五年學制頒布以來、教員養成の目的を以て各地に小學校授業法研究所を設けたりしか、八年三月舊静岡藩中學校を假校舎として、静岡師範學校を開設し、敷知郡濱松町(濱松市)及田方郡菲山村に分校を設置せり。十九年四月師範教育令發



布せられて、師範教育は一層重きを置かるゝこととなり、翌二十年女子部の設置を見るに至れり、二十六年女子部は一時之を廢止せしか、二十七年教員講習科を設置して尋常小學本科正教員及准教員を養成し、又三十二年再び師範學校女子部を興し、又三十六年より臨時小學校教員講習科を設けて中學校卒業生の教養に努め、更に三十九年女子部を獨立して靜岡縣女子師範學校となす等、學事の進歩に伴ひ教員の養成に支障なきを期せり。而して四十一年小學校義務教育延長と共に二部を設け、次て定員を増加し、學力補充の講習科を連續開設する等、銳意教員の補充に努めたり。されと教員不足の情勢依然緩和せられざるを以て、大正三年濱松師範學校を増設したる爲、現在生徒定員は通して九百六十名に達し、年々男子一部百六十名、二部八十名、女子一二部各四十名、合計三百二十名の新卒業生を出し、隔年に四十名の尋常小學校本科正教員を出すを得ることとなり。なれり。

師範學校

(大正十年四月三十日現在)

校名	位置	創立年月	生徒定員	生徒數	學級數	教員數	創立以來卒業生數	入學志願者	志願者一許可者	經常費
----	----	------	------	-----	-----	-----	----------	-------	---------	-----

靜岡師範學校	靜岡市	明治八年	二部	二七六	二八	調導 一九〇	一、八二七	二部	二二九	六七三	九四、四六三
濱松師範學校	濱松市	大正三年	一部	三二二	一六	調導 二二六	七四三	一部	二一九	二七六	七〇、一七三
女子師範學校	靜岡市	明治三十九年四月	二部	一五六	一四	調導 一〇三	二六	二部	一〇二	四〇	五三、二二九
計				六七八	五八	調導 三一九	二、一〇六		一八〇	一、一七三	二一七、八六六

師範學校入學ニ關スル調

年種別	靜岡師範		濱松師範		男子合計		女子師範		計		
	一部	二部	一部	講習	一部	二部	一部	二部	計	講習	
大正六年	志願者 二〇四	許可者 一五五	志願者 一三三	許可者 一〇六	三九一	五〇五	八八	九二	一七九	四二二	二七三
同	志願者 三〇四	許可者 二二九	志願者 一〇九	許可者 八〇	四一八	一〇九	一一五	一三二	二四七	一五七	四〇四
七年	志願者 三〇七	許可者 二二九	志願者 一〇九	許可者 八〇	四一八	一〇九	一一五	一三二	二四七	一五七	四〇四



覽 一 校 學 等 中

計合	業商	業工	業農	女高	學中	師範	校年度		中等學校生徒數
							名	年	
二二六六七	一八六五	一七六	二二一〇	四七七七	二九九七	七四二	八	大正八年	
二四一三六	二二一〇	二八六	二二二六	五五四三	三〇三三	七三六	九	大正九年	
二六三〇二	二二五四	三九八	二二七二	六六四九	三〇三三	七九六	十	大正十年	

較 比 費 經 校 學 等 中 立 公

師範	中學	高女	農業	工業	商業
17%	217,866円	273,568円	316,357円	234,471円	24,032円
大正十年年度 (經常費總額 1,050,444円)					



種別	郡市名	本 部		合 計
		一 部	二 部	
大正九年 女男	賀方東士原倍岡太原笠智田名佐松計	四〇	二〇	六〇
	賀方東士原倍岡太原笠智田名佐松計	四〇	二〇	六〇
	賀方東士原倍岡太原笠智田名佐松計	四〇	二〇	六〇
	賀方東士原倍岡太原笠智田名佐松計	四〇	二〇	六〇
	賀方東士原倍岡太原笠智田名佐松計	四〇	二〇	六〇
	賀方東士原倍岡太原笠智田名佐松計	四〇	二〇	六〇
	賀方東士原倍岡太原笠智田名佐松計	四〇	二〇	六〇
	賀方東士原倍岡太原笠智田名佐松計	四〇	二〇	六〇
	賀方東士原倍岡太原笠智田名佐松計	四〇	二〇	六〇
	賀方東士原倍岡太原笠智田名佐松計	四〇	二〇	六〇
	賀方東士原倍岡太原笠智田名佐松計	四〇	二〇	六〇
	賀方東士原倍岡太原笠智田名佐松計	四〇	二〇	六〇
	賀方東士原倍岡太原笠智田名佐松計	四〇	二〇	六〇
	賀方東士原倍岡太原笠智田名佐松計	四〇	二〇	六〇
	賀方東士原倍岡太原笠智田名佐松計	四〇	二〇	六〇

師範學校生徒出身郡市別

(大正十年四月末現在)

年 度	種 別	大正八年		同 年		許 可 步 合	許 可 步 者	志 願 者
		許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者			
年 度	種 別	許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	志 願 者
		許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	志 願 者
		許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	志 願 者
		許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	志 願 者
		許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	志 願 者
		許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	志 願 者
		許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	志 願 者
		許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	志 願 者
		許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	志 願 者
		許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	志 願 者
		許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	志 願 者
		許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	志 願 者
		許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	志 願 者
		許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	志 願 者
		許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	許 可 步 合	許 可 步 者	志 願 者

静岡縣勢要覽







#### 第四節 中等教育

##### 一 概況

近時文運の進展に伴ひ、義務教育の終了を以て満足せず、上級學校に進まんとするもの年々多きを加へ、中學校の如きは入學志望者の數次第に増加し、大正十年度に於ては二千四百十人の入學志望者に對し縣下中學校に收容せるもの八百二十三人に過ぎず、其の比率三四人強にして到底一般の要求に副ふこと能はず、大正十一年度に於て新校の開設に依り、約百人を増加收容し得るも、之か緩和を期すること甚だ困難なる状態に至れり。

高等女學校は、現在縣立一、郡立六、市立一、組合立一、町立一、私立三、計十六校を算し、實科高等女學校は、組合立一、町立三、私立一、計五校を有し、數に於て各府縣の上位にあるも、大正十年度の志望者は、高等女學校二千九百九十六人中入學を許可せる者千九百五十六人、比率六五人強、實科高等女學校は、志望者四百〇三人中許可せる者三百五十一人比率八七人強にして、合計三千百七十九人の志望者に對し入學を許可せる者二千三百〇七人、比率七二人強の状況に



して、志望者全部を收容せしむること能はず。されと高等女學校は近年急速に増設せられたるもの多きに依り、之か増加擴張よりも寧ろ其の内容の改善充實に力を用ふべきもの多しとす。

中等教育の研究及獎勵に關しては、毎年夏季休業中縣に於て中等教員の爲講習會を開き、又各學校に於ては夫れ々研究會學科打合せ等を開き、實地授業を行ひて、之か批評研究をなし、又は講師を招聘して、指導を受くる等夫々研究修養を怠らざるものあり。而して生徒獎勵法の一としては、大正五年以來縣下各中學校上級生に對し國語、漢文、英語、數學の各學科目につき比較試験を行ひ、成績優良なるものには賞品を授與し來れり。

中等教育入學狀況

(大正十年四月現在)

校名	定員	學級數	入學者			志願者ト入學者トノ百分比
			志願者	許可者	不許可者	
掛川中學校	1,000	16	510	191	319	51.0%
津中學校	1,000	12	477	190	287	47.7%
藤原中學校	1,000	10	300	120	180	30.0%
豆陽中學校	1,000	6	150	60	90	15.0%
縣立高等女學校	600	1	210	83	127	35.0%
磐田高等女學校	600	8	314	149	165	52.8%
三島高等女學校	600	7	277	111	166	42.7%
駿東高等女學校	600	7	210	110	100	52.4%
志太高等女學校	600	3	154	75	79	48.7%
巴高等女學校	600	3	115	55	60	47.8%
賀茂高等女學校	600	3	128	60	68	45.3%
濱松高等女學校	600	3	150	70	80	50.0%
富士高等女學校	600	3	130	60	70	50.0%
大宮高等女學校	600	3	130	60	70	50.0%
藤原高等女學校	600	3	130	60	70	50.0%
計	3,800	77	2,110	831	1,279	50.3%

校名	定員	學級數	入學者			志願者ト入學者トノ百分比
			志願者	許可者	不許可者	
掛川中學校	1,000	16	510	191	319	51.0%
津中學校	1,000	12	477	190	287	47.7%
藤原中學校	1,000	10	300	120	180	30.0%
豆陽中學校	1,000	6	150	60	90	15.0%
縣立高等女學校	600	1	210	83	127	35.0%
磐田高等女學校	600	8	314	149	165	52.8%
三島高等女學校	600	7	277	111	166	42.7%
駿東高等女學校	600	7	210	110	100	52.4%
志太高等女學校	600	3	154	75	79	48.7%
巴高等女學校	600	3	115	55	60	47.8%
賀茂高等女學校	600	3	128	60	68	45.3%
濱松高等女學校	600	3	150	70	80	50.0%
富士高等女學校	600	3	130	60	70	50.0%
大宮高等女學校	600	3	130	60	70	50.0%
藤原高等女學校	600	3	130	60	70	50.0%
計	3,800	77	2,110	831	1,279	50.3%



校名	定員	學級數	入學者		志願者ト入學者トノ百分比
			許可者	不許可者	
掛川高等女學校	100	4	78	50	64.0
烏田高等女學校	100	4	75	47	62.5
不二高等女學校	600	3	565	33	94.2
静岡精華高等女學校	700	3	677	23	96.7
西遠高等女學校	300	2	277	23	92.3
計	六,五四〇	二二	五,九〇八	一,八四三	九〇.〇
大仁實科高等女學校	100	4	95	3	95.0
氣賀實科高等女學校	100	2	95	5	95.0
二俣實科高等女學校	100	2	95	5	95.0
森町實科高等女學校	100	2	95	5	95.0
北濱實科高等女學校	100	2	95	5	95.0
計	500	10	475	25	95.0

二 中 學 校

中學校は夙に静岡藩中學校ありしか、明治六年田方郡葦山村に教員養成を兼ねたるもの創設せられ、八年濱松中學校、翌年沼津中學校、十一年静岡中學校、更

に十三年掛川中學校設置せられて一時隆盛を極めたりと雖、十九年濱松及沼津中學校を静岡中學に合併して、縣立の静岡尋常中學校を設け、他は私立學校となせり。然るに日清戰役後中等教育機關擴張の氣運醸成し、二十七年濱松に静岡尋常中學校分校を設置し、二十八年之を組合立の濱松尋常中學校に變更し、更に三十一年縣立に移管せり。又二十八年濱松尋常中學校設置と共に、葦山にも亦之を復興して、配置稍整ひたりと雖、三十一年頃に至り中學校増設は縣下の輿論となり、三十二年賀茂郡に郡立豆陽中學校起り、三十三年掛川沼津の二縣立中學校新設せられ、更に翌年郡立榛原中學校の設置を見るに至り、茲に縣下七中學校となる。而して大正六平には榛原中學校、八年には豆陽中學校を縣の經營に移すと同時に、中學校入學志願者の激増に鑑み、濱松静岡及び榛原中學校の學級數を増加し、更に大正九年四月磐田郡下に一中學校を設置し、十一年四月より毎年二學級宛の生徒を收容する豫定となれり。



中學校

(大正十年四月三十日現在)

校名	位置	創立年月	生徒定員	生徒數	學級數	教員數	入學志願者		經常費
							志願者	許可者	
靜岡中學校	安東倍村郡	明治十九年七月	1,000人	721人	16	2人	53人	193人	53,196圓
濱松中學校	濱松市	同十八年四月	800	758人	18	3人	77人	190人	54,919圓
葦山中學校	田方村郡	同十八年四月	450	381人	10	1人	151人	98人	26,703圓
掛川中學校	小笠原村郡	同三十三年五月	450	419人	10	1人	222人	93人	26,939圓
沼津中學校	駿東村郡	同三十三年五月	450	447人	10	1人	232人	100人	26,883圓
榛原中學校	榛原町郡	同三十四年四月	300	278人	6	1人	101人	97人	29,788圓
豆陽中學校	賀茂郡 稻生澤村	同三十二年六月	300	299人	7	1人	102人	52人	24,853圓
計			3,900	3,308	77	11	1,110	823	273,368圓

中學校入學ニ關スル調

校名	靜岡中學	濱松中學	葦山中學	掛川中學	沼津中學	榛原中學	豆陽中學	計
年								
度								

年度	大正六年		同七年		同八年		同九年	
	志願者	許可者	志願者	許可者	志願者	許可者	志願者	許可者
大正六年	263	133	274	144	299	148	308	153
同七年	357	195	333	157	424	184	454	216
同八年	108	93	85	94	82	95	131	100
同九年	193	112	165	89	109	92	131	100
計	861	531	857	580	925	520	1,024	559

中學校生徒學年別遞減及半途退學者調 (括弧内ハ學級數)

校名	自大正六年 至大正十年					半途退學者	大正六年度 同七年度 同八年度 同九年度					一學級平均
	五年	四年	三年	二年	一年		同	同	同	同		
靜岡中學校	53(3)	43(3)	44(3)	47(3)	49(4)	43	63	66	70	70	3.5	
濱松中學校	43(3)	42(3)	43(4)	47(4)	49(4)	44	63	60	63	70	3.5	



校名	學年別					計	學級數
	五年	四年	三年	二年	一年		
靜岡中學校	二六(2)	三三(2)	四二(2)	四二(2)	五〇(2)	二〇	五
濱松中學校	二九(2)	三五(2)	四二(2)	四二(2)	四八(2)	二〇	五
掛川中學校	三五(2)	四二(2)	四二(2)	四八(2)	五〇(2)	二〇	五
沼津中學校	四一(1)	四二(1)	四九(1)	四九(1)	五〇(2)	二〇	五
藤原中學校	四一(1)	四二(1)	四九(1)	四九(1)	五〇(2)	二〇	五
豆陽中學校	二九(1)	三三(1)	四二(1)	四八(1)	五二(1)	二〇	五
計	二九(1)	三三(1)	四二(1)	四八(1)	五二(1)	二〇	五

大正十年度學年別生徒數 (四月現在) (括弧内ハ學級數)

校名	學年別					計	學級數
	五年	四年	三年	二年	一年		
靜岡中學校	二二(3)	二八(3)	二八(3)	二二(3)	二二(3)	二二	六
濱松中學校	九(3)	一三(3)	一三(3)	一三(3)	一三(3)	一三	六
掛川中學校	四(2)	六(2)	六(2)	八(2)	八(2)	八	六
沼津中學校	六(2)	七(2)	七(2)	九(2)	九(2)	九	六
藤原中學校	三(1)	四(1)	四(1)	五(1)	五(1)	五	六
豆陽中學校	三(1)	三(1)	三(1)	三(1)	三(1)	三	六
計	三三(1)	四二(1)	四二(1)	四九(1)	五二(1)	五二	六

中學校生徒學力獎勵試驗成績

校名	大正五年度		大正六年度		大正七年度		大正八年度		大正九年度	
	平均點	順位	平均點	順位	平均點	順位	平均點	順位	平均點	順位
靜岡中學校	六〇・八	三	七五・九	一	七三・二	一	七四・八	三	六九・七	二
濱松中學校	六三・四	一	七〇・四	一	六六・五	一	七三・九	二	七〇・四	一
掛川中學校	五四・二	五	六五・一	六	六二・七	三	六七・二	七	六三・〇	六
沼津中學校	五八・〇	四	六六・九	五	六四・六	二	六九・五	六	六七・六	三
藤原中學校	三三・八	二	七一・六	三	六六・七	四	七〇・九	四	六四・一	五
豆陽中學校	—	—	七五・六	二	六三・四	六	七三・二	一	六九・一	四
平均	五九・九	—	七〇・四	—	六七・一	—	七二・五	—	六七・〇	—

三 高等女學校

本縣に於て、女子中等教育の振興せるは極めて最近の事實にして、明治八年靜岡市安倍川町に町立修行女學校の創立あり。二十年頃靜岡、掛川、三島、濱松等に私立の女塾教授所設けられしか、日清戰役の前後靜岡市に於て女子教育を目的



とせる私立學校勃興し、静岡高等女學校を始め五校の開設を見たり。三十二年高等女學校令發布せらるゝや、各地に其の設立の氣運を促成し、三十四年郡立三島、市立濱松、私立駿東の各高等女學校設立せられ、次て三十六年静岡市に縣立高等女學校を設置し、四十二年磐田郡見付町に郡立磐田高等女學校開校せられたり。

明治四十三年法令の一部改正せられて、實科高等女學校の設置を認めらるゝや、四十四年組合立巴、組合立大宮、私立西遠の各實科高等女學校、四十五年私立不二、大正二年町立掛川、四年組合立富士、六年組合立榛原、私立精華、七年組合立志太、八年郡立賀茂、組合立島田の各高等女學校又は實科高等女學校設立せられたり。面して右の内西遠、大宮、巴、富士、島田、掛川、榛原、志太の各校は實科高等女學校として設立せられしも、其の後高等女學校に組織を變更したるのみならず、中には其の費用負擔者をも變更したるあり。尙大正四年には町立二俣、七年には町立氣賀、八年には組合立大仁、町立森町、私立北濱の各實科高等女學校設立せられ以て現在に及へり。私立不二高等女學校は、佛國サンモール學院の經營する所にして、又精華、西遠及北濱の各校は孰れも篤志者の經營する所なり

高等女學校

(大正十年四月三十日現在)

校名	位置	創立年月	生徒定員	生徒數	學級數	教員數	入學志願者		經常費
							志願者	許可者	
縣立高等女學校	静岡市	明治三十四年四月	六〇〇	四四〇	一	一八	三三	一四八	三三、五六
磐田高等女學校	磐田郡	明治三十二年三月	四〇	三九	一	二	三三	一〇六	三三、六七
三島高等女學校	三島郡	明治三十四年四月	四〇	四四	一	二	三三	一〇六	三三、六七
駿東高等女學校	三島郡	明治三十四年三月	七	六六	一	二	二七	一四八	三九、四九
志太高等女學校	三島郡	明治三十四年三月	七	二六	一	二	二七	一四八	三六、三〇
巴高等女學校	三島郡	明治三十四年三月	七	二六	一	二	二七	一四八	三六、三〇
賀茂高等女學校	三島郡	明治三十四年三月	七	二六	一	二	二七	一四八	三六、三〇
濱松高等女學校	濱松市	明治三十四年三月	七	二六	一	二	二七	一四八	三六、三〇
富士高等女學校	富士郡	明治三十四年三月	七	二六	一	二	二七	一四八	三六、三〇
大宮高等女學校	大宮郡	明治三十四年三月	七	二六	一	二	二七	一四八	三六、三〇
榛原高等女學校	榛原郡	明治三十四年三月	七	二六	一	二	二七	一四八	三六、三〇
掛川高等女學校	掛川郡	明治三十四年三月	七	二六	一	二	二七	一四八	三六、三〇
島田高等女學校	島田郡	明治三十四年三月	七	二六	一	二	二七	一四八	三六、三〇
不二高等女學校	不二郡	明治三十四年三月	七	二六	一	二	二七	一四八	三六、三〇



校名	位置	創立年月	生徒定員	生徒數	學級數	教員數	入學志願者	許可者	經常費
精華高等女學校	靜岡市	大正六年三月	七〇〇	五〇〇	二二	三人	二四六	一九二	二四、六二二
西遠高等女學校	西原町	大正四年三月	一〇〇	九三	六	三人	二五九	四三	一五、五〇四
大仁實科高等女	大田村	大正四年四月	二〇〇	三〇〇	四	七	二五七	〇	一一、二六七
學氣實科高等女	引田村	大正七年三月	一〇〇	九二	二	七	三三九	三三	一、二六七
學二保實科高等女	磐田町	大正四年三月	二〇〇	一五三	四	五	五五二	五〇	九、四二一
學森町實科高等女	周智町	大正四年三月	二〇〇	一八九	四	五	五五	四八	五、五二二
學北濱實科高等女	北濱村	大正八年三月	七、八一〇	六、六七三	一四五	三三	三、三八三	七九	九、二六四
計			七、八一〇	六、六七三	一四五	三三	三、三八三	七九	三九、九九〇

高等女學校入學ニ關スル調

年度	校名	志願者	許可者	合計
大正六年	縣立高女	一七	九	二六
	賀茂高女	—	—	—
	三島高女	一四	九	二三
	駿東高女	一〇	—	一〇
	富士高女	—	—	—
	大宮高女	—	—	—
	巴高女	—	—	—
	志太高女	—	—	—
	島田高女	—	—	—
	榛原高女	—	—	—
	掛川高女	—	—	—
	磐田高女	九	五	一四
	濱松高女	一	—	一
不二高女	六	—	六	
精華高女	—	—	—	
西遠高女	—	—	—	
計		八七	八七	

實科高等女學校入學ニ關スル調

年度	校名	志願者	許可者	合計
大正七年	縣立高女	一六	一〇	二六
	賀茂高女	—	—	—
	三島高女	一四	一〇	二四
	駿東高女	一〇	—	一〇
	富士高女	—	—	—
	大宮高女	—	—	—
	巴高女	—	—	—
	志太高女	—	—	—
	島田高女	—	—	—
	榛原高女	—	—	—
	掛川高女	—	—	—
	磐田高女	一六	一〇	二六
	濱松高女	一	—	一
不二高女	六	—	六	
精華高女	—	—	—	
西遠高女	—	—	—	
計		七四	七四	
大正八年	縣立高女	一八	一〇	二八
	賀茂高女	—	—	—
	三島高女	一四	一〇	二四
	駿東高女	一〇	—	一〇
	富士高女	—	—	—
	大宮高女	—	—	—
	巴高女	—	—	—
	志太高女	—	—	—
	島田高女	—	—	—
	榛原高女	—	—	—
	掛川高女	—	—	—
	磐田高女	一六	一〇	二六
	濱松高女	一	—	一
不二高女	六	—	六	
精華高女	—	—	—	
西遠高女	—	—	—	
計		七五	七五	
大正九年	縣立高女	二四	一〇	三四
	賀茂高女	—	—	—
	三島高女	一四	一〇	二四
	駿東高女	一〇	—	一〇
	富士高女	—	—	—
	大宮高女	—	—	—
	巴高女	—	—	—
	志太高女	—	—	—
	島田高女	—	—	—
	榛原高女	—	—	—
	掛川高女	—	—	—
	磐田高女	一六	一〇	二六
	濱松高女	一	—	一
不二高女	六	—	六	
精華高女	—	—	—	
西遠高女	—	—	—	
計		八〇	八〇	



校名	同八年度			同九年度		
	志願者	許可者	歩合	志願者	許可者	歩合
八仁實高女	55	55	100.00	65	65	100.00
三島高女實科	24	24	100.00	26	26	100.00
駿東高女實科	23	23	100.00	26	26	100.00
富士宮高女	1	1	100.00	1	1	100.00
大宮實高女	76	76	100.00	76	76	100.00
巴實高女	1	1	100.00	1	1	100.00
太志高女實科	1	1	100.00	1	1	100.00
島田實高女	107	107	100.00	107	107	100.00
榛原實高女	55	55	100.00	55	55	100.00
掛川實高女	55	55	100.00	55	55	100.00
森町實高女	133	133	100.00	133	133	100.00
二俣實高女	35	35	100.00	35	35	100.00
氣賀高女實科	55	55	100.00	55	55	100.00
精華實高女	1	1	100.00	1	1	100.00
西遠實高女	115	115	100.00	115	115	100.00
北濱實高女	65	65	100.00	65	65	100.00
計	885	885	100.00	885	885	100.00
本實科計	2,495	2,495	100.00	2,495	2,495	100.00

### 第五節 實業教育

#### 一 概況

本縣に於ける實業學校の設立は日清戰役以後の事に屬し、農業學校最も早く發達し、明治二十九年農學校(見付町)、三十年蠶業學校、舞坂水産學校等の設置あり。三十一年には静岡商業學校、翌三十二年には濱松、沼津二商業學校設立せられ、其の後更に十數校を加へ、尙大正七年静岡工業學校濱松工業學校、八年三島商業學校設立せられたり。而して大正十年四月現在に於ては縣立工業學校二校、市立

業學校二校、町立商業學校二校、縣立農學校三校、縣立蠶業學校一校、郡立農學校二校及郡立の低度農林學校三校、組合立の低度農業學校三校、組合立の低度職業學校一校、公立實業補習學校四百十二校、私立實業補習學校六十五校の設置あり。最近數年間は實業界の好況により、入學志望者益多きを加へ、十年度の調査によれば、工業學校の如きは收容人員百十九人に對し志望者三百七十五人、商業學校は同五百七十二人に對し志望者二千二百二十五人、農業學校は四百三十四人に對し志望者六百五十五人、低度の實業學校は同九百二十二人に對し志望者千二百三十五人を數ふるの狀況にして、入學志望者の全部を收容するは何れの學校も共に困難なる状態にあり、就中商業學校及工業學校は殊に著しきものあり。

#### 實業學校生徒入學狀況

(大正十年四月現在)

校名	定員	學級數	入學者				志願者ト入學者トノ百分比
			志願者	許可者	不許可者	者	
舊甲種 中泉農學校	33	6	119	119	0	100.00	
藤枝農學校	100	6	101	101	0	100.00	
大宮農學校	140	6	140	140	0	100.00	
計			360	360	0	100.00	



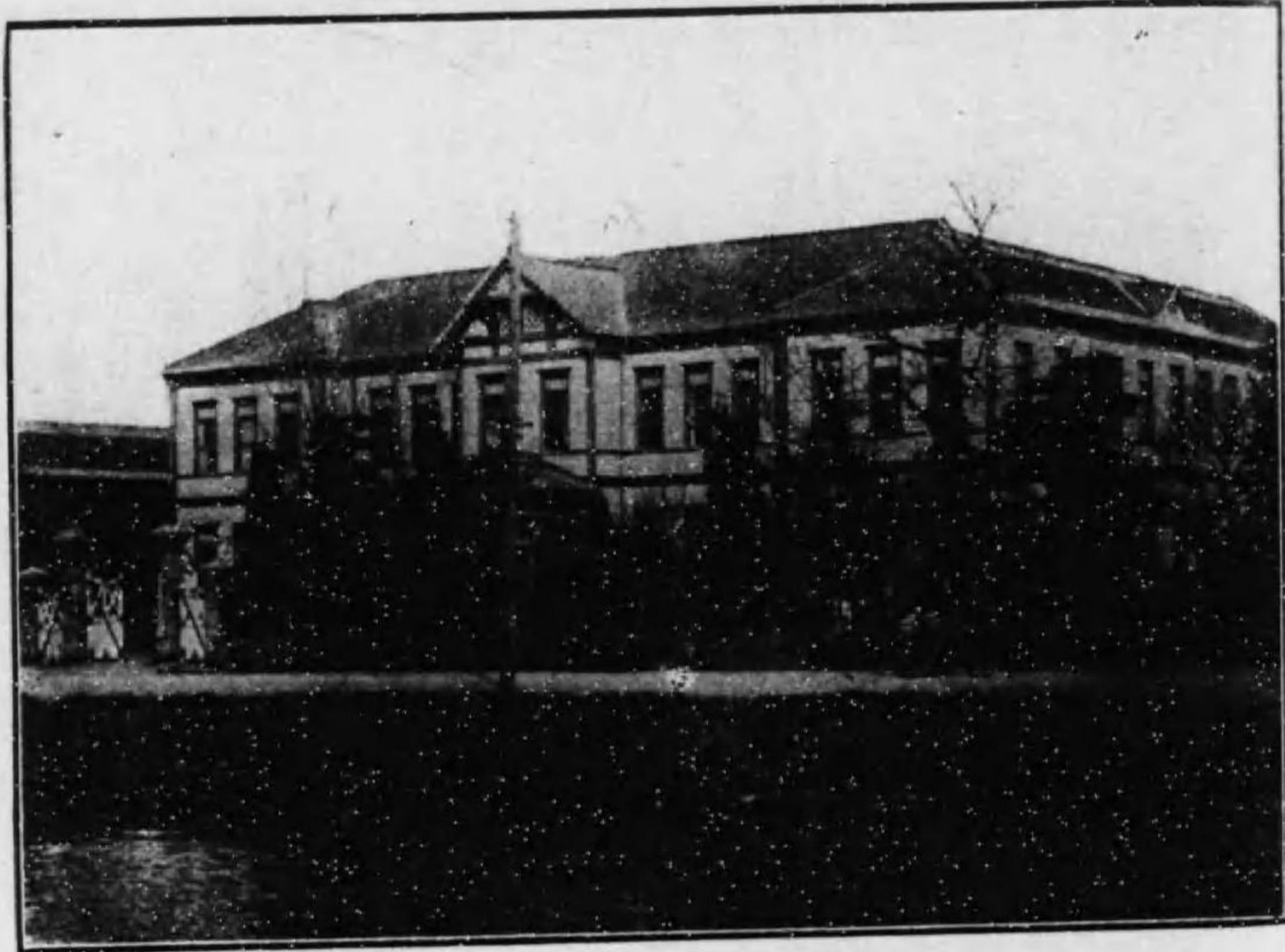
校名	定員	學級數	入學者		志願者		許可者		不許可者		志願者ト入學者ト他百分比
			志願者	許可者	許可者	不許可者	不許可者	不許可者			
豐業學校	150	3	27	27	27	27	27	0	0	64.94	
安倍農學校	100	3	75	75	75	75	75	0	0	75.00	
小笠農學校	120	3	91	91	91	91	91	0	0	75.83	
舊甲種計	1,250	24	692	692	692	692	692	0	0	55.32	
舊乙種計	1,000	13	212	212	212	212	212	0	0	21.20	
田方農林學	100	1	62	62	62	62	62	0	0	62.00	
周智農林學	100	1	67	67	67	67	67	0	0	67.00	
引佐農林學	100	1	68	68	68	68	68	0	0	68.00	
駿東農林學	100	1	70	70	70	70	70	0	0	70.00	
御殿場農學	100	1	70	70	70	70	70	0	0	70.00	
佐野實業學	100	1	70	70	70	70	70	0	0	70.00	
舊乙種計	1,400	17	542	542	542	542	542	0	0	38.71	
靜岡商業學校	100	1	68	68	68	68	68	0	0	68.00	
同附屬實踐商	100	1	66	66	66	66	66	0	0	66.00	
濱松商業學校	100	1	66	66	66	66	66	0	0	66.00	
沼津商業學校	100	1	66	66	66	66	66	0	0	66.00	
計	6,600	66	4,662	4,662	4,662	4,662	4,662	0	0	70.64	

校名	定員	學級數	入學者		志願者		許可者		不許可者		志願者ト入學者ト他百分比
			志願者	許可者	許可者	不許可者	不許可者	不許可者			
三島商業學校	100	1	68	68	68	68	68	0	0	68.00	
計	1,500	17	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102	0	0	73.47	
靜岡工業學校	100	1	68	68	68	68	68	0	0	68.00	
濱松工業學校	100	1	68	68	68	68	68	0	0	68.00	
計	2,000	20	1,368	1,368	1,368	1,368	1,368	0	0	68.40	

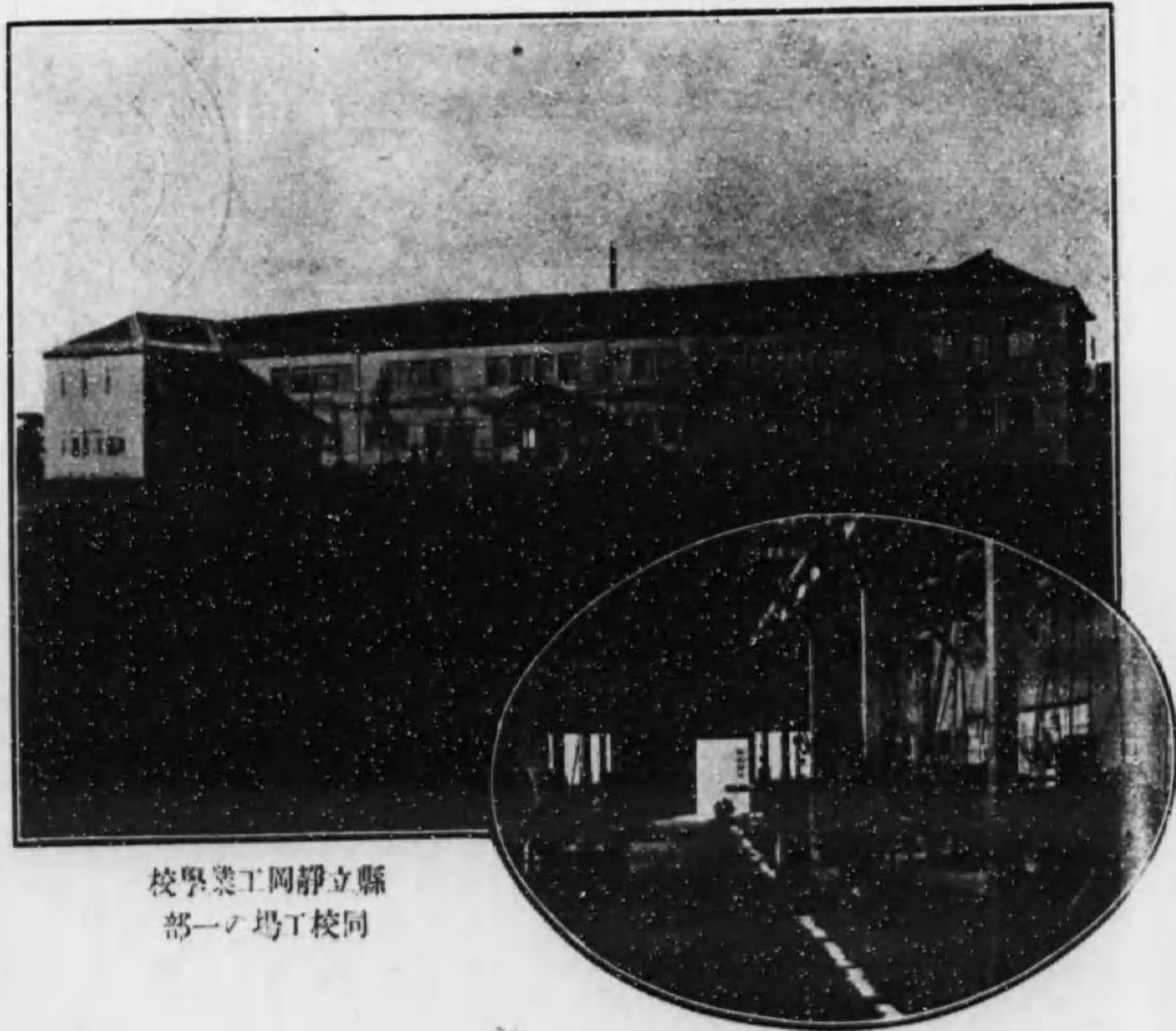
農工商業學校入學ニ關スル調

年次	校別	大正六年		同七年			
		志願者	許可者	志願者	許可者		
農	中農	322	206	338	210		
	藤枝	224	188	133	104		
	大宮	19	19	64	54		
	豐業	6	6	91	57		
	小笠	1	1	1	1		
	安倍	1	1	1	1		
	計	597	427	528	330		
	工	靜岡工業	1	1	1	1	
		濱松工業	1	1	1	1	
		計	2	2	2	2	
		商	靜岡商業	205	108	209	121
			濱松商業	186	101	150	111
沼津商業			101	101	111	111	
三島商業			100	100	100	100	
計			592	410	570	443	
計			1,191	839	1,100	775	





靜岡師範學校



縣立靜岡工業學校  
同校工場一部份

低實業學校入學ニ關スル調

年次	校別		計	年次	校別		計
	本	別			本	別	
年七同	入學許可者	志願者	200.00	年九同	入學許可者	志願者	200.00
年六正大	入學許可者	志願者	100.00	年八同	入學許可者	志願者	100.00
田方農林	100.00	100.00	100.00	農泉中	100.00	100.00	100.00
大宮大	100.00	100.00	100.00	農技森	100.00	100.00	100.00
農信安	100.00	100.00	100.00	農宮大	100.00	100.00	100.00
農笠小	100.00	100.00	100.00	業蠶	100.00	100.00	100.00
林農智周	100.00	100.00	100.00	農笠小	100.00	100.00	100.00
引佐農林	100.00	100.00	100.00	農信安	100.00	100.00	100.00
御殿場農	100.00	100.00	100.00	農倍安	100.00	100.00	100.00
御殿場實科女	100.00	100.00	100.00	計	100.00	100.00	100.00
林農東駿	100.00	100.00	100.00	靜岡工業	100.00	100.00	100.00
科實商靜岡	100.00	100.00	100.00	濱松工業	100.00	100.00	100.00
男	100.00	100.00	100.00	工	100.00	100.00	100.00
女	100.00	100.00	100.00	計	100.00	100.00	100.00
合計	100.00	100.00	100.00	商岡靜	100.00	100.00	100.00
計實業	100.00	100.00	100.00	商松濱	100.00	100.00	100.00
	100.00	100.00	100.00	商津沼	100.00	100.00	100.00
	100.00	100.00	100.00	商島三	100.00	100.00	100.00
	100.00	100.00	100.00	計商	100.00	100.00	100.00
	100.00	100.00	100.00	計	100.00	100.00	100.00







本科五學級二百五十人、別科二學級四十人を收容するものにして、十年度は本科第四學年迄を設置す。本校は所謂遠州織物を背景とし其の中心地に設置せられたるものにして、地方實業界と最も密接なる關係を有するを特徴とす。而して兩校共に工業試驗場の併設あるを以て、職員を兼務せしめ設備を共用し得るの利便尠なからず。

工業學校

(大正十年四月三十日現在)

校名	位置	創立年月	生徒定員	生徒數	學級數	教員數	入學志願者		經常費
							志願者	許可者	
静岡工業學校	静岡市	大正七年三月	二五〇人	一八六	二四	三人	一九九	二五	五〇、六八
東應松工業學校	東應松市	同上	二五〇	一七三	二四	一人	二二	二五	四三、三〇
濱松工業學校	濱松市	同上	二五〇	一七三	二四	一人	二二	二五	四三、三〇
計			七五〇	五三二	七二	四人	六二	七五	一四六、〇三

三 商業學校

商業教育は、静岡市濱松市及沼津町の經營に係り、最近迄縣下に三校鼎立の姿なりしか、世界大戰以來實業界の好況に伴ひ、大正八年四月町立三島商業學校の

設立を見るに至れるか、各校共孰れも相當益々擴張の氣運を示し、静岡、濱松、沼津の三校は遞次學級増加の過程にあり。殊に沼津商業學校は目下移轉改築中なり。

商業學校

(大正十年四月三十日現在)

校名	位置	創立年月	生徒定員	生徒數	學級數	教員數	入學志願者		經常費
							志願者	許可者	
静岡商業學校	静岡市	明治十一年三月十一日	七五〇人	三三三	六六	三人	六八四	一五	五五、六七
同校附屬實踐商業科	同上	同上	三〇〇	三三三	六六	一人	三四五	二四	本校ノ部ニ掲ケ
濱松商業學校	濱松市	同四年三月十一日	七〇〇	六八五	八	一人	七四五	一〇	四六、九四五
沼津商業學校	沼津市	同四年三月十一日	六〇〇	五八六	六	一人	五四	一四	四一、一六七
三島商業學校	三島市	大正八年四月	二、八五〇	二、四四〇	五〇	二人	二、五七〇	六八六	一六八、七五〇
計			二、八五〇	二、四四〇	五〇	五人	二、五七〇	六八六	一六八、七五〇

四 農業學校

農業學校は、明治二十九年磐田郡見付町に豊田山名磐田郡組合立を以て、中遠簡易農學校の設置せられたるを嚆矢とす。三十二年甲種となり、三十三年縣經營



に移され、四十一年現在のの中泉町に移轉す。而して三十年濱名郡芳川村に濱名郡立蠶業學校、三十三年富士郡大宮町に富士郡立富士農林學校、三十六年志太郡西益津村に志太郡立農學校設置せられ、蠶業學校は三十四年に又富士農林學校は大正七年に甲種程度に進み、大正八年志太郡立農學校と共に縣營に移されたり。以上縣立四校の外三十四年御殿場農學校、翌年田方、引佐、駿東の三農學校設立せられ、大正元年小笠農學校及周智農林學校、三年安倍農學校の設立せらるゝあり、更に十年佐野實業學校の設立を加へて十二校の多きを見るに至り、現在二千五百人の生徒を收容し、各地方に適切なる農業教育を施しつゝあり。

一 農業學校

(大正十年四月三十日現在)

校名	位置	創立年月	生徒定員	生徒數	學級數	教員數	入學志願者	許可者	經常費
中泉農學校	中泉町	明治二十九年四月二十九	三〇〇人	三八八	六	二人	一八九人	一八八人	三、三三〇
藤枝農學校	志太郡	同 年三月十六	三〇〇	二八三	六	二人	一四二	一〇四	一〇、〇九五
大宮農學校	富士郡	同 年五月十三	一五〇	一四四	三	九	八三	五三	二、八〇七
蠶業學校	濱名郡	同 年三月十	一〇〇	一四九	三	一〇	七七	五〇	二五、四九八
別科									

校名	位置	創立年月	生徒定員	生徒數	學級數	教員數	入學志願者	許可者	經常費
安倍農學校	豊田郡	大正三年十月	一五〇	一一二	一	六	七五	五五	一七、七七七
小笠農學校	小笠郡	大正元年十月	一八〇	一一〇	一	六	九二	五五	一八、八七七
田方農林學校	田方郡	明治三十五年	一五〇	一七五	一	六	九六	七五	一〇、〇七一
周智農林學校	周智郡	大正元年十月	一八〇	一七九	一	六	九六	七五	一〇、二〇〇
引佐農林學校	引佐郡	明治三十五年	一五〇	一三九	一	六	六六	五五	一〇、六九九
駿東農林學校	駿東郡	同 年四月十四	一五〇	一三七	一	六	六六	五五	一一、五一一
御殿場農學校	御殿場郡	明治三十四年四月	一五〇	一三九	一	六	六六	五五	一〇、七五五
佐野實業學校	佐野郡	大正十年四月	一五〇	一四八	一	六	一一一	九〇	九、五九九
計			一、五〇〇	一、二四八	一	六	一、二二一	九〇〇	一三三、一五〇

二 御殿場實科女學校

校名	位置	創立年月	生徒定員	生徒數	學級數	教員數	入學志願者	許可者	經常費
御殿場實科女學校	御殿場郡	大正八年五月	三五人	二三八	七	七人	一九五	一九五人	九、〇八一

第四章 教育 五 實業補習教育



小學校教育を卒えて直に實社會に入り各種の職業に従事する大多數の青年子女に對して普く實業補習教育を施し職業上の基礎を與ふると同時に公民としての教養をなすは國力の充實を圖り國運の伸暢を期するに極めて緊要なる事象なり。而して本縣實業補習學校は、明治二十七年庵原郡庵原村杉山に創設せられたるを以て嚆矢とす。爾來勸奨指導の途を盡したるため、三十五年には縣下を通して十五校に増加し、四十四年には二百八十一校、生徒十一萬四千三百五十一人となり、逐年急速に發達して今や殆ど各町村に普及し、大正十年四月末に於ては公立四百十二校、私立六十五校、計四百七十七校、學級數一千百〇五、專務教員六十六人、兼務教員千九百九十七人を算するに至れり。而して之か獎勵に就ては、毎年縣費を支出して成績の優良なるものを旌表するの方法を講し、更に大正九年度より專務教員俸給に對し、國庫補助の交付せらるゝに至りたるを以て、縣に於ては十年度より國庫補助に加へて縣費二千圓を支出して更に之か獎勵に努むることとせり。尙該教育の指導に付いては、大正八年一月縣訓令を以て實業補習學校施設經營要綱を公布し、其の據る所を示して以て各地方の狀況に適應する經營をなさしむる

こととせり。

實業補習學校

(大正十年五月一日現在)

郡名	市別	公立	私立	公	經費			專務教員		兼務教員		均一校平
					總額	均一校平	最多	最少	員數	手當	員數	
賀茂郡		3	3		9,377	322	1,855	48	1,639	130	2,944	375
田方郡		4	10		8,841	292	1,364	5	1,677	110	2,944	278
駿東郡		3	3		10,908	368	1,233	70	2,266	194	3,370	626
富士郡		5	5		9,103	313	933	1	2,641	128	3,493	586
庵原郡		5	5		9,101	313	933	1	2,641	128	3,493	586
安倍郡		4	4		10,377	359	1,077	1	2,000	137	3,810	630
志太郡		4	4		11,079	383	1,033	4	2,444	143	3,810	630
計私公		24	24		71,016	2,313	11,855	118	26,339	1,130	38,105	6,300



郡市名別	種別	別立私公	經費		專務教員		兼務教員		均一校平
			總額	均一校平	員數	手當	員數	手當	
榛原郡	計私公	二九	五、七三三	三、七〇	一	一、四三三	一	三、八九〇	二、九
小笠郡	計私公	二〇	一、一〇二	二、五八	一	一、四三三	一	二、八〇〇	一、五
周智郡	計私公	三六	四、一九三	一、五〇	一	一、六三三	一	一、六三三	一、五
磐田郡	計私公	三〇	五、四七二	一、五三	一	一、六三三	一	一、六三三	一、五
濱名郡	計私公	四〇	九、八六〇	一、四七	一	一、七〇〇	一	一、七〇〇	一、七
引佐郡	計私公	二四	四、九八九	一、三〇	一	一、七〇〇	一	一、七〇〇	一、七
静岡市	計私公	一	一、六五一	一、六五一	一	一、六〇〇	一	一、六〇〇	一、六
濱松市	計私公	一	六、六〇〇	一、六〇〇	一	一、六〇〇	一	一、六〇〇	一、六

大正九年	計	經費		專務教員		兼務教員		均一校平
		總額	均一校平	員數	手當	員數	手當	
計私公	計私公	一〇九、六九七	二、六二〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	二、六
四、七三	四、七三	一、八八九	一、八八九	一、八八九	一、八八九	一、八八九	一、八八九	一、八
二、二	二、二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇
九、八六〇	九、八六〇	一、四七	一、四七	一、四七	一、四七	一、四七	一、四七	一、四
四、九八九	四、九八九	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三
一、六五一	一、六五一	一、六五一	一、六五一	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六
六、六〇〇	六、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六

通年教授ノ實業補習學校

(大正十〇五月一日)

郡市名	學	校名	年修業	晝間及夜	別男女	年度内	專務教員	兼務教員	縣費補助	備考
賀茂郡	村立	大澤里農業補習學校	二ヶ年	晝	女	一、七三〇	一	一	無	専務教員設置の見込
田方郡	町立	伊東女子實業補習學校	四ヶ年	晝	女	一、四二七	一	一	無	
駿東郡	私立	須山實業補習學校	三ヶ年	晝	女	一、三〇〇	一	一	無	
駿東郡	私立	須山實業補習學校	二ヶ年	晝	女	一、三〇〇	一	一	無	
駿東郡	組合立	御殿場高等實業補習學校	二ヶ年	晝	女	一、三〇〇	一	一	無	
駿東郡	村立	高根農業補習學校	四ヶ年	晝	女	一、三〇〇	一	一	無	
志太郡	村立	足柄農業補習學校	三ヶ年	晝	女	一、三〇〇	一	一	無	
志太郡	村立	東益津女子實業補習學校	三ヶ年	晝	女	一、三〇〇	一	一	無	
榛原郡	金谷	女子實業補習學校	四ヶ年	晝	女	一、三〇〇	一	一	無	
榛原郡	村立	笠南農業補習學校	三ヶ年	晝	女	一、三〇〇	一	一	無	
小笠郡	村立	原谷農業補習學校	二ヶ年	晝	女	一、三〇〇	一	一	無	



郡市名	校名	修業年限	時間及 別授ノ	男女別	年度内 教授時數	專務教員 員數	俸給別 員數	無助 費有補	備考
周智郡	村立杉農業補習學校	三ヶ年	晝	女	七〇	一	〇	無	
引佐郡	村立井伊谷實業補習學校	二ヶ年	晝	女	一三〇	一	〇	無	
引佐郡	村立龜王實業補習學校	四ヶ年	夜	女	一、二〇〇	一	〇	無	
静岡市	静岡商工補習學校	四ヶ年	夜	男	四八〇	二	一	無	
静岡市	濱松商業補習學校	四ヶ年	夜	男	四八〇	一	一	有	
濱松市	濱松女子商業補習學校	四ヶ年	晝	女	一、四〇〇	一	一	有	
濱松市	濱松工業補習學校	四ヶ年	晝及夜	男	四九〇	一	一	有	
濱松市	私立奉公實業補習學校	三ヶ年	夜	男	六〇〇	三	八	無	前期ハ當分ノ 内缺ク
大正九年	一校					三八人	四〇圓以上九人		
大正十年	一校					三八人	四〇圓以上九人		

### 第六節 専門教育

從來本縣内に、専門教育の機關なかりしか、大正七年政府は高等教育機關擴張の計劃を樹つるに當り、濱松市に高等工業學校、静岡市に高等學校を設置する事となり、何れも大正十二年度より開校せられんとす。之れ實に本縣の教育上に一

新紀元を畫し、系統的修學に便宜を得たるものにして、獨り専門教育の普及の爲めのみならず、中等教育の振興に偉大なる影響を與ふべきは多言を要せざる所なり。

### 第七節 特殊教育

#### 一 盲啞教育

盲啞教育機關としては、私立沼津訓盲院及び私立静岡盲啞學校の二校あり。前者は盲生十餘人、後者は盲生約二十人啞生約二十人を收容す。静岡盲啞學校は明治三十一年三月東海訓盲院として掛川町に設立せられたるを、大正六年一月安倍郡安東村に移轉し、同年三月啞生部を併置すると共に私立盲啞學校と改稱し、同七年に至り篤志家の寄附に依りて静岡市に校舍を新築して移轉したるものとす同校卒業者は無試験にて按針術に従事する事を得るの指定あり。

#### 二 各種學校

各種學校の發達を見るに、明治維新以後静岡を始め舊藩の所在地等に、普通學



を教授する家塾風のもの勃興し、明治十八年頃には二十校を數ふるに至れり。其の後初等教育並中等教育振興の結果幾多の變遷あり、男子を主としたる學校漸く減少し、女子の就學を目的とするもの増加し現在公立八校、私立二十八校あり。公立各種學校は主として裁縫家事を教授し、私立各種學校中には高等女學校に類する英和女學校あり、其の他は小學校卒業者又は修養の程度を異にするものに對し裁縫家事手藝を教授するもの多數を占む、中には裁縫專科正教員養成所を附設するもの、産婆看護婦を養成するもの、又は理髮業者に技術を補習せしむるもの等あり。私立晁陽學校は静岡市に在り夜間補習教育を施すものにして、同仁教會によりて維持せられ、静岡市に於て晝間業務を有する青年子弟の教養に貢獻する所多し。又私立双松學舎は小笠郡相草村に在り橋本孫一郎の獨力經營する所に係り、二百餘名の青年子弟を集めて簡易の中學教育を施す。其の他各地に准教員の養成を目的とする講習所あり、郡費を以て經營せらるゝもの二、私立教育會に依つて經營せらるゝもの十、何れも修業期間一ケ年にして、毎年志望者の狀況に依り其の設立に異動を生ずるを常とす。

静岡英和女學校は、明治二十年十月カナダ婦人傳道會社に依つて設立せられたるものにして、邦語科英語科の二部に分ち、生徒約百五十名を收容す、邦語科は専門學校入學資格檢定規程に依り文部大臣の指定する所なり。

## 第八節 社會教育

### 一 概況

社會教育は一般社會を陶冶するを目的とする教育なるか故に、能く社會の發達の迹を釋ね、現實の情勢を究めて、以て社會の趨嚮を達觀し、之を善導するを第一方法となす。本縣に於ける社會教育は、未だ充分其の體系を備へたる施設を見るに至らずと雖、最も早く著手せるは圖書館の設置なり、明治初年徳川藩の唱道によりて各地に設けられたるか不幸にして中絶して振はす。最近町村に於ける小圖書館の勃興によりて僅に其の曙光を認めたるに過ぎず。青年團處女會に就きては、其の萌芽遠く明治維新以前にありと雖、之か普及發達の氣運に嚮へるは極めて最近の事に屬す。而して其の數青年團三百八十五、團員數八萬二千百二十人。



處女會三百二十六、會員數二萬八千四百四十六人を算ふと雖、未だ其の内容充實せざるもの多し。其の他少年團は、沼津、静岡、濱松等の都市を中心として漸次組織せられ、育英事業、貧困兒童保護等につきても、其の施設漸次に發展しつゝあり。縣は大正九年より社會教育主事を置き、縣下青年團處女會等の指導に當らしめつゝあり。

二 圖書館

社會教育の一機關たる圖書館の經營は、縣下を通して僅に五十四館、文庫亦五を算するに過ぎず。而も其の規模小にして、一般閱覽者を招致するに足るもの少し。此の中にありて多少の形式を備ふるは、濱松市立圖書館及静岡縣教育會附設私立静岡圖書館なるも其の設備未だ完からず。

圖書館

(大正十年五月一日現在)

町市名	種別	館數		設立	別	大正十年年經費		藏書冊數		閱覽	備考
		立	別			計	平均	計	平均		
賀茂郡	文庫	5	1	1	1	705	141	11,000	413	1	

町市名	種別	館數		設立	別	大正十年年經費		藏書冊數		閱覽	備考
		立	別			計	平均	計	平均		
田方郡	文庫	2	1	1	1	19	46	1,670	15	4,530	
駿東郡	文庫	1	1	1	1	30	30	438	4	89	
富原郡	文庫	1	1	1	1	30	30	438	4	89	
庵原郡	文庫	1	1	1	1	30	30	438	4	89	
志太郡	文庫	1	1	1	1	30	30	438	4	89	
安原郡	文庫	1	1	1	1	30	30	438	4	89	
小笠原郡	文庫	4	1	1	1	135	34	1,680	42	4,171	
周智郡	文庫	8	1	1	1	330	41	7,100	88	11,300	
磐田郡	文庫	6	1	1	1	264	44	3,100	78	3,330	
引佐郡	文庫	4	1	1	1	185	46	1,296	32	3,330	
濱松市	文庫	1	1	1	1	71	71	1,188	16	1,440	
計	文庫	24	5	5	5	975	196	22,930	413	26,700	静岡縣教育會設立 大正九年七月開館
大正九年	文庫	24	5	5	5	705	141	11,000	413	1	開館日數最多一人 最少一人 閱覽人員一日平均最多一人 最少一人

三 青年團及婦人會



青年團を學校教育の延長、社會教育の一方面として考慮するに至りたるは最近の事に屬す。本縣に於ても古くより神社の祭祀又は防急の必要より各村に於て青年の團體を設け豫て教養の一助となせるもの無きに非りしか、日清戦争後各地自發的に團體の組織を改め、夜學を創むる等發展の氣運に嚮ひたるを以て、明治三十二年頃より縣又は郡に於て成績優良なるものに對し補助金を下付し、其の他各種獎勵の途を講せり。而して之か指道監督に任するものは、主として小學校教員なりしを以て、學校教育と相俟ちて相當の實績を擧げ來れり。

大正四年内務文部兩大臣の訓令の發せらるゝや、之に基き各地青年團の組織並事業に對し一大刷新を加ふることとなり、各町村を通して其の組織を見ざるもの殆となきに至れり。同五年縣に於て設置經營の方針を發表し、漸次各町村の青年團を合して郡市青年團を組織し、相互の連絡親睦を圖り、或は大會を開き或は體育的競技を行ひ、中堅青年の養成、優良青年團の表彰を爲す等各般の施設と相俟つて縣下青年團は年を逐ふて發達し、今や其の團數三百八十五、團員數八萬二千百二十人を算するに至れり。團員中より團長を選出し全く自治經營するもの百

五十八あり。又郡市を區域として是等青年團を聯合統一したる郡市聯合青年團及郡市青年團を聯合したる静岡縣青年聯合會あり。青年團體の事業は團體の區別に依り多少其の趣を異にすと雖、常に青年の修養機關たるに止らず、進んで社會奉仕的活動を爲すもの、又進んで地方自治の中堅たらんとするものあるは喜ぶべき事象と謂ふべし。尙明治神宮御造營の際に當りて、本縣下青年團にして造營工事に奉仕したるもの十七團體あり。

婦人會及處女會は、極めて最近の發達に係ると雖、青年團の發展に伴ひ漸次振興する傾向あり。十年度の調査に依れば會數三百二十六會員數三萬八千三十一人を數ふるも、其の組織並會員の修養活動に付ては青年團に及はざること遠し。郡市聯合會亦漸次に組織せられんとする傾向あるも、本年度に於ては僅に小笠濱名二郡に存置するのみ。

少年團は、學校教育を幫助完成すべく組織せられたる一種の少年修養團體にして、團體の實際的訓練により、心身を健全有用に教育することを目的となす。本市に於ける嚆矢は、大正四年八月沼津町を中心として組織せられたる岳陽少年



團にして、静岡濱松其の他にも漸次結團を見たり。

市町村青年團ニ關スル調

(大正十年五月一日現在)

郡市名	種別	團數		支部數	團員數	大正十年度經費總額	團員中ヨリ選出シタルモノ		市町村長	小學校長	其他ヨリ選出シタルモノ	補習教育トノ關係	
		市町村ヲモテ	部落ニヨリ				市町村長	小學校長				義務トセサルモノ	義務トセサルモノ
賀茂郡	郡	二	三	一三一	四、五七〇	四、五七〇	一	一	一	一	一	一	一
田方郡	郡	一	三	二二四	七、七四八	四、二六〇	一	一	一	一	一	一	一
駿東郡	郡	一	三	二二六	六、三三二	三、八六四	一	一	一	一	一	一	一
富士郡	郡	一	二	一八四	五、二二八	三、〇〇九	一	一	一	一	一	一	一
庵原郡	郡	一	二	二一九	五、四三三	二、五二二	一	一	一	一	一	一	一
安倍郡	郡	一	二	二〇一	六、六六九	四、五八二	一	一	一	一	一	一	一
志太郡	郡	一	二	二二二	九、〇三〇	五、六八六	一	一	一	一	一	一	一
小笠原郡	郡	一	二	二二二	五、五八二	二、二八五	一	一	一	一	一	一	一
周智郡	郡	一	二	二四一	三、一七六	二、一九三	一	一	一	一	一	一	一
磐田郡	郡	一	二	二四一	六、七九七	六、六九四	一	一	一	一	一	一	一
濱名郡	郡	一	二	二四一	三、一七六	二、一九三	一	一	一	一	一	一	一
引佐郡	郡	一	二	二四一	七、二八五	五、九三三	一	一	一	一	一	一	一
濱松市	市	一	一	九三	八、三五五	三、九三八	一	一	一	一	一	一	一
引佐市	市	一	一	九三	二、三三二	一、二八三	一	一	一	一	一	一	一
濱松市	市	一	一	四〇	二、〇一〇	一、〇六〇	一	一	一	一	一	一	一
計		二六	三三	二、六三三	八二、一一〇	五、八二一	一	一	一	一	一	一	一
大正九年		三三	三三	二、六〇三	八七、三三三	四、七六六	一	一	一	一	一	一	一
大正八年		三六	三二	二、七五一	八六、八〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一

郡市名	種別	總數	市町村ヲモテ	部落ニヨリ	支部長	會員數	大正十年度經費總額	團員中ヨリ選出シタルモノ	市町村長	小學校長	其他ヨリ選出シタルモノ	補習教育トノ關係
賀茂郡	郡	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
田方郡	郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
駿東郡	郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
富士郡	郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
庵原郡	郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
安倍郡	郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
志太郡	郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
小笠原郡	郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
周智郡	郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
磐田郡	郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
濱名郡	郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
引佐郡	郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
濱松市	市	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
引佐市	市	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
濱松市	市	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計		二六	三三	三三	二、六三三	八二、一一〇	五、八二一	一	一	一	一	一
大正九年		三三	三三	二、六〇三	八七、三三三	四、七六六	一	一	一	一	一	一
大正八年		三六	三二	二、七五一	八六、八〇〇	一	一	一	一	一	一	一

市町村處女會

(大正十年五月一日現在)

郡市名	種別	總數	市町村ヲモテ	部落ニヨリ	支部長	會員數	大正十年度經費總額	團員中ヨリ選出シタルモノ	市町村長	小學校長	其他ヨリ選出シタルモノ	補習教育トノ關係
賀茂郡	郡	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
田方郡	郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
駿東郡	郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
富士郡	郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
庵原郡	郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
安倍郡	郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
志太郡	郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
小笠原郡	郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
周智郡	郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
磐田郡	郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
濱名郡	郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
引佐郡	郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
濱松市	市	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
引佐市	市	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
濱松市	市	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計		二六	三三	三三	二、六三三	八二、一一〇	五、八二一	一	一	一	一	一
大正九年		三三	三三	二、六〇三	八七、三三三	四、七六六	一	一	一	一	一	一
大正八年		三六	三二	二、七五一	八六、八〇〇	一	一	一	一	一	一	一



種別	會		數		支部數	會員數	大正十年度 費總額	會		別	補習教育トノ關係
	總數	支部分數	支部數	會員數				選出シタルモノ	選出シタルモノ		
郡市名	40	3	101	1,412	5,160	1,155	1	1	26	0	1
濱名郡	23	0	1	1,412	1,218	433	1	1	26	0	1
引佐郡	13	0	1	1,412	1,218	433	1	1	26	0	1
静岡市	1	0	1	1,412	1,218	433	1	1	26	0	1
濱松市	1	0	1	1,412	1,218	433	1	1	26	0	1
計	36	3	101	1,412	5,160	1,155	3	3	26	0	3
大正九年	35	1	73	849	2,646	7,293	3	3	20	0	3

四 教育會

各郡市に於ける中小學校教員は教育會を組織し、地方の状況に依りて更に支部を設け、或は小區域の教育會を設置し、地方有志の入會を慫慂し、相提携して以て地方教育の啓發社會教育に關する施設等を行ふ。而して郡市教育會等は、明治二十四年五月聯合して縣教育會を組織し縣下教育の振興發展に努め、研究調査をなし、又講演會講習會を開きて社會教育の宣傳普及に従ひ、傍ら圖書館を經營し、月刊雜誌静岡縣教育及小學校補習學校等の教科書、又は課外讀物其の他の參考書

を刊行する等縣下教育の振興に關し貢獻する所尠なからざるものあり。

五 育英事業

本縣に於ては、明治三十七年以來中學校卒業生より毎年俊秀なるもの一名を選抜し、縣費を以て上海東亞同文書院に留學せしむ。既に同校を卒業せるもの十五名に達せり。又大正九年よりハルピン日露協會學校に之と同様留學生を派遣す。其の他大正七年度より高等學校又は専門學校程度以上の在學生にして成績優良なる者に對し學資を貸與するの制を設け、毎年三名乃至四名を選抜せり。本年度に至りては之を廢止し、静岡育英會をして縣費貸費生を引繼かしむることとせり。又各郡市には士族獎學資金と稱する獎勵團あり。明治二十一年舊藩主徳川公爵家より、本縣在住の士族に對し、五千圓及田畑山林四十八町歩を贈與せられたるに淵源するものにして、其の後土地を賣却して現金に合し、各郡市在住の士族團に分配し、之を基金として利殖の傍ら子弟獎學の資に充てつゝあり。又静岡市經營の大禮記念獎學資金は大正五年度に於て設定したるものにして、小中學校卒業者中成績優良なるものに對し賞金を授與しつゝあり。



静岡育英會は明治十八年七月の創立にして、舊幕臣の子弟に學資を貸與して成業せしむるを目的とせしか、大正六年より事業を擴張する爲、徳川公爵を總裁に推戴して會則を改め、貸費の範圍を一般静岡縣人の子弟及舊幕府縁故者の子弟とし、大正九年には會員の増加に伴ひ、静岡市に支部を設け、徳川邸内に寄宿舎明德寮を設置せり。同會は現に資産五萬六千餘圓、出資會員九百二十二名を有し、學生十一名に貸費し、寄宿舎明德寮に三十八名の學生を收容せり。而して十年度より縣費五千圓の補助金を受け、縣費貸費生八名に對し繼續貸費すると共に、更に新舊合して五十名に達するまで平均二十圓の學費を貸費する豫定なり。

### 第九節 學校衛生

就學を強制し、多數の兒童を一箇所に收容して教養するに當り、校地校舎を始め教授衛生の振否は、直に生徒兒童の健康上に多大の影響を及ぼすことを俟たず。明治二十四年文部省に學校衛生取調囑託を置き、翌年標準机腰掛の制定あり。二十七年訓令を以て、體育衛生に關する警告を與へ、三十年學校清潔法の標準を

規定し、翌年學校醫の設置職務規定の發布あり。更に三十三年學生生徒及び幼児身體検査規程を定めたり。本縣に於ては以上諸規程の精神を貫徹するに努め、學校清潔法の勵行の外學校醫の視察を督勵し、傳染病豫防、トラホーム治療に就ては大に努力せしめつゝあり。大正七年學校醫會を開催し、爾來各地に之を設け諸般の打合をなし向上發展を企圖しつゝあり。學校醫は一般衛生思想の發達に伴ひ漸次各町村に設置せられ、大正九年十月の調査に依れば、縣下小學校四百八十九校に對し四百五十四校に之を設置を見、中等諸學校は殆ど全部之を有す。而して本縣は夙に學校衛生顧問を設けたれとも警察醫の兼務なりしを以て大正九年專任の學校衛生主事を置き、學校衛生の振興に努めつゝあり。

### 學校醫

(大正九年)

學校別	學校數	學校醫ニアル學校數	學校醫年手當總額	同一校平均額	同	上最多額	同	上最少額
小學校	四六	四六	七、八九〇.〇〇	一七.三	同	一五〇.〇〇	同	三〇.〇〇
中學校	七	七	五〇〇.〇〇	七二.八	同	一〇〇.〇〇	同	〇〇.〇〇
女子中等學校	三	三	三、〇〇〇.〇〇	一、〇〇〇.〇〇	同	一〇〇.〇〇	同	〇〇.〇〇



静岡縣勢要圖

學校別	學校數	學校醫アル學校數	學校醫年手當總額	同上校平均額	同上	上最多額	同上	上最少額
實業學校	一八	一	413.0	22.9	同	100.00	同	10.00
師範學校	三	一	20.00	20.00	同	20.00	同	2.00
各種學校	三六	一〇	112.00	11.20	同	20.00	同	2.00

備考 師範學校三校中二校は縣學校衛生主事兼務す

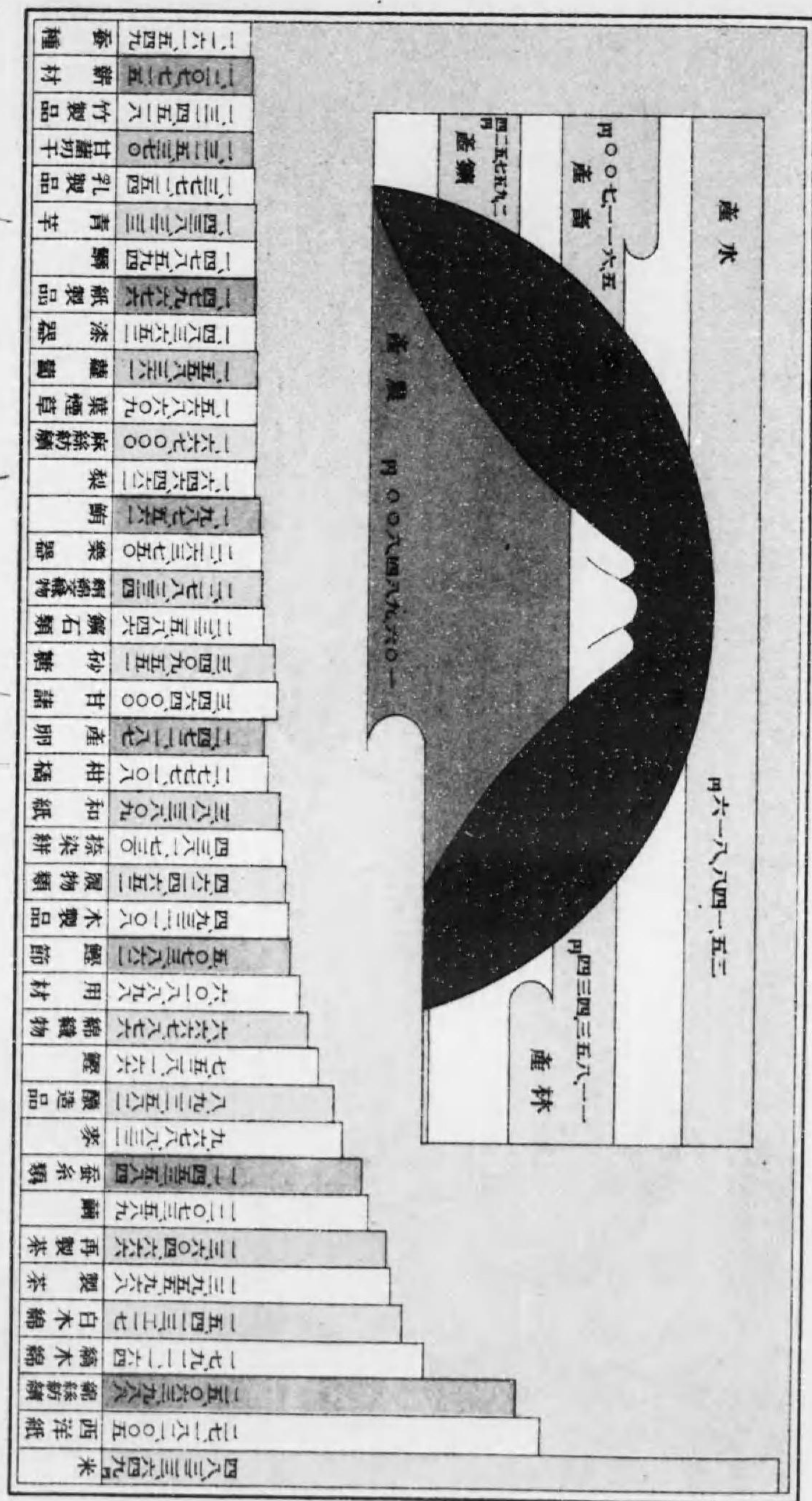
學校醫資格別調

(大正八年度)

卒業學校種類別	人員
帝國大學 醫科大學 卒業者	二〇
元東京大學醫學部醫學科本科又ハ別科卒業者	一四
官立醫學專門學校醫學科卒業者	九〇
元高等學校並高等中學醫學部醫學科卒業者	二二
公立醫學專門學校及公立甲種醫學學校卒業者	五
東京帝國大學醫科大學國家醫學講習科修了者	一一〇
其他ノ醫術開業免許狀ヲ有スル者	三五
計	三五

較比產物要重

年九正大









## 第五章 産業

### 第一節 概況

本縣は氣候溫和、土地膏腴にして、農産の收利多く、茶は全國總産額の四割に上り、柑橘は第二位を占め、梨、生姜、絲瓜、落花生等の特殊農産物亦各其の首位に在り。而して富士及赤石山系の重疊起伏するところ自ら林産の富源を爲し、二十餘川の流るゝところ百餘箇所の發電所を有し、官私鐵道二百哩、國府縣道四百二十餘里は縦横に管内を貫通し、清水、下田は東海の要港として貨客集散の要口となり、從て商工業の發達を促し、紡績、洋紙、漆器等は東中部に發達し、織物、形染、帽子、樂器等の製造は西部に於て特色を有し、何れも全國に於て一二の地位を争ふ。又百三十餘里に亘る沿海は到る處魚族に富み、殊に近年遠洋漁業の發達著しく、其の漁獲八百萬圓に上り、水産製造物亦七百三十萬圓にして全國に於ける第二位を占む。其の他畜産に在りては東部地方に多くの乳牛を飼育し盛に煉



乳を製造せり。

今明治四十年以降生産價額を掲げて其の梗概を示せば左の如し。

年次	種別	農 業							計
		農	工	業	績	業	林	水	
明治四十年		41,530,363	33,170,199	818,807	4,832,640	5,177,069	943,059	73,548,533	
大正元年		50,691,009	48,857,318	2,118,789	5,120,124	9,451,891	1,185,638	117,464,698	
同 二 年		53,449,673	49,681,766	3,069,068	5,433,875	7,368,307	1,174,816	130,888,977	
同 三 年		39,882,686	55,544,153	2,595,541	4,600,011	7,123,703	1,277,798	106,963,891	
同 四 年		41,661,326	57,511,448	3,833,918	3,298,886	9,076,573	1,595,685	116,886,824	
同 五 年		48,870,270	63,598,508	7,092,632	3,627,096	7,932,149	1,800,365	133,943,034	
同 六 年		64,256,011	101,043,906	6,847,333	6,698,393	13,033,650	2,377,011	195,255,344	
同 七 年		91,123,621	163,028,834	8,370,859	9,333,069	17,338,009	3,717,739	292,891,101	
同 八 年		138,865,995	334,338,500	5,656,661	14,103,966	21,943,888	5,599,333	411,496,043	
同 九 年		106,980,800	186,838,377	2,957,544	11,853,434	35,148,826	5,661,700	339,394,591	

第二節 農 業

一 耕地及農業戸口

耕地の面積は、開墾、耕地整理等により、年々増加すと雖、農家一戸當の耕地

段別は、田畑共に全國平均(田五段四畝歩、畑六段六畝歩)に比して稍々少しとす。

年次	自作地		小作地		合 計		一戸當り耕作地
	田	畑	田	畑	田	畑	
明治四十年	37,547,035	33,340,351	18,000,377	6,144,011	62,377,000	62,377,000	893.9
大正元年	37,732,326	36,935,910	14,438,284	6,133,611	61,633,611	61,633,611	810.1
同 五 年	38,642,181	40,834,013	13,028,591	6,277,711	61,777,711	61,777,711	810.3
同 六 年	36,788,861	41,034,013	12,834,511	6,907,333	61,073,333	61,073,333	810.1
同 七 年	36,332,326	41,334,013	12,556,711	6,874,511	61,043,511	61,043,511	808.8
同 八 年	36,342,326	41,334,013	12,556,711	6,874,511	61,043,511	61,043,511	808.8
同 九 年	36,342,326	41,334,013	12,556,711	6,874,511	61,043,511	61,043,511	808.8

農家は自作農漸次減少して、小作農及小作兼自作農増加し、農業者は男女共に漸次減少の傾向を示しつゝあり。

年次	總戸數	農 家 戸 數		計	農 業 者
		專 業	本 業		
明治四十年	224,597	95,857	45,078	139,935	606,947
大正元年	226,834	94,366	45,755	140,121	605,365
同 五 年	221,026	92,912	48,096	141,008	604,934